

小松帶刀傳
薩藩小松帶刀履歷
小松公之記事

小松帶刀傳

薩藩小松帶刀履歷

小松公之記事



小松帯刀公肖像写真



薩藩小松帶刀履歷·小松帶刀傳·小松公之記事

清
 高
 一 天保六年乙未十月十四日誕生母若嶋清不在街門久實之女
 父者此今領主所發主殿伴直者之三子也稱行台尚五知伴直
 方
 一 弘化元年己亥十一月十五日初生稱
 御号一張
 一 安政二年乙卯正月十五日襲御小姓御近習普勤拜年
 一 安政三年乙未正月廿七日拜侍伴直而三年伴直之清教之為
 後殿
 小松相馬經國卷二 在河内
 薩藩小松帶刀履歷部分

薩藩小松帶刀履歷部分

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料第二十一集として、ここに「小松帯刀伝」「薩藩小松帯刀履歴」「小松公之記事」三編を収めて刊行いたします。

本書は、幕末維新期の薩摩藩家老として重要な役割を果たした、小松帯刀の伝記関係をまとめた史料であります。

県史料の刊行は、資料の保存をはかり、研究者の利用に供することを目的に進めてきた県立図書館の事業の一つで、史料集の刊行がこんにちまでとどこおりなく続けられていることは、県史料刊行委員の方々の並々ならぬご協力の賜と存じます。

今回は、鹿児島県立短期大学の芳即正教授に編集・校訂・校閲をしていただきました。長期間にわたるお骨折りに心から感謝いたします。

なお、この史料が地方史の研究に少しでも役立てば幸いです。

昭和五十五年十一月

鹿児島県立図書館長

宇 都 哲

解題

本巻には小松帯刀に関する資料中

一、「小松帯刀伝」

二、「薩藩小松帯刀履歴」

三、「小松公之記事」

の三編を収めた。

小松帯刀は喜入領主肝付兼善の第二子で、二十二歳の時吉利領主小松清猷の後嗣となつて小松姓を名乗ることとなつた。

島津斉彬没後の文久元年側役となり翌年久光の率兵上京に随従、同年末家老に進んだが、当時西郷隆盛は南島謫居中で、帯刀は大久保利通ら藩内少壮藩士の誠忠組に心を寄せ、名門上級藩士として誠忠組の藩政進出への重要な推進役となつた。

薩藩誠忠組の幕末史上における役割を考えると、帯刀の果たした役割は極めて重大であるが、病弱のため明治三年三十六歳の若さで没した。従つて明治維新といえは西郷、大久保ときて、小松の名はかすんでしまう。しかし実は西郷、大久保の働きは、小松の存在を抜きにしては考えられないのである。

それにも拘らず小松については一編の伝記も存在せず、関係史料もまとめられていないため、小松の活躍を系統だつて知ることができない。ところが幸い鹿児島県立図書館所蔵資料の中に、本巻に収めた如き資料と日記類（次年度収録）が存在する。

ただこの史料集は元來後世の編集物を除き原典史料を刊行することを趣旨としている。しかしここに収めた三編は後人の執筆編纂したものであるが、小松についての伝記概略をまとめたという点極めて貴重であるとともに、もちろんこれまで刊行されたこと

はなく、また恐らく将来もその機会はめつたなことでは到来しないであろうと思われる種類のものである。

この意味から取て本史料集に採用した次第である。

「小松帯刀伝」は坂田長愛の編である。表紙に「昭和四年七月編、温故」とあり以下は破損している。温故知新齋即ち坂田長愛の編であることを示す。

「薩藩小松帯刀履歴」には「坂田蔵書」の印があり、別に「鹿児島県史編纂事務所」の印もある。同書の東大史料編纂所本に「島津家編輯所図書、大正一二年二月二〇日購入」とあり、それ以前の編集であることを示す。編者は不明である。「小松帯刀伝」は関係書簡等縦横に駆使した極めて実証性の高いもので、「履歴」も関係辞令が掲げられており、両者相まって現在唯一のまとまつた信頼性の強い小松伝といえよう。

ただ本文引用書簡中例えば大阪とあるべきところを、大阪と記している等の現代式への改変があるが、本書ではそのままにした。ただ参勤交代を参観交代としたなどは改めた。

編者坂田長愛は鹿児島県立二中教諭から島津家臨時編輯所に勤め、編集業務に携わるかたわら多くの薩藩史関係の業績を残した人である。甲南高校所蔵の同氏履歴書によると、明治三年二月十三日肝属郡小根占村川上百十一番戸生まれの士族で、(以上戸籍簿と照合)明治二十五年鹿児島県尋常師範学校卒業後、薩摩郡・谷山郡・鹿児島市等の小学校・高等小学校の訓導・校長を歴任した後、三十年十二月高等師範学校臨時官費専修科国語科に入学、二十三年三月同校を卒業している(当時高師は東京だけ。この間休職)。その後大分県立杵築中学を経て二十五年六月九日県立鹿児島

中学校教諭に任じ同校分校在勤を命ぜられた。

同分校は三十九年四月二中と改称させられるわけである。四十四年十一月十一日の校内辞令までで履歴書は終っている。その後の異動は正確にはわからない。ただ後掲の「薩藩勤王思想発達史」の初めの部分に次のような記述がある。

「大正十二年十月二十六日磯尚古集成館に於ける薩藩史研究会に於て東京島津公爵家編輯所の坂田長愛氏講演の概要。」

また大正十五年一月公爵島津家臨時編輯所刊行の「木村探元小伝」の最後に、同編輯所編纂員坂田長愛編とあり、このころ島津家臨時編輯所に勤務していたことがわかる。

ただそれが何時からか始期は不明であるが、大正初期からである。同編輯所は昭和初年の金融恐慌による十五銀行破産で閉鎖され、三十人余の職員は整理されたという（川辺惟定氏談。「しらゆき」）。その折坂田氏も退職、その後東京在住で（川辺氏談）戦時中小根占に疎開、昭和二十年四月二十二日死亡された。

その間多くの薩藩史関係史料の編纂執筆を行ない、現在県立図書館に所蔵されているものを年代順に列挙すると次の通りである。

- (1) 「鹿児島県案内」加藤雄吉と共編、明治四十年十月二十日刊
- (2) 「赤崎海門文集」、大正五年十月上旬刊
- (3) 「薩藩維新戦史」。大正四年十一月上旬。全文漢文体。本文初めに坂田長愛編とあり、別に同じものが一冊あり、それには「鹿児島県史編纂事務所」の印がある。
- (4) 「征韓役の薩軍、草稿」、大正五年十一月。
- (5) 「八田知紀一代略記 全」、大正十二年五月中旬。本資料内容は二部より成る。

(4) 「八田翁一代略記」この下に自筆之写とあり、その右側に

「子八田善助」と朱書がある。また下の方に「大正十二年五月中旬編輯所本にて」とある。

(4) 「元治二年九月より明治八年五月迄要旨 八田善助」

即ち(4)、(4)を筆写したというもので、坂田長愛の執筆したものではない。

- (6) 「薩藩勤王思想発達史」、大正十三年十一月二十七日刊。発行人、池田米男・右川九介
 - (7) 「木村探元小伝」、大正十五年一月。
 - (8) 「島津斉彬公文書史料雑記」、大正十五年九月下旬。
 - (9) 「島津斉彬公文書 第二輯」、大正十五年十一月中旬
 - (10) 「小松帯刀伝」、昭和四年七月編
 - (11) 「薩藩小松帯刀履歴」、年代不明。「鹿児島県史編纂事務所」印あり。
 - (12) 「高崎正風歌集」、昭和七年極月蒐
 - (13) 「覺藩紀伝体和歌史」、昭和八年九月編
 - (14) 「黒田清綱歌集」、昭和十一年十一月蒐
 - (15) 「黒田清綱伝稿」、昭和十二年八月中旬
 - (16) 「覺藩基督教史草稿才三稿」、昭和十五年八月
 - (17) 「高崎正風伝草稿」、年月不明。或は(12)編纂の昭和七、八年か。
 - (18) 「民間薬用植物研究」全五冊「昭和十八年二月より」とあり、昭和十九年四月には図書館への寄贈手続きが終っている。
- 以上は県立図書館に寄贈及至購入されたもので、神田三男氏や古賀秋好氏の伝聞によると未亡人（福島県出身）が戦後県外に、相当数の資料を運ばれたというから、その中に何かあったかもし

れない。

いづれにしても大正五年ごろからの編著が多いが、上京が大正初年ではなかつたかという推定もこれに基づく。島津家臨時編輯所という史料の宝庫に入つて研究活動も活発になつたのだろう。

昭和七年ごろ以降が多いのは同編輯所退職後余暇を得て一層精力的になつたということであろう。

才三の「小松公之記事」は終りの方に記された如く筆者は祿寝直治で、同氏が明治二十六年五月二十八日から六月九日まで鹿児島毎日新聞に掲載したものだという。鹿児島毎日新聞は吏党独立倶楽部の機関紙として、明治二十四年十一月三日創刊号を出した郷土紙で、のち鹿児島新聞に合併されるものである。

祿寝直治については詳細不明で、本人も小松とは何の関係もないといっているが、或は祿寝氏の一族であろうか。この記事は「小松帯刀と明治維新」および「小松帯刀逸事」の二部から成り、前者に主力が注がれている。小松の維新史上の役割を中心にした一種の評伝で、史料集ではないが、明治中期の鹿児島の小松観を知る上から貴重である。文中例えば薩英戦争の時大久保利通が京都留守居であつた等の誤つた記述があるが、そのままとした。

昭和四年七月編

小松帶刀傳全

小松帶刀傳 目次

一、年表	一
二、家系及少壯時代	四
三、藩廳活動時代	七
四、中央政變活躍時代	九
五、王政復古準備時代	二〇
六、外國官奉職時代	四二
七、退職時代	五〇

小松清廉帶刀傳

一 年表

- 天保六年己未十月十四日誕生（西曆即チ太陽曆一八三五年十二月三日）父薩摩國喜入領主肝付主殿伴兼善第三子。
- 母島津又左衛門久買之女。幼名尚五郎兼才。
- 弘化元年十一月十五日初テ守護齋興公ニ拜謁シ弓一張ヲ進下ス。
- 安政二年正月十五日奥御小姓ニテ御近習番勤ヲ命セラル。 十才
- 全 五月江戸詰ヲ命セラレ十八日出發六月廿八日江戸着。 二十一才
- 全 九月三日江戸發十月八日帰着。
- 安政三年正月廿七日小松相馬清猷ノ後嗣トナリ、詰衆ヲ命セラレ小松尚五郎ト称ス。 二十二才
- 全 五年三月朔日小松帶刀清廉ト改名ス。 二十四才
- 全 四年十二月朔日當番頭奏者番兼務ヲ命セラル。
- 萬延元年六月廿三日伊勢雅樂・北郷久信（佐左衛門）ト共ニ辨天波戸臺場受持ヲ命セラレ、二ヶ月毎ニ交代セシメラル。 二十六才
- 文久元年正月十一日北郷久信ト共ニ長崎ニ出張シ、電氣水雷等ヲ研究スベキヲ命セラレ、同廿一日出發同三月十八日帰着。 二十七才
- 文久元年五月十八日當役ニテ御側役勤ヲ命セラル。
- 全 年六月十四日北郷久信、石河權太郎等ト磯邸ニテ電氣水雷術ヲ実演シ忠義公觀覽ニ供ス。
- 全 九月九日造士館及演武館掛ヲ命セラル。
- 全 十月廿日御改革方御内用掛ヲ命セラル。
- 全 十二月廿一日江戸へ御内用ニ付急ニテ出府ヲ命セラレ、御賄ニテ天祐丸ヨリ出發スベキノ處都合ニ依リ停止。
- 文久二年正月六日二の丸成就シ、久光公轉任ニ付掛ヲ命セラレ、二月廿四日移轉セラル。（作） 二十八才
- 文久二年正月十日伊佐地頭職ヲ命セラル。
- 全 正月十五日勤方從前ノ通ニテ大番頭ヲ命セラレ、家老吟味ニ參セシメラル。
- 全 二月廿八日加世田ニ地頭所ヲ繰替ヘラル。
- 全 三月十六日中山・大久保等ト久光公ニ從ヒ上京ノ途ニ就キ、四月十六日着京ス。
- 全 五月廿日京都ニ於テ御側詰、御側役兼務ニテ家老同様御用取扱ヲセラル。
- 全 五月二十二日勅使左衛門督大原重徳卿京都ヲ發シ關東ニ下向ス、高津久光公兵ヲ率キテ護衛セラレ之ニ隨行ス。
- 全 八月廿一日久光公江戸ヲ發シ閏八月七日入京、九日參内廿三日帰國ノ途ニ就キ九月七日着寢セラレ、又之ニ隨フ。
- 全 十月二日復京師ニ入り五日江戸ニ向テ出發、順聖公位階追贈。忠義公參觀猶豫願等ノ事ヲ終へ、廿九日齊彬公ノ女曄姫・寧姫ノ二君ヲ護シテ下國ス、
- 全 十二月廿四日御側詰兼務ニテ家老ヲ命セラレ、役料高下石ヲ下賜セラレ、同役川上但馬上席ニ班セシメラル。
- 全 十二月廿七日家老ニテ御勝手方掛・御軍役掛・琉球掛・同産物方掛・唐物取締役掛・御製藥方掛・造士館演武館掛・御改革御内用掛・佐土原掛・蒸汽船掛ヲ命セラル。

文久三年一月八日出京シ、全月廿三日蒸汽船永平丸ニテ大久保利通

ト共大阪出帆、帰國途中明石沖ニテ暗礁ニ乗揚ケ破船セシ故

引返シ、更ニ公義ノ船ヲ借りテ帰國セリ。二十九才

文久三年三月四日帶刀等總勢七百人ニテ久光公ニ從ヒ白鳳丸ニテ東

上シ十四日着京、十八日退京、四月十一日鹿兒島ニ着ス。

全 五月貞姫君近衛家ニ入與ノ為上京ニ付御用掛ヲ命セラル。

但貞姫君上京ハ薩英戰爭ノ為延期シ十一月八日發途。十二月十

日着京、十八日入與セラレ帶刀ハ隨行セズ。

全 七月二日薩英戰爭、八月十八日中央政變(一變セシナリ)九月十二

日久光公御召ニヨリテコロ日上京セラル、ニ付先發入京シテ、

二十九日兵庫ニ公ヲ迎フ。

全 十一月三日慶喜公近日大阪着ノ筈ニテ在京久光公ヨリ大阪ニ遣

ハサレシガ、着阪ナク七日歸京シ、再ヒ十二日慶喜公兵庫ニ着

船ニ付十三日下阪シ、慶喜公ニ兵庫ニ謁シ廿日歸京セリ。

元治元年正月廿八日貞姫君近衛家御入與御用掛首尾克終ヘタレバト

テ、蒼牡丹御紋ヲ家紋トシテ用フルコトヲ近衛家ヨリ許サル。

全 二月六日指宿ニ地頭所ヲ繰替ヘラル。

全 四月十八日久光公京師ヲ發シ歸藩セラレ、島津久治公子及ヒ帶

刀等ハ在京セシメラル。

全 七月十九日禁門ノ變アリテ御所ヲ守衛シ翌日ハ天龍寺ニ出軍ス。

全 八月十三日島津久治公子帰國セラル、ニヨリ亦共ニ帰國セリ。

全 八月廿八日去月十九日禁門變動鎮定ノ功ニ依リ藩公父子ヨリ感

狀並ニ馬壹疋・刀一腰正後ヲ下賜セラル。

全 九月廿日國事尽力ニ依リ藩ヨリ役料高五百石加増セラル。当時

軍備費莫大ニ付獻上ヲ願ヒ願意聞キ届ケラル。

全 九月廿日翔鳳丸ニテ歸京スベキ命ヲ受ケ廿八日大阪ニ着シ上京

セリ。

元治元年十一月一日幕府征長ノ事アリ、在京ノ藩兵ヲ分ケテ應援隊

トシテ出發セシム。

慶應元年四月廿二日諏訪廣兼伊勢ト交代シテ帰國ス。三十一才

全 六月廿六日長崎ニ出張シ、七月廿一日長州人伊藤俊介(博文の)

井上聞多(後の)等ノ變名シテ来リシヲ以テ、相會シテ薩長ノ

不和ヲ解カンコトヲ議シ、八月一日開聞丸ニテ井上(當時山田名)

ヲ伴ヒ市來六左衛門政清ト共ニ歸慶ス。

全 八月十二日市來六左衛門政清ノ吉野実方別莊ニテ桂・大久保・

伊地知(壯之)其ノ他君側ノ人々ニ井上ヲ引キ合セ、薩長親善

ノ談合ヲナス。

全 十月十五日西郷隆盛ト共ニ海軍方一隊ノ兵ヲ率キテ上京シ、十

五日京師ニ着ス。

慶應二年正月十八日京都ノ宿所御花園ニテ長藩木戸孝允・薩藩島津

伊勢・桂久武・西郷隆盛・大久保利通・吉井友實・奈良原繁等

ト會合シ薩長聯合ノ事ヲ談合ス。三十二才

全 二月廿九日桂・西郷・吉井・土藩ノ坂本龍馬并ニ其妻及ビ長藩

三好慎藏等ト京師ヲ發シ帰國ノ途ニ就キ、三月四日三邦丸ニテ

大阪出帆、三好ハ長府ニ歸リ坂本ハ共ニ薩摩ニ赴キ、八日長崎

ニ着シ十日歸着ス。

全 三月十四日ヨリ四月八日迄榮ノ尾温泉ニ浴ス、三月廿八日ヨリ

四月一日迄坂本龍馬夫妻、吉井ト共ニ塩浸温泉ヨリ見舞トシテ

來レリ。

全 六月十五日ヨリ同十八日迄英國公使パークス、水師提督海軍中

將キン氏ト共ニ修交ノ為軍艦ニ隻を率キテ鹿兒島ニ來リタルヲ以テ、專ラ其ノ周旋應接ニ當ル。

全 慶應二年十月八日上京ヲ命セラレ、十五日三邦丸ヨリ西郷ト共ニ上京シ廿六日着京ス。

全 十一月七日役料高千石之内三百石献上ノ内願聽許セラル。慶應三年正月十一日諸掛從前ノ通ニテ城代家老ヲ命セラレ役料高千石ヲ下賜セラル。

全 正月、西郷・大久保等ト議シ大藩諸侯ヲ京都ニ會シ、長藩處分及ヒ開港ノ二問題ヲ解決センコトヲ計ル。

全 四月二日久光公ニ從ヒ着阪、同四日將軍ノ使大日付永井主水正來リ之ニ出會ス、十二日着京。

全 五月廿四日御用ニテ御所ニ參上ス。久光公參内セラルベキノ御用ナリシヲ御断ニ付再ヒ參上ス。

全 五月廿五日西郷・大久保等ト會シ、討幕王政復古ノ藩論ヲ内決ス。

全 八月十五日ヨリ九月十五日迄久光公大阪ニ病ヲ養ハレ帶刀之ニ從フ。

全 十月八日西郷・大久保及ヒ長・藝藩士等ト討幕ノ旨降下ヲ請フ、同十三日密勅下リ請書ヲ奉ル。

全 十月十三日將軍慶喜在京諸藩ノ重臣ヲ會シ政權奉還ノ書ヲ示サル、依リテ後藤象次郎ト大に之ヲ從遷シ、且ツ二條關白ニ到リ許可アルベキヲ談シ、翌日直チニ上奏許可セラレタリ。

全 十月十七日西郷・大久保及ヒ長士廣澤兵助福田依半等ト京師ヲ發シ藝船萬年丸ニテ歸國ノ途次山口ニ立寄り廿三日毛利父子ニ謁シ、廿四日曉出帆二十六日着慶ス。

全 十一月七日御用ニ付上京ヲ命セラル、是レ藩上ノ上京ニ隨從ノ為ナリ、然レトモ脚疾ニテ歩行スル能ハザルヲ以テ在國治療セリ、島津伊勢・岩下方平・西郷隆盛等隨從シ十三日鹿兒島ヲ發シ同廿三日着京スト云フ。

全 明治元年正月十八日鹿兒島發三邦丸ニテ上京、廿五日着京セリ。

全 正月廿八日徵士參與ニテ外國事務掛ヲ命セラル。

全 二月二日徵士參與職總裁局顧問ヲ命セラレ外國事務局判事兼勤ヲ命セラル。

全 四月、耶穌教ニ関スル下問ニ付建白書ヲ呈ス。

全 閏四月廿一日從四位下ニ叙セラレ辭退シタレド十月十五日再叙セラル。

全 五月十日當官ニテ關東下向ヲ命セラレ六月四日神戸發、同十日江戸着、十五日ヨリ横濱ニ赴キ當月中滞在セリ。

全 五月廿三日當官ニテ大阪府在勤ヲ命ゼラル。

全 九月三日當官ニテ外國官副知事兼勤。

全 九月四日玄蕃頭ニ任セラル。

全 九月十日御東幸御用ニ付東京先着仰付ラル。

全 明治二年二月五日領地返獻並ニ家格奉還ノ願書ヲ藩主ニ呈ス。

全 五月十五日是迄ノ職務免ゼラル。

全 七月中旬大阪ニ赴キ、大阪醫學教師「ボードウキン」ノ治療ヲ受ク。

全 九月廿六日勲功ニ依リ朝廷ヨリ禄千石ヲ下賜セラル。

全 十月、禄位辭退ヲ願出シタレトモ聽許ナシ。

明治三年正月 再ビ禄位辞退ヲ願出ス。

三十六才

明治三年五月十六日御前賜饌不参ニ付酒饌ヲ送り賜フ。

全 五月廿七日遺言書ヲ調製ス。

全 七月十二日病氣全快次第東京ニ住居スヘキ命ヲ拜ス。

全 七月廿日大阪ニ於テ卒去ス、謚號豐御蔭玉松彦命。

明治九年十月二日舊領内口置郡吉利村圓林寺ニ改葬ス。

二 家系及少壮時代

帶刀は大保六年（未）十月十四日を以て生る。父は薩摩國喜入の領主肝付主殿兼善にて、母は島津又左衛門久貫の女なり、幼名を尚五郎兼才といひ兄第六人あり、長兄を兵部兼両といひ他腹の兄にて肝付家を相續せり。次兄は相良家を継ぎて治部といひ同腹たり。明治戊辰の役薩兵の東海道總督として出軍し江戸城を收むるに効あり。次は即ち帶刀にて兼善の三男たり。四男は不幸にして夭折せり。五男を山田司といふ。戊辰の際私領三番大砲隊長として會津征討の軍に従ひ、その最も困難なる日光口に向ひ會津領関山峠に於て奮闘し、敵壘を抜きて終に戦死し賊の死命を制したるを以て總督より感状を賜ふ。六男を吉利群吉といひ元治元年禁闕の変に城下隊の物主即ち隊長として出軍し、蛤御門を守衛して敵を退け、又戊辰の役にも隊長として越後に出征せり。かく兄弟共に皆名家を相続して拔群の功を顕はしたるは、祖父兼役の夫人貞雲院がよく其の孫等の後來を慮りて名家の嗣たらしめしに據るものにして、就中帶刀は吉利郷の領主小松相馬清猷が安政二年六月琉球に没するや後嗣なきを以て、翌三年一月その妹チカの帶刀より年長なるに拘らずその入夫たらしめしものにて、小松家は家格も高くその力量によりては家老たるを得へき家柄なるを以て、後來を慮りて周旋したるものなり。帶刀幼より学を好み儒学を横山安容（安容之）に学び、號を觀瀾といひ香雪齋と稱す。又歌学を八田知紀（善左衛門）に受け、晝夜勤学怠らず一旦寝所に入るといへども目覺なれば再び起きて讀書するを例とし、通夜讀書すること亦尠からずといふ。然れども身體やや蒲柳の質なりしを以て、母君は常に之を憂ひ勤学を停めて保養を勤めしむ、帶刀素よ

り孝心深き人なればまた能く其の言を守りて攝養を怠らず、加ふるに兄弟を愛する心深く、能く兄に仕へ又二人の弟を愛して之を教諭し勤学せしむ、故に三人の弟も亦帶刀に仕ふること恰も慈父の如くなりしといふ。然れども其の生家といひ養家といひ共に領主格即ち一所持の家なれば、多くの侍臣家臣に傳づかれ、白然の活潑なる氣魄を養成すること能はざりしなるべければ、西郷・大久保等の如く艱難辛苦に堪へ得るの體格を所有せず、志士を愛して之を活動せしめしと雖も自ら折衝して過渡時代の諸種の難局に當ること甚だ困難にて、西郷・大久保等の活動家をして多方面に向つて活動せしめ、朝幕の間に立ち或は薩藩君臣の間に立ちて尊王の氣運を導き、薩藩をして首として維新の鴻業を翼賛し奉ることを得しめたる一半は、帶刀與りて力ありといふべし、されはその功によりて華族に列せられ伯爵を授けられたるもこれが為なるべし、惜い哉身體強健ならず屢々保養を要し、殊に大將軍をして大政奉還を決意せしめ、討幕の密勅を實行せずして容易く奉還するに至らしめたる如きは最も與りて力ありしを、新政府出現の際には疾病の為に尽力すること能はざりしを以て枢要の位置を得ざりしのみならず、終に思慮圓熟の年齢に至らず其の抱負を齎して逝きしこと誠に遺憾なりといふべし、若し帶刀をして健全なる身體を得しめば或は更に活潑なる働をなし、も図るべからざれども、其の時代貴族の教育習慣として、又父母の情として却つて児童青年の活動性を自然に拘束せられ、これが為に身體を薄弱ならしめしものあらざりしか、氏が未だ肝付家に在りて尚五郎兼才と稱せし十七八才の頃の近侍者の談を記したる左の二件の談話を見れば、一面帶刀の氣質を窺知することを得ると共に、其の時代貴族の教育の他の一面を談ずるものあらんか。

拾七才の比より多病の身體となり、母君大に愛へ勤学を止め堅く保養を命ぜらる。付の役員にも注意を命ぜらる、此の時分より琵琶を弾くことを始め保養の助けとせらる、事凡そ一年半位、術漸く成らんとするや、面白がりて琵琶を手にとること晝夜數度に及べり、爰に於て執事安樂八左衛門其の遊惰の弊増せんことを憂慮し、或時諷諫するに、赤星の座頭歌(ひしものにて、當時言口者之よ歌トウツツ又はサトウといふによる)を引言にして、肝付家先祖の苦戦せられたるを演説せしに落涙して許容せられしが、其夜直ちに琵琶の絲をかなぐり捨て、棚の角に押込み再び琵琶を取られしを見ず、此の頃より交際を四方の名士に結び、晝夜諸方に独行せしに母君又是を聞き心配して、供なしに世間へ独行せられざる様教命し、付きの役員にも諭達せらる、尚君(帶刀の幼名)母前は能く承諾し竊かに付の者に言はれるは、我等は供扨列る、身分にあらず、然れども母君心配せらる、故中途まで付越し、途中より遊んで帰れと帰さる、に至れり、此の時分より誠忠派現はる、保養の為諸所へ湯治等に被行事年二三回づ、有りしが、或時の咄に湯治は養生計でなく、間には学問に成る事多し、湯坪杯にては諸方の人集り種々の咄をする故我が姓名を称せず、田舎者の風にて居れば民間の風俗其他心得となる事を聞き得ること多しと語られしが、若年の身にて深慮ある咄也と感心して聞きし事あり、数年ならずして御小姓役拜命せられければ、学文は充分なかりしかども才智衆に越え、年をとるに従ひ決断よきは若年より君が特性なりき。

安政二年五月江戸詰を命ぜられ、十八日鹿兒島を發し小倉より船にて翌月六日大阪に着し、十日伏見を發せしが途中轡子にて大風雨に逢ひ、安部川に妨げられ三日間滞在し六月廿八日江戸に着す。居る

こと僅かに二ヶ月餘にてまた帰國を命ぜられ、九月三日江戸発歸途に上り十月八日歸着せり、是より先薩摩吉利郷の領主小松相馬清猷安政二年六月年二十九歳を以て琉球に歿するや、後嗣なきを以て安政三年正月二十七日同家の相續人となり、その妹チカに配し詰衆を命ぜらる、時に年二十二才也、尋で南泉院火消役たりしが、同五年三月に至り小松帶刀清廉と改名し、後號を觀瀾と称せり、今少しく此の両家の家系を述べんに、小松家は小松内大臣平重盛の末裔にて重盛の孫高清に出ず、高清は童名を六代丸といひ、文治元年十二月十七日京都高蒲谷にて北條時政に捕へられ、関東に送らる、途中江州野路にて文覚上人の爲に救はれ其の弟子となり、叔父土佐守宗實と共に頼朝の赦免を得、上人に従ひて高尾に至り同五年薙髮して妙覚といふ、建久十年上人の隠岐に流さる、や、建仁三年十一月二十七日相模國田越川にて誅せらる、年三十、法名を良潮といふ、その高尾に居住せる時一子あり、沙弥行西といひ清盛の清と重盛の重とを用ひて清重と名つけ、同祖北條時政の爲に救はれ、建仁三年七月三日頼家の許容を得て大隅國禰院に下向す。依りて氏を称寢と改め称寢南俣の地頭職たり、時に大隅國菱刈の住人に菱刈重能といふものあり、称寢南俣院の地を押領せんと欲し之を関東に訴ふ、問注所の決裁にて清重の勝利となり安堵の下文を得て帰國す、會々風雨に逢ひ氏神建部大明神に祈誓して難を免る、依て神社を創建し大隅の土建部清房の氏を冒して建部と称せり、尔後子孫繁栄して数百年の間に数十の庶家を生じ、島津の家中領主一所持他家の中に格式高き家柄の一にて代々根占を領し來りたり、元來島津家にては家臣の格式を十分以上にて一門、一所持、一所持格、寄合、寄合並、小番、新番、小姓與等に分ち、一所持格以上の人を着座の面々と称し、嫡

子御直元服以上にて家老となることを得る家柄とせり、小松家はその一所持たり、清重より十七代重張に至り、文祿四年九月三日豊臣秀吉の命により称寢院より薩摩國日置郡吉利郷に移され、其の庶家故舊の臣数百人を率ゐて吉利郷に移りたり、其の祖建仁三年封を此處に受けしより代々相継ぎ三百九十二年に及べり、尋いで廿一代丹波清雄に至り家老となり殖産興業を励みたるを以て名あり、廿四代清香も亦家老となり、寶曆十一年十二月十五日称寢の氏を改めて小松と称す、廿八代帶刀に及びて第三代の家老たり、さればその系統家格の上より由緒ある家柄なり。

次にその所生の肝付家は同次男家にて、肝付家は天智天皇の皇子大友皇子始めて伴姓を賜ひしより伴を姓とし、九代兼行に至りて薩摩に下り、鹿兒島郡神食(カキ)(今伊敷)に居り伴椽と称し、村上天皇の勅によりて舞鶴を紋とす。孫兼俊に至り始めて肝付郡高山本城に移され、氏を肝付と称し代々高山を居城とす、兼俊七代の孫兼重は南北朝の時南朝方に属し忠勤を励みしにより、明治四十五年二月廿六日明治天皇は其の効を追賞せられ從四位を贈らせ給へり、兼重の玄孫兼忠四子あり、第二子其本家を相續し、第三子兼光は別に家を樹て、其の子兼(國カ)同大隅國溝辺を賜ひて此処に遷り、其兼演島津家第十四代勝久公の家老となり加治木を賜ふ、その子兼盛亦貴久公の家老たり、その子兼寛に至り文祿四年加治木より轉じて喜入を賜ひ、是より代々喜入を領せり、兼善は兼寛より十代の裔にして其間第五代久兼・六代兼柄も亦家老たり、故に其の家柄も亦由緒正しき一所持の家系なり。

三 藩廳活動時代

安政五年七月齊彬公薨去せらる、や、其の葬送に當り帶刀火消人数を引卒して警衛に任ず、幾もなくして當番頭に進み奏者番を兼務せしめらる。安政七年（萬延元年）六月伊勢雅樂・北郷作左衛門と共に辨天波戸臺場の受持を命ぜられ二ヶ月毎に交代せり。此の時年二十六歳にて此の頃より勉めて諸有志と交際をなし文武の業に勵みしが當時成田彦十郎・青山善助・木脇權一兵衛・竹下清右衛門・石川確太郎等は砲術、或は砲臺築造等の技術家として、或は蘭學者として名ありしにより之に交を結び、又大久保正助・兎玉雄一郎・海江田武次・字宿彦右衛門・野津七左衛門・八木称平等も亦能く出入して共に研鑽せり、殊に北郷作左衛門は同役にて家格も亦同じければ尤も親善なりき、文久元年正月北郷作左衛門と共に左の辞令を受け長崎江赴き、電氣水雷術等を研究せしめらる。二人家素より裕かなるを以て給費を辞し自費を以て出崎せんことを乞ひ之を許さる。

小松 帶刀

右者御用有之出崎被仰付、九州賦被一下置一候條、仕廻次第立日限被申出候様可ニ申渡一候、
但、御臺場受持被ニ仰付置一候二付、罷歸迄之間親類等之内より致ニ差引一候様被ニ仰付一候。

正月

筑後

私共事御用有レ之出崎被ニ仰付一、左候而九州賦被ニ成下一候段被ニ仰渡ニ難レ有仕合奉レ存候、右に付ては兼て難レ有大祿をも被ニ下置一候二付、自分にて相動中度奉レ存候間、右御賦之儀ハ差上

度奉レ存候、此段申上候、以上、

正月十一日

北郷作左衛門

(張紙)

小松 帶刀

可レ為ニ申出之通一

正月

攝津

覺

私事御用有レ之此節出崎被ニ仰付一候二付、跡御臺場之儀島津隼人方へ相頼置候得共、家來共為ニ差引方、島津勇四郎へ相頼置候間此段御届申上候、以上、

西 正月十一日

小松 帶刀

是に於て二人は此度長崎にて購入せられ、正月十七日鹿兒島に廻航したる蒸汽船天祐丸に乘じ廿一日出發して長崎に赴き、通事二人を雇ひ蘭國軍艦に就き、破裂彈水雷砲術及ヒ軍艦の運轉操作等を学ぶこと約二ヶ月にして三月十八日帰着し、携へ來れる蘭書繪圖等を八木称平・石川確太郎に譯せしめ、更に研究を重ねて四月廿六日及び六月九日の二回忠義公御前にて着發彈の試射をなし好成績を得、六月十四日には磯に於て忠義公臨場の下に電氣水雷を試みにしにこれまた成績良好にして、忠義公甚だ御満悦あり、翌日晒布老正を拝領せしめられ、石川確太郎はまた詩を賦して之を賀せり

奉レ賀ニ小松・平佐君電氣水雷一

橘 光龍

造化神巧人奪來、乾坤供力一絲煤、

不レ容醜虜鏡ニ灣口一、壘粉鐵船奮ニ怒雷一、

其の他の技術の方面にも亦専門技術家を驚かすべき技能を有し、砲術家たる青山善助と共に花火の術をも研究し、前の濱にて之を打ち揚げ、藩主忠義公の觀覽に供したることあり、此等は瑣細なる小

技なりといへども皆是西洋新智識修得の餘技にして、その何れの道を研究するも能く之を應用するの才に富めるを窺知すべきものなり、文久元年九月九日重陽の式ありて忠義公出座せられ、帶刀此の日を以て造士館・演武館掛を命ぜられ、翌日直ちに忠義公の命により寄合以上の館員を招集し、師員一役一人宛を呼び出して素讀或は講義等をなさしめて之を聴聞せしめられ、一週間後の九月十六日及び廿三日には各派の槍術劍術家等を召集せしめ、其の技を角せしめられ翌々廿五日にも亦之を行ひ、久光公にも臨場せられたり、かく藩主・國父を始として総館員競うて文武の研鑽修養を励みしが、帶刀齡廿七歳壯年氣鋭の意氣を以て之に當り、其の奮闘努力の跡忽ち顯はれたるにより直ちに藩主・國父に認められ、同十月廿日以て御改革方・御内用掛をも命せられたり、是れ夫に帶刀活躍の曙光なるべし、是より先十月七日堀仲左衛門(後の伊地知貞馨)御小納戸となり、十一日堀次郎と改名せしめ、江戸出府を命ぜられ筑前にも御用あれば立寄るべしとて差向けらる、蓋し筑前黒田家は高祖父重豪公の子齊澤氏が其の家を嗣がれたる類家をなれば、政治上の談合ありたるなるべし、此の時家老島津左衛門は城代一篇(専任)の勤となり、喜人攝津之に代はり中山尚之介(後中左衛門)・大久保正助(一統)・堀等は屢々帶刀の宅に會し、堀の出府に付き談合を重ねたり、當時江戸にては井伊の遭難後安藤對馬守等政柄を握り、その政事を改めずして官武の間ますく隔絶の有様なるを見て、久光公は齊彬公の遺託により、如何にもしてその遺志を達し朝暮の間を融和し以て外國に對立せんことを慮り、非常の時節には之を處するにその人を得ざるべからずとて、橋刑部卿(藤田)・越前々中將(壽)の謹慎を解き要職に任用ありて然るべからんと献言の爲に出府せしむるに至りたるなり、然れども

採用の程も見えざりき、一方にては又同年十一月九日を以て中山尚之介等を京師に遣されしに、和宮御降嫁あらんとの報を得その不可を唱へられたり、是より先忠義公萬延元年櫻田の変報にて參覲途中引き返し等の事ありしより參覲の延期を幕府に請はれしもその返報なかりしが、この十二月十二日に及び京師より同十四日江戸よりの飛報到着したるを以て、大久保正助利通は同十八日を以て上京を命ぜられ、帶刀は同廿一日を以て出府を命ぜらる、に至りしも、大久保は途中歸國の中山に逢ひ京師の報を得て引き返し、更には廿八日を以て出發し、帶刀は出發間際に江戸よりの急飛脚到着して、去る十二月七日江戸芝屋敷の焼失を報じ來りたるを以て其の出發を見合せ、後終に之を停止したり、これ帶刀の出府は藩公參覲準備の爲なりしもかゝる都合に至りたれば止むを得ず、更に參覲猶豫を請はざるを得ざる事となり、延期を願出したるに秋迄猶豫せられ、加ふるに東海道其外濃州勢州川々普請上納金の殘金四万両をも用捨せらる、事となりたれば、藩公代理として久光公は參覲猶豫の御札等旁の爲明春出府せらる、事に定められたり。

かくて文久元年も過ぎて二年の正月を迎へ、その六日國父久光公の住居に當てらる、二の丸の家屋落成したるを以て、頓(作)て此處に移轉せらるべしとて帶刀は其の掛を命ぜらる、十一日伊佐(作)の地頭職となり同十五日従來の勤務を以て大番頭に進み、特別を以て家老の吟味に與からしめらる、即ち家老の見習なり、時に年二十八才、翌日は直ちに久光公の出府御供を命ぜられ、御側御用人方御用をも勤むべきを達せらる、是に於て二月十九日を以て御首途の御名代を勤め同廿四日を以て久光公重富より移轉の事終り、次いで三月十六日を以て久光公に従ひて鹿兒島を發す、中山尚之介実善・大久保一藏利

通等と扈從するもの上下一千人と註せらる。

是より先伊牟田尚平茂時初名樹敬は前年十二月の初を以て帰藩し、筑前の志士平野次郎(藤井五兵衛)も亦筑前の使者として久光公の邸に來り、筑後久留米の仕家眞木和泉守保臣等も亦竊かに來りて献言する所あり、帶刀は大久保正助利通・中山尚之介実善等と久光公との間に在りて、彼等に対し彼等の齎せる形勢によりて熟議を凝らし、久光公上京の主義方策を定め、西郷吉之助隆盛を召還し先發して志上の激越を押ししめ、堂々たる態度を以て進まんことを劃せるに血氣盛んなる壯士輩は之を緩慢なりと想ひしもの、如し、是枝柳右衛門貞至之「志天之日記」を見ればその状況察知せらるべし、

臘月文久元年の初め美玉親輔の許より書状を以て伊牟田茂時入國あり彼の父母達を列れて伊集院迄越し給へと申入れられけり、扱は世の中にはまだく嬉しき事も残り居る者哉とて妹子まで四人列飛に飛で越しけるが、親輔は茂時の弟獅子目眞覺院を列れて春山の石谷楠公の廟に集りてぞ暮々に伊集院へは着きけり、茂時は翌日平野次郎と共に晝方にと見へられけるか、扱て申さる、様此節入國の儀貞至・親輔を始とし、大久保利済利通以下の八人も中山卿より御用の儀有て御教状持参せしが、大口の番所にて咎められ遂に主君へ奉りけり、又眞木和泉守父子清川八郎の書状も一諸にありければ近日御下げあるべし、然て小松帶刀殿より申されしは、貞至事近日発足の聞えあり必ずとぞめ置候へとの事なり、近日大機會もあるべし早まりて事を破り給ふなどぞ申されける、我心の中空嘯いてうたへるは

いてん日のにほひは見えついでさらは

雪の降る日道踏みひらきてん

四 中央政変活躍時代

かくて久光公は表面は江戸へ御礼参上の為とはいへ、京師より江戸に出で幕府を改卓して朝幕の融和を謀り、若し幕府にしてその議を容れず朝命に従はざる如き事あらば直ちに断然たる決策に出づべきを定め置き、豫め大久保をして其の意を近衛家に通ぜしめ、さて今回の上京とはなりしなり、然れども過激の徒はもどかしく思ひ輕擧に及ばんことを慮り、嚴重なる訓令を發し頓て陸より小倉に至り海路天祐丸に搭じて四月二日室津に上陸し十日大阪に着せらる、此の間浪士各所に屯して公を擁して事を挙げんとすれども公は藩士を戒め、更にまた訓諭を下して輕挙妄動を禁じ、西郷等の命を用ゐずして上阪せしを流論せしめられ、十二日伏見に着し嚮に近衛左大将忠房卿より必ず入京の上忠誠を盡さるべしとの御書もありければ、從來よりの幕府の制禁をも入京諫止の者ありしをも顧慮する能はず十五日先づ帶刀を先發として京都に遣はされ、翌日近衛忠房卿に面謁して上京の趣旨と九ヶ條の意見とを陳述せられ、議奏中山大納言忠能・正親町三條大納言實愛、西郷によりて叡聞に達し大に之を嘉納せられ、當地に滞在して浪士を鎮靜すべきの勅諭を拜せらるゝに至れり、帶刀が此の間に在りて奔走尽力したることはその家庭に贈りたる書中に瞥見することを得べし、

(前略) 去る十三日大阪より川御登り御供、朝立は大雨にてきびしく候得共晝時分より晴上り、口入前伏見迄御着、拙者旅宿兼春所に御座候、十六日近衛様方江御出府、十五日より御見番に付京都御屋敷迄差越居、十六日早朝近衛様御方御先番として差越相動候、伏見迄御帰り夜明に相成候、拙者にも近衛様御目見被二仰付、

御手つから御手のし頂戴いたし其上御膳下され候、御盃一つ、人形一つ御懐紙頂戴被二仰付、難レ有事に御座候、左候、而御用洛御暇いたし十七日朝漸々伏見迄帰り中し候、扱又浪人御取鎮として御滞京被レ遊候哉と一昨日近衛様御方にて和泉様被遊ニ御承知一候付、又々昨日御上京ニ相成候付、拙者には十七日四ツ時分より御先に御用有レ之上京いたし、直に近衛様御方江御使者相勤候、夕方屋敷迄帰り候未だ京都御滞在御日限は相分り不レ申候、暫くは被レ為レ入事共ニ而者無レ之哉と相考申候、云々、

これその大要に過ぎずといへども其の昼夜奔走尽力の程を察すべし、かくて久光公の意見は上上の御感も不レ浅者々実行せられけるが、過激派の壮士は緩漫なりと思ひしか或は奇法により機先を制せんとと思ひしか、同廿二日急に九條関白邸を襲ひ、酒井所司代を撃たんとすとの報を得、人を遣はして久光公の趣旨を諭さしめられしも面には承伏しながら猶之を實行せんとし、剩へ密かに長人の之を助くる者ありとの風説さへ傳はりしかば、同廿四日精悍の士八人を選びて之を停めしめられ、遂に寺田屋騒動の悲劇を惹起したれども、久光公の心事は幕府に於ても之を諒とし、改革も其の旨に則りて行はれ朝威は漸々揚がり來り、朝幕の信頼益々深きを加ふるに至れり、よりに同廿六日には近衛殿より使を賜ひ帶刀代參せしに、主上宸翰を忠房卿に下され、久光公の忠誠を愛でさせられ、玉體を放さず愛好し給ふ左文字の腰刀を下賜せらるるとの事なりき、次いで四月卅日嚮に朝廷及關東に於て謹慎せしめられたる人々の謹慎を解除せられ、幕府にては越前前中將隔日登城せられ、老中久世大和守召命により上京すること、なり、朝廷にては九條関白内覽を免ぜられ近衛忠熙卿に内覽を命せられる、等悉く久光公建言の如く行はれしなりき、

然れども久世の出京はその發途の期日を明らかにせざれば、久光公は早く朝廷より勅使を遣はされ幕府をして之を實行せしむるにあらざれば機を失し變を生ぜんことを恐る、旨を頻りに忠房卿に進言せられたれば、五月廿一日に至り明日を以て勅使發程につき公にも之に次ぐべきを命ぜられ、大原左衛門督重徳卿に將軍早く諸大名を率ゐて上洛すべき事、豐臣の故事の如く沿海の五大藩を五大老として武備の完全を計る事、一橋を後見、越前前中將を大老とすべき事の三事を授けて勅使たらしめらる、よりに公も亦同日發程ありて帶刀も亦之に従ひ、御側詰御側役兼務を命ぜられ、特別を以て江戸国許共家老同様の名前を以て御用取扱をなさしめらる、此の際近衛忠房卿は公に書を贈りて帶刀・仲左衛門・小太郎・一藏四人の内、人を京師に残さんことを相談せられしも、長日月を要することならねば四名共従へて六月七日江戸高輪の館にぞ入られける、かくて公は越前前中將殿・脇坂中務大輔七・板倉周防守勝などにその意見を陳述し、勅使を輔けて偏へに朝廷の威儀を立て幕府の執行を促がされ、頓て首尾克く事終へて八月廿一日江戸を發して旅程に上られしに、生麥村にて英人の行列を冒すものありて終にその一人を斬り二人を傷けて事を幕府に中告し、程を進めて閏八月七日京都に着し旅装を解くの速なく直ちに近衛家を訪はれ議奏衆へ對談せらる、翌日帶刀は大久保利通・藤井良節と共に近衛家に參殿せしが、父子對談ありて特に公の滞京の事を沙汰せらる、翌九日には公參内復命せられ、褒勅ありて御劍一振を賜はり茶果を饗せらる、帶刀等用人近侍のもの之に従ひて參内す、此の間帶刀の公事の記録なければ之を詳かにすること能はず、唯家庭に贈りたる書中に、

(前略) 此なた上様御道中御機嫌御能御通行、去ル七日伏見江御

着掛近衛様御方江被遊御出候處、御用之儀も被レ爲レ在候俣京都御屋敷江御滞在被レ爲レ在候様御承知ニ而、俄に京都江御滞在に相成候事に御座候、次に拙者にも大元氣にて御供相勤滞京罷在候俣少しも少しも案じ被成間敷候、扱昨九日に

禁裏江御参内被爲在候様に御承知被レ遊、無ニ御據一近衛様江参殿之上御直垂御頂きにて御召替被遊、御参内被レ爲レ在候処、御目見之上御劍御頂き被レ遊、誠にく不_レ容易_一御事にて何とも皆々恐入話も出来兼参らせ候、ケ様の事は是迄被レ爲レ在候事となたにも無之、只く夢の様に存上参らせ候、拙者にも御供被ニ仰付一参内いたし誠に冥加之至、何ともく恐入候事共筆には難_レ尽心中察し被成度存し参らせ候、御着より右之御事等にて昼夜暇も無_レ之しちち御殿に詰通しにて御座候、云々、

とあり、その昼夜尽瘁の状を察知すべきなり、留ること十数日閏八月二十三日久光公暇を得て京師を発せられ、帶刀等之に従ひ兵庫より永平丸にて阿久根に着し、九月七日帰着せらる、其翌々九日久光公は特に帶刀を二の丸に召し出し、今同粉骨周旋の勞を慰せられ親ら大小刀一揃を授けらる、御小納戸谷村昌武席に在り、依て左の證書を帶刀に贈れり、

證書

刀差元在銘 一腰

脇差 薩州住平正良在銘 一腰

縁頭 赤銅七寸、無銘
十文字切上 大小

一 鏢 赤銅七寸、無銘
十文字切上 大小

右者今度滞京之蒙ニ 勅命一且 勅使下向其外於ニ關東 粉骨周旋之儀不_レ堪ニ感懷一候、依_レ之無ニ屹與一座右之品遣候事、

前文之趣

久光公御沙汰之上 御手自拜領被ニ 仰付一、其刻拙者

御前江相詰居候、依テ證書如_レ件、

御小納戸

文久二成 九月九日

谷村

小吉

小松帶刀殿

昌武花押

歸國後間もなく京都及び江戸に出発すべき事件生じたり、是より先久光公の關東に赴き朝暮の間を周旋せらる、や朝廷其の功を多とし、七月廿七日議奏中より近衛家諸大夫進藤式部權少輔及び藤井良節を關東に下向せしめ、内示の趣を以て久光公に從四位下中將を賜はらんと旨を傳へしめらる、然れども久光公は家督にあらざれば功を茂久公公公に譲りて之を辭し、茂久公も亦久光公のかゝる功績を顯はされしは齊彬公の遺囑を行はれたるものなれば、齊彬公に追贈の恩典あらんことを請はる、に至り、帶刀はその使者として京師より江戸に赴くこと、なりて鹿兒島を出発し、十月二日京師に着し、兩公の封書を出して執奏を乞ひしに、久光公御召の 歎慮不淺のことなれば、直ちに翌日藤井良節をして御沙汰書并に中山忠能・正親町三條実愛兩卿の書を齎して西下せしめ、同五日更に關東に赴き再度の茂久公参覲猶豫の願も首尾克く終へ、江戸に在任せられたる齊彬公の女姉姫・寧姫の両君を護して十月廿九日を以て江戸を發し歸國の途に上り、十二月十二日大阪出發後の兩君の御供は京都留守居本田弥右衛門親維及び村山齊助松根等に代りて陸路を取らしめ、帶刀は急遽蒸汽船より歸國すること、なりしが、途中上京する大久保利通と下の関にて行き逢ひ、互に双方の事情を話し合ひその所置法を談じて歸國し、十二月廿四日を以て御側詰兼務にて家老を命ぜ

られ各種の掛を擔任せしめらる、実は一藩の軍備財政教育悉くその双肩に擔へるもの、如くにて、その辞令及擔任左の如し、

- 一 御家老
- 一 加判同役同前
- 一 役料高千石
- 一 御側詰兼務

小松 帶刀

右之通被^二仰付^一 御役料高被^二下置^一 候、席順川上 但馬頭可^二罷在^一 候、

十一月 (二十四日)

- 一 御軍役掛
- 一 但鑄製方掛 御流儀砲術方掛兼
- 一 琉球掛
- 一 唐物取縮掛
- 一 琉球産物方掛
- 一 御製薬方掛
- 一 造士館演武館掛
- 一 御改革御内用掛
- 一 御勝手方掛
- 一 佐土原掛
- 一 蒸汽船掛

小松 帶刀

右之通掛被^二仰付^一 候、

上二月 (二十七日)

但馬川上

かくて又間もなく出京して文久三年正月八日着京せしが、これ

齊彬公に御贈位の宣旨・位記・口宣案等京都にて直接御渡しに相成るべき都合に付、その手續の事及び久光公京都守護職拜辞の件、青蓮院宮還俗の件等の種々の事項ありし爲に出京せるものなりといへども、藩廳にても亦英船薩摩に回航すべしとの事故直ちにその用向を終へて、正月廿二日大久保利通と共に永平丸にて帰國の途に就き、夜半頃播州明石沖を航行中俄然暗礁に乗り揚げ沈没せしを以て辛うじて上陸し、再び大阪に還り公義の船を借り受けて帰國せり、此の時に當り京師には慶喜・春嶽・容堂等公武合體派の人々も集まりしといへども、急激尊攘派の久坂通武^{權助}・寺島忠三郎・轟武兵衛等の運動奏効し、朝廷にては近衛卿退きて鷹司卿代り中山・正親町三條の両議奏も辞し、急激尊攘派たる三條等の勢力加はりて共に攘夷の期日を定めんことを迫り、終に五月十日を以て攘夷の期とし、三月四日將軍着京あるや直ちに同十一日攘夷祈願の加茂の行幸となり、將軍亦之に供奉したり、かく已に急激尊攘派の盛力旺盛となりしを以て朝彦親王・近衛卿等は深く之を憂ひ、久光公の上京を促がされしが、藩廳にても薩英の風雲將に急ならんとするありて、その準備に忙殺せられしといへども中央の政争も亦容易ならざるを以て、命によりて久光公は四月四日小松帶刀・中山中左衛門等以下七百餘人を従へて海路鹿兒島を發せらる、此の際京都にては留守居本田親雄は生麥事件に付英國要求の達書を江戸より吉井友実携へ來りしを以て二月廿八日直ちに西下せしめ、同日更に久光公との途中行き違ひを慮りて別に藤井良節を馬関に遣はし公に途中に呈せしむ、かくて公は十四日京師に到着し意見十數條を呈し、且つ浪上の意見に従ひ輕率に攘夷の期限を定められしを闕白に論難せしと雖も公の意見は到底採用せらるべくもなく、急激派の根底既に深くして多數の藩士

入京滞在せば或は事変を生ぜんことを懼れ、且つ英國との事件は益々重大に至らんとするを以て、直ちに十七日を以て帶刀をして朝廷及幕府にその急に退京する事由書を上らしめて翌日帰途に上り、四月十日、日鹿兒島に帰着せられ帶刀亦之に従ふ、當時滞京中慶喜及閣老板倉・水野等は帶刀を召して曰く、去秋生麥の事件以來英國は頻りに償金を請求せり、之に悶する薩藩の意見は如何と、帶刀答へて曰く、此の事件たるや其の源因薩藩にあれば直接薩藩に談判すべしとの意を英國に達せられむことを望む、然るときは是非曲直は直ちに當藩にて解決せんと、初め英國の加害者の處刑及び賠償を薩摩に命ぜんことを幕府に要求するや、加害者の首領を死刑に處すること、被害者の家族扶助料を出さしむることなりしに、幕府は之を威赫せんが爲に島津三郎の首級を要求せりといひしを以て帶刀はかく答へしかば、慶喜閣老等は唯関東に於て宜しきに従ひて處置する所あるべしと告げて止みたりといふ。

帶刀等帰國の後には専ら英國に對する準備を軍役掛惣懸りにて整へ、帶刀は常に久光公の帷幄に參せしかば、特別を以て月番を免ぜらるゝ、左の如き辞令を受くるに至れり、

小松 帶刀殿

右者二丸御方江も相勤御用多端の事候付、定式方・御軍役方月番被レ成ニ御免一候旨被ニ仰付一候、此旨表方江致ニ通達一奥掛御勝手方江も可ニ相達一候、

六月

式部

以てその繁忙の程を察すべきなり、かくて準備悉く整ひ今や遅しと待ち居たるに、六月廿七日夕刻七艘の英艦谷山沖に乗り入り、翌日前の濱に來り談判の後、七月二日兼て重富沖に避けしめたる三艘

の汽船を奪ひて之を焼きしかば終に激戦に及び、英艦一隻は祇園洲に座礁し辛うじて遁れ、一隻は錨を断ちて去り、其の損害も亦薩兵は戦死者一人負傷者数名に過ぎざりしも、英艦にては艦長以下死傷五拾餘人に及べりといふ。此の際久光公等は下関寺西より玉里に移られ、帶刀は常に隨ひて萬事を指揮せり、戦終り既に賜賞等も行はれしといへども、敵或は再來の萃あるも図るべからざれば更に防備を嚴にし、居城を大隅國分に移さんとの議もありて、一往國分に住居せらるべしとて帶刀及び川上式部等はその掛たらしめられしといへども、かくては士氣を沮喪せんことを恐るゝにより停止せられ再來も亦なかりき、是より先五月を以て久光公の養女貞姫君の近衛家に入興と決定するや、其の掛りを命ぜられ準備を整へて貞姫君は八月半ばに上京せらるゝ、豫定なりしに、戦争に及びたれば上京を延期し、十一月八日を以て鹿兒島を發し十二月十日着京し同十八日入興ありたり、此の間帶刀は八月十八日の中央政變の急報到着せしかば、その廿九日を以て鹿兒島を發して上京し、御召によりて九月十二日發途せられたる久光公を廿九日兵庫に迎へ、十月三日久光公京都に着せられし後風邪の爲外出なかりし故、中川宮并に近衛家・正親町三條家・二條家等へ、命を奉じて久光公官位叙任の奉辞及び一橋公・春嶽公等上京の周旋に奔走せり、既にして越前春嶽公も亦再び入京の爲來りて大津驛に宿す、帶刀即ち十月十七日久光公の命を奉じて大津に至り、政變後處置の談合をなし、十一月三日には伊達伊豫守及び一橋慶喜公の上京を迎ふる爲に下阪し四日伊豫守に會せしが、慶喜公は着船遅延に付七日帰京し、十三日再び下阪して兵庫に謁し、豫め京師に於ける談合協議の事を定め置きたり、かくて年内に慶喜公・春嶽公・伊達公等の公武合体派の人々も復た集合し、

近衛家人輿の事も首尾克く済みたれば、久光公は十二月廿六日に祝賀且つ忘年の會を近衛家の櫻木邸に催し、関係者積日の勞を慰せられ、席上久光公は歳暮の祝といふことを、

大君のふかきめくみをうくる身は

としの暮る、もしらすぞ有ける

帯刀も亦詠じて奉れる、

この年の千代のあまりは菅の根の

ながき春口にゆつりてや行く

此の口雪いたく降りければ當座加茂川の雪といふ題にて久光公、

大比えの雪のひかりのうつるひていよ／＼清き加茂川の水

帯刀も亦

青柳の絲よりかけて加茂川のみつの底にもつもる雪哉

と詠じて奉りける、

文久三年も過ぎ四年の春を迎へて正月二日久光公は慶喜公の館に至り、會津・越前・宇和島の三侯も來會せられ、帯刀も高崎猪太郎六五と共に公に従ふ、此の時横濱鎖港の事にて久光公及び春嶽公は慶喜公と議合はず、後屢々會合し意見を陳せられたれども終に容れられず、且つ長州處分の事につきても合はざる所あり、廿八日に及び帯刀には貞姫君近衛家御人輿の御用掛も首尾克く終へたればとて、近衛家より菅牡丹の御紋を家紋として用うることを許されたり、藩にてはまた二月六日を以て帯刀の地頭所を指宿に繰替へられたり、かくて二月廿三日島津圖書治久殿忠義公の御礼使として着京せらるゝや、久光公は参預を辞し所勞二付温泉入浴を名として四月十八日圖書殿并二帯刀等を残して帰國の途に就かれたり、一方長州等の急激尊攘派は昨年政變の後七卿の西下に續いて薩・會の接近を惡み、政局の

逆轉を計り或は長州侯の入京を請ひ或は京師に入りて内面運動を試むる等種々手を尽し、が、京都に於ては終に六月十日の新選組と長州浪人との池田屋の騒動となり、長州の家老福原越後等は一隊の兵を率ゐて六月十七日長州を發し、廿四日には他の志士と共に山崎に入り一部は天龍寺其の他に兵を分ちて屯し哀願と称して威嚇をなせり、此の際慶喜公は禁裡守衛・攝海防禦惣督として在京し、將軍も亦暫く出京せられしといへども僅かに四ヶ月にして退去せられし後にて、一橋卿独り威を逞うし、會藩ともや、離隔し薩藩も少しく傍觀の態度にて餘り香ばしからざる様なりき、六月廿二日帯刀より大久保利通に贈りたる書中に、

會と橋邸との間も尚亦間隔生じ候由、何事か起たるに相違無レ之

先口より度々會より談判いたし度儀有之候間、出會いたし候様申

參候へども、其度每此方差支にて未だ出會いたし不レ申候、浪士

採取押へ候跡から世話やきかも計られず遅きをもひ付に御座候、

とあり、此の時薩藩にては上に島津圖書治久殿あり、病に罹れるを以て島津備後忠鑑経殿亦來りて京師に在り、下には町田民部政久・西郷

隆盛大島吉之助・伊地知正治・大山格之助典綱・吉井友実・内田政風・税

所篤・海江田武次・中原猶介等あり、又隊長には吉利群吉・平田平

六・奈良原喜左衛門・志岐小左衛門・江夏蘇助・成田彦十郎・川上

右膳・川上八郎左衛門・山城新右衛門・野村勘兵衛・町田孫一郎等

ありて帷幕に參し居たり、是より先在藩大久保よりは六月二日附を

以て帯刀を帰藩せしむべき御内沙汰ありとの旨を西郷に報せしが、

當時政争中にて最も緊要なる時期なるを以て西郷等は猶暫く滯京あ

らんことを請ひ、帯刀は滯京して此等の人々と談合し久光公の趣旨

に則りて行動し居たりしが、幕にては會津・桑名・加賀・彦根と共

に浪士の捕縛切り捨てを行ひ、薩藩へは淀辺に出張警衛すべきを命じたれども、久光公退京の折非常の節禁闕警衛の勅命を受け居たればとて洛外に出づることは之を辞し、一隊の兵を出して乾御門を守れり、即ち六月廿五日帯刀より利通に贈りたる書中に、

(上略) 昨日は淀辺へ人数差出候様幕より達相成候得共、中將公御立之御非常之節禁闕警衛之儀被_レ仰出_一候趣も有_レ之候付、御断切候方可_レ然、しかし夫にては幕命に背き候杯と不都合の譯とも相考候へども、本々 朝命を以被_レ仰出置_一候儀も有_レ之、勿論ケ様の場合に相成無名の戦をいたし候而者決而不相活譯、何處迄も大義相立候處眼目之事と申談し、御やしき中の人氣も早り立候得共禁闕警衛之外無_レ他念_一候處を以中置中候、當分は静居申候、尤御門は占切にいたし何時にても人数繰出候都合に御座候、しかし長人之處は例之通策人故逆も無暗に暴擧いたし候事にも有_レ之ましくと被_レ存中候、云々、

とあり、以てその真相を知るべくまた之を以て幕命を拒みし初とすべきか、然れどもかく内外相對峙して刻々不穩の空氣に包まる、有様なれば、大阪に國許より兵を繰出置くべきを通じ、勉めてその形行を研究して利通に報じ以て久光公に言上せしむ、かくして六月も過ぎ七月朔日に至り慶喜公は更に帯刀を召して、大小監察を出して長兵を退去せしむべき朝命に付、退去を命じ之に應ぜざる時は誅伐すべきにより出兵の儀如何との事を談せられし故、非常の節 禁闕警衛の爲に残し置かれたる事なれば、一橋よりの達にては出兵し難けれども朝命発せられなば出兵すべし、と再び判然幕命を拒みたりといふ、七月四日帯刀より利通への書中の別紙に、

朔日に一橋公より拙者御召三付罷出候處、伏見へ大小監察出張人

数取候様 朝命の趣相違候間、若自然不承知之節には誅伐の賦候間人数差出候儀如何と御叮嚀被_レ仰聞_一候、此方人数の儀者兼而非常之節 禁闕警衛の爲めに残置候間、一橋よりの御達二而人数差出候儀は出来兼候段申出候、朝命相發候上者差出候段断切候處夫二而相済中候、橋邸には大小監察等出仕二而騒動に御座候、両宮内府公之所一往御達之上不承知之節者、勅命を以御追討之御決定に相成居候よしに御座候、其處に相成候ハハ兎角我兵も不_レ發二而不_レ叶儀と手當等いたし居申事に御座候、云々、

この如く実に條理整然として 勅命によりて動くべきを答へたること誠に至當の事なりといふべし、然るに福原等は言を左右に託して大小監察と面会を避け責任ある回答をなさず、人数を各所に分配して益々虚喝をなすのみ、依而又幕府は各藩よりも説得すべしと所司代をして達せしめられたれどもこれまた不條理の事故受けず、一橋公も亦断然たる処置に出でず帯刀の建言も行はれざれば終に其の俣に推移せり、七月九日利通への書翰に、

(節略) 伏見天龍寺の人数別段相替候拳動は無_レ之候へども、例の虚喝を以て諸所へ人数分配いたし多人数の模様を示し候向に御座候、天龍寺より太奏迄も出張致し龜山へ幕張等二而勢を張候形に御座候、扱而先口大小監察より達に相成候後未だ何たる事も不_レ申出_一、又々昨日各藩よりも説得致候様御沙汰相發、此方へも所司代より御達に相成候へ共、何分不筋の事にも有_レ之吟味の上御断申出候、云々、

一、朝廷の所執れも様例の因循相初まり御白身の御身がまへにて至公至平の御所置も出来不_レ申、両宮内府公の御所へは大島(時之)と昼夜尽力致候得共何分御身のおそろしさに何事も不_レ被_レ行、

実に朝威の衰へ候に至り候儀切齒之至何とも難ニ申上候、一橋公にも初の程とは少し寛に相成旁不審も起候事共に御座候、一橋公の御考は各藩説得致其上不承知ならば一橋より追討相願候間其上に御免に相成度杯被ニ申上候由御座候、此方の趣意は

朝命を以て歎願の趣意ならば穩に可ニ申出の処、兵革を携へ出候次第御「不幸」に被ニ思召候間、早々人数引取福原より謹而歎願致候様断然御沙汰に相成度、其上にも不承知ならば遠勅に相成中候間其節は被レ成様も無レ之是非至當の御所置に而朝威相立候様申立置申候へ共、何分其義被レ行兼候勢ニ而御座候、例の御身がまへは御推察可レ被レ成候、併十一口には何とか相分可レ申候、

かく帶刀の建言は、歎願の趣意ならば兵革を携へず穩に可ニ申出との御沙汰ありて、之に従はずば遠勅ニ付断然たる処置を取るべしとなりしかど、姑息の處置のみにて益々暴威に募り、終に七月十七日に至り朝命を奉ぜず逆寄せして兵力に訴へんとすること明瞭となりしを以て、翌日兵備を整へ十九日未明に天龍寺討手並ニ乾御門守衛の二手に分れ既に出発せんとする時、早や中立賣御門の方に砲聲聞えしを以て皆此の方面に向ひ、長兵の將に公卿御門に迫らんとする鋭鋒を挫き、奮戦して之を討破り追討して殺獲甚だ多し、廿日未明帶刀は島津備後を総帥として天龍寺に向ひしに、敵は早や唯一人を留め夥多の糧食兵器を残せるのみにて逃走せしを以て帰陣し、その残し置ける糧食五百俵は下記の高札を三條・四條の橋辺其の他に樹てしめ悉く之を洛中類焼者に賑給し、こゝに全く長兵を掃蕩したればその始末を大久保に報じたり、その摘要は、

(上略) 昨未明に此方人数ニツに分れ天龍寺討手並乾御門御守衛

に被ニ差出一候処ニ而、既に天龍寺の方へ向人数繰出しに取掛候処、俄に中立賣御門へ砲聲相聞得、直様乾御門は打破り公卿御門前迄押寄、餘程砲発いたし勢甚歎願御座候処、此方大砲並小銃隊押出し戦に及び候処、引退日野家へ逃込、又は天龍寺の方に逃行き候を奈良原御門組ニ而打取り四五人は打洩し申候、烏丸通ニ而も大戦有レ之是も総而打取に相成候、大島・伊地知其外皆々下知ニ而莫大の働に御座候、鷹司家へ多人数立籠り居諸軍勢を以打破り降参、過半は打取少しは逃行き申候、

此戦には會・彦の両藩も餘程相働申候、此方より打込候砲火にて鷹司家より出火、一方は室町より出火餘程の大火に相成り未だ兩方共鎮火に相成申さず候、洛中是不レ殘程ニ而洛外も只今迄も焼失と存じ申し候、両公子にも御出張御守衛御座候、宮公子御門は陽明殿、前富公子御門は口御門内にて御警衛に御座候、早朝よりの戦ニ而四ツ時分には敵も逃去り、しかし逃而も十分逃られず諸所市中等に潜居いたし居候得共、砲火にて焼き出され皆々切捨打取申候、此方よりは数も不ニ相知一程に御座候、未ダ拙者にも能く聞取不レ中程の事に御座候、今日者天龍寺討手被ニ仰付一未明に人数繰出し拙者も出張致し候処、昨夜皆落去の跡にて一人殘居候を召捕申候、左候而天龍寺は火起り焼失に相成申候、右火嵐山の松に付法輪寺井山中只今火盛に御座候、未だ鎮火の程合も不ニ相分一候、

(中略)

一 先つ賊追討も出来 朝威も相立難レ有事に御座候、此未が第一に御座候間、尚精々御趣意を根本にいたし尽力可レ仕候間左様御承知可レ被レ成候、此旨早々御届申上候、

右外追々可_レ中上_一候、一昨夜より昨日も終日戰爭、今日も未明より天龍寺へ出張ニ而只今一寸罷歸候処に御座候、兩三日も不_レ寢旁故文面等不連続の儀も可_レ有_レ之候間、可_レ然様達ニ貴聞_一候儀共宜敷御取計可_レ被_レ成候、以上、

七月廿日中之刻認む

帶刀

藏 殿

高札

眞米五百俵

右長賊天龍寺へ貯置候処致_レ分捕_一候ニ付、此節兵火にて致_レ類焼_一候洛中難渋の者共へ乍_レ聊遣候間、明早朝錦屋敷へ罷越掛役々へ引合可_レ請取_一者也、

子七月廿二日

薩州

かく帶刀の決断により帶刀・西郷等の不眠不休の働にて當座の局は一先づ結ばれしといへども、此の事變には長州侯父子も亦國司信濃等に黒印の軍令條を授けしのみならず、既に上京の途上に在りとのことなりしかば、同廿三日左の如く追討仰出され薩藩にも兵庫に出兵を命ぜらる。

松平修理大夫

松平大膳大夫儀兼_一而禁_二入京_一候処、陪臣福原越後を以名は歎願に託し其実強訴、國司信濃・益田右衛門介等追々差出候処より、以_二寛大仁恕_一雖_レ扱_レ之更に無_二悔悟之意_一、言を以左右に寄せ不_レ容易_一意趣を含み、既に自ら兵端を開對_二禁闕_一発砲候條其罪不_レ輕、加_レ之父子黒印之軍令條授_二國司信濃_一由全軍謀顯然_二候、旁防長に押寄速に追討可_レ有_レ之事、

七月廿三日

右之通從_二御所_一被_二仰出_一候條兵庫表御固被_二仰付_一候間、只今より人数差出軍備嚴重相立、大膳大夫以下罷登候者有_レ之候ハハハ速_二誅伐可_レ致候、

是に於て翌廿四日大目付町田民部を惣物主とし、軍役奉行伊地知正治、軍賦役大山格之助に吉利群吉の城下一組、平田平六の阿久根一組、仁禮平輔の隈之城一組(阿久根群吉)、奈良原喜左衛門の出水一組、川上八郎左衛門の蒲生一組を出張せしめたり、

廿七日には急激派に與したる堂上方は皆參内を禁止せられ、長州邸の留守居乃美織江も其の邸に火を放ち自害したりとも伝へ、事此に至り既に追討の命ありたれば直ちに総帥副帥を命じ其の方畧を定めらるべきに、江戸なる幕閣と在京の慶喜公其の公武合縁派との間にも面白からざる風評あり、且つ英・米・佛・蘭四國の聯合軍は曩時馬関海峡にて長州の砲撃を受けたるを以て幕府に談判すといへども、閣老等は陽はに攘夷の勅を奉じて横浜鎖港の談判を開きながら使節を歐洲に遣はす等曖昧の挙動ありしを以て、直接長州に赴き、終に砲戦に及び砲壘を陥れて和を講ずるに至りしを、幕府は内心却て之を喜べるもの、如くなるを以て之を非難するもの多し、加ふるに慶喜・春嶽等の勅命によりて改めたる制度を變じ、再び諸侯の妻子を召す等の事ありしを以その選任に数多の日子を費して猶定まらず、この間帶刀は島津圖書殿の病氣の爲に八月十三日歸國せらるゝにより、此等の事情を面陳する爲に共に歸國すべく、その前日を以て近衛卿父子に謁したるに、帶刀は朝暮の間に立ちて最も重きに任じたるを以て、父子は驚きて終に帶刀に託して左の書を久光公父子に贈らるゝに至り、後西郷よりも亦利通に書を贈り帶刀の早く歸京あるべきを言へり、

(上略)先々京師少しは御靜謐に相成候へ共此末之処如何可ニ相成一哉と深心配候、防長へ異船渡來、右に就而者深く心配候、何分方今夷狄と戰爭に相成候而者追討之折柄内外之混乱にも及候儀、其上防長も皇國之地に候へば夷人に討せては不可容易一皇國之大恥無ニ此上一候、旁厚幕府より夷人説得可有之様被ニ仰出一候事に候、扱小松帶刀歸國之趣申出何共當惑無ニ此上一候へ共、國許之差支にも相成分て是非一應歸國仕度段申出、兎も角も致方無レ之痛心候、何卒御國許御用向急に相濟せ折返しに歸京仕候様に致度候、力今帶刀滯京無レ之ては大に差支當惑無レ限候間、厚く御含被レ下急速引戻候様に致度、呉々急速歸京之処飽迄御頼申入度存候、先者御用繁中右而已荒々如レ此候也、

八月十二日認置

尚以前殿下よりも宜敷々々可ニ申入一被レ命候、小松歸國ニ相成候而ハ前殿下にも深御懸念ニ思召候間、本文之通前殿下よりも被ニ仰入一度由に候事、呉々帶刀儀五六日ニ而早々出立歸京候様厚く御頼申入候、左無くては心痛無レ限存候事、

忠戻

島津中將殿

薩摩少將殿

内密々

書添

別紙ニ申入候、呉々帶刀歸國之儀ハ困り入候、近頃にては一橋より帶刀を厚依頼之様子ニ而彼是相談等も在レ之候事に候へハ、旁帶刀在京に候へは総躰之都合にも宜敷、旁是非急速登京御申付分

て御頼申入候事、

大乱書御免可レ被レ下候也、

大隅 守殿

八月十七日西郷より大久保への書簡中一節

中將様御上京之儀いまだ御早く御座候はん、如何様とも見留の付候上ならでは御宜敷有、御座、間敷と奉レ存候、將軍も此度は上洛の筋にも有レ之攝海異人の参る説も有レ之事にて段々大難差迫候儀に御座候間、大夫之処此度は何卒早々御歸京相成候処平に御頼申上候、

と、されば國許にても帶刀歸國の前、今回之征長、及び鎖港の問題は、皇威之危難に及ばんことを恐るとの議にて、太守忠義公の出馬を準備すべく、左之通り達をなしたりといへども、長藩は京師の変動を起したる家老等を禁錮して、命を俟ち、外患も直ちに和議に及び、中央の政局も一先づ安定したれば、終に出馬に及ばずして止むたり、

今般京師變動朝敵追討の一挙に就而者既に皇國之乱階を顕し、

追々御大事に相及候儀は案中、加レ之外患も不日に差迫候様様ニ而、自然

天朝御危難之御場合に至候得者、兼而 中將様御内命被レ遊ニ御承知一候得者、御出馬之御内慮候処無ニ御據一被ニ御願進一趣有レ之、太守様御出馬被レ遊箸候條、諸御手當向行届候様可ニ中渡、旨御沙汰被レ爲レ在候、此旨表方江致ニ通達、奥掛御勝手方へ相達、諸郷私領へも早々可ニ申渡一候、

元治元子八月四日

丹後

攝津

龍衛

但馬

八月廿八日に至り去月十九日禁門變動鎮定の功により、左記の如き

感状に馬一疋・刀一腰修正を両公より下賜せられたり、

一、感状状 壹通

一、御拵刀 一腰

一、御馬 壹疋

小松帶刀 殿

右者當七月十九日長賊犯ニ 禁闕ニ 不ニ 容易ニ 御大事之刻致ニ 粉

骨ニ 被レ 奉レ 救ニ 御危難ニ 候段御感悦思召候、依レ之爲ニ 軍賞

一、右之通拜領被ニ 仰付ニ 候、

感状

一、先月十九日長賊犯ニ 禁闕ニ 別而 御大事之刻、當日は勿論

前後不ニ 容易ニ 致ニ 粉骨ニ、無ニ 遺漏ニ 指揮行届遂に賊徒を令ニ

退治ニ 奉レ 救ニ 御危難ニ 候段、抜群之勲勞令ニ 感悦ニ 候、仍

馬壹疋・拵刀一腰修正遣レ之候、愈可レ 抽ニ 忠勤ニ 之状如レ 件、

元治元甲子八月廿八日

久光 花押

茂久 花押

小松帶刀殿

刀

一腰 越中、正後
長二尺四寸三節

覺

ハキ、ヒツバ、シトメ
鉦・切羽・鷄日金

一 鏢 赤銅七子・金十文字・桐之頭御紋散

一 縁頭 赤銅七子・金十文字・桐之頭御紋散、

一 目貫 金龍

一 鞆 黒塗

一 下緒 黒

一 袋 錦

以上

次いで又九月に至り、更に役料高五百石御加増之左の如き辞令を

受けたれども、方今準備手當等人費莫大の時なるを以て奉獻せんこ

とを願ひたるに嘉納せられたり、

一、役料高五百石

小松帶刀

右者中將様御滞京中重キ御用筋被ニ 仰付ニ 別而 骨折致ニ 尽力ニ 其

後不ニ 容易ニ 多難之場合ニ 臨ミ 御趣意相貫致ニ 精勤ニ、旁別段之

御取譯ヲ以右之通御加増被ニ 仰付ニ 候、

九月

但馬

口上覺

一、私事當職ニ 付御役料高被ニ 下置ニ 候處、此節別段之思召ヲ以

五百石之御加増被ニ 仰付ニ 誠ニ 以 冥加至極難レ 有仕合奉レ 存候、

然処當時體難レ 被ニ 捨置ニ、御軍備且御手當勞莫大之被レ 爲レ 及

ニ 御入價ニ 候砌ト 奉レ 存候間、近頃恐入奉レ 存候得共、私家之儀

者先祖代より高禄ヲモ被ニ 下置ニ 候ニ 付、此節難レ 有被レ 下候御

加増高之儀者差上申度奉レ存候間、御免被ニ仰付、被レ下度奉レ願候、此旨御申可レ被レ下候、以上、

子九月

小松帶刀

願之通被ニ仰付一候、

九月(十七日)

但馬

五、王政復古準備時代

かくて九月十五日に至り帶刀は曩に近衛家よりの所望もありたれば、来る廿日出帆の翔鳳丸にて上京すべく命せられ同廿九日着阪上京せしが、征長總督尾張徳川慶勝・副總督越前侯松平茂昭の任命もあり、上京して總督は十月十一日在京諸藩の重臣を召し、十一月十一日を限り各藩其の攻口の地に參集し、同十八日より攻撃すべきを達し翌日副總督と共に參内し、十八日に大阪に下り此処に軍議を開き、西郷・吉井の両氏は之に參會したり、之より先本藩にては小松・西郷・大久保等は久光公の内治を先にして對外の策を樹つべしとの旨を奉じて、征長の事も早く其の結末を付けんと欲し、既に高崎兵部を長州の支藩岩國侯に遣はし内約する所ありしを以て、西郷は軍を備へてその降服を薦むべきを總督に説き、その使節として岩國に赴きぬ、よりにて十一月朔日に總督は大阪を發して陸路広島に向ひ、三日副總督も亦海路より小倉に向ひ、在京の我藩兵も亦二分して其の一部を応援隊として出發すべく既に部署を調へ居たるを以て、十一月一日高橋縫殿を惣物主とし、軍役奉行伊地知正治、軍賦役大山格之助に城下一組・諸郷六組約九百人を率ゐて出發、海路広島に至らしむ、此の際禁門の戰爭に捕虜となりたる十名をも岩國に送り還せり、藩よりの兵も亦五日海路筑前蘆屋に着陣して命を俟てり、

かくて長州支藩の周旋により謹慎命を俟ちたる長藩にては、同十四日福原以下の首級を出し謝罪をなしたるにより、總督は毛利大膳父子伏罪之姿も相見候ニ付、當月十八日攻懸日限之儀重て一左右相違候迄攻掛可レ被ニ見合一との旨を達せられたり、此の時各藩長防の四境に集合せる兵数は約十四方に達せんとし、吉川侯は頼りに歎願をなし終に在長の五卿は筑前に預け、福岡・久留米・佐賀・熊本・鹿児島五藩之を警衛すること、なり、且つ山口の城を破却して一先づ軍を収められたり、而して此の後の所置ニ付吉川侯の許より使者を以て書を在京の帶刀及び高崎兵部六に贈り、我藩に依頼せられたるを以て、是者譬ヒ無ニ御頼一其 皇國全隸之爲十分尽力仕候一定の國論に御座候間、左様御安堵可レ被レ遊候と返答せり、是より先帶刀は江戸方面にも高崎伊勢正を遣はし岩下と共に周旋せしめしがこれも亦都合克く進みたり、此の間慶喜公は京師に在りて全く傍觀の姿なりしが、會々筑波山浪士千餘人京師を志し木曾路を進行し來るとのことにて、十二月三日大津に出馬せられたり、我藩にても中村半次郎稱野を遣はし探索せしめしに甚だ猖獗なりとのこと、且つは外艦摂海に來らんとすとの噂も甚たしかりしかば、征長出張諸郷兵の一部を返さしめ京師の守備に充てたり、然るに江戸幕府にては長州謝罪の要求餘りに寛大に過ぎたりとし、且つ一橋卿京師に在りて筑波山浪人に與せらる杯の説ありて(閻老松前伊豆守等長州表へ軍令達の爲との名目にて歩兵式千人を率ゐて來り以て京師の動靜を探くる等)、幕府内にて猜疑の雲霧に蔽はれたるもの、如し、かゝる間に筑波山浪人も平定に歸し、征長の諸軍も亦十二月廿七日至りて總督より陣拂の命下り、爰に局を結び一先づ無事に慶応元年の春を迎へたり、然るに幕府にては此の時大目附大久保紀伊守忠宣等を遣

はして、毛利父子并に五卿を江戸に送致すべき旨を総督に傳へしが、既に諸軍退陣の後にて五卿の移轉も定まりたれば、爰に齟齬を來し將軍も亦大阪に進發するに定まり居たるをも中止するに至り、幕府は總督を江戸に召し之を責めんとせしかど、勅命によりて入京せしめられ事なきを得たり、然るに幕閣等はたび征長の命を出すや十四万の兵立ところに集まりたるを以て、幕府の威武を過信し此の機に乗じて幕威を恢復せんとし、閤老松平宗秀・阿部正外は歩兵一万余人を率ゐ上京して諸藩の京師を守護するを幕府に復し、長藩及び五卿の処分をも爲さんとし、同時に諸藩參覲交代の制を復することゝ令せり、朝廷にては大將軍を召すの勅書を賜ひ、正外を江戸に還し將軍の上京を促して長州処分をなさしめ、宗秀を大阪に遣して浮浪の徒を鎮撫せしめ、且つ諸藩の參覲交代制を復することを止めしめらる、此の際帶刀は上京したる大久保と共に尹宮・近衛公及び閤白二條公等に言上し謀る所ありたれば、二條公は之を用ひて閤老を參内せしめ其の不都合を詰問し、如上の命を下されれば彼等は一向に恐懼して命を拜せるなりき、二月廿四日帶刀より京都の事情を在國蓑田・西郷の両氏に報したる書翰によれば、その大要左の如し、

(上略)此節閤老中兩人上京に相成段々趣意も有レ之模様は被レ聞、尤歩兵三千人計曳卒相成居、去ル十五日參内被レ命候へとも白川侯御煩にて御断に相成、一昨日差擲參内相成候、何も言上は無レ之閤白様より段々御尋に相成何事も只恐入と計申上居実には閉口之様子、左候而白川侯は大樹公御召に付早々駈下り尽力致候様被レ仰付、今日出立に相成賦御座候、何も御用筋は無レ之餘計之多人數度々の往來財を費し候計にて珍敷事に御座候、將又大久保へ被

レ仰付越候御參覲一條等も閤老へも殿下より御達にも相成候へども、是も只恐人と計申候て何共不申上、併此儀は朝廷にて已に恩食も被レ爲レ在事故、二條公正三卿へ段々申上候処、能き御都合に御座候間不日何とか相運可申と相考申候、防長御処置之儀も此節閤東表御達の事も御差留、大樹公御上洛之上可被レ仰出、旨二而御達に相成候筋に精々申上候処、是又其通に運立向二而誠に天下の大事に御座候、右通二而未だ十分に運兼申候間大久保には右相運迄は滞京不致候而者難相濟、殊に右之御返事承知仕と申処に相成候へば、二條公辺の所も早々御運も相付候事と存候間、相分次第出立いたし候様申達置候間形行可被レ達二貴聞一候、且又筑前御滞在五卿之儀、夫々國々へ請取候様尾州より達に相成候得共、何分五卿御動座之処に相成候而者混雜も差見得居候間成瀬^{主人}等へ申込、先今成に被レ成二御滞筑一候様相成、一時仕合の都合に御座候、右二付五卿方御安心の爲誰ぞ爰元より差越候方可然との事にて、内田仲之助小蝶丸より被レ差立一筑前へ立寄御國許の様罷下候様申渡、爰元の形行当人より申上候様大小となく中含差越候間、詳細御聞取達二御聞一候儀宜敷御取計可被レ成候、夫故細事致筆畧一候、以上

二月廿四日

小松帶刀

蓑田傳兵衛殿

西郷吉之助殿

かくて帶刀及利通は此等の局一應終結せば共に帰國して藩是の確立に尽力すべしとの事なりしが、三月十一日西郷隆盛上京せしを以て廿二日大久保先づ帰國する事となり、帶刀は暫く在京して三月十

二日附を以て京都詰を拜命したる諏訪廣兼^伊と交代すること、なり、四月廿二日西郷及び土州の坂本龍馬と共に京都を發して歸國の途に就き、坂本は別れて長藩に遊説せしが、帶刀等は此の有様にては早晚四海混乱に陥らんとするを以て藩の方針を一定し、海陸軍備の充實を図るの急務なるを慮り、帰國早々同五月二日更に砲術館を設け頻りに兵を鍊り以て変に備うることにせり、是より先文久三年薩英戦争以來藩内の人々は上下共に外國の兵器精銳にして文物の進歩せるに驚けるを以て、講和の後は銳意之が学習に勉め、早くも大島には和蘭人より製糖器械を購入し英人を雇ひて之を運轉せしめ、元治元年六月には開成所を設け海陸軍事の研鑽は固より理化醫學等の科學に至るまで悉く西法を研究せしめ、航海術に堪能なる中濱萬次郎を聘用して実地航海の術を習得せしめ、更に大成を期する為に優秀なる学生拾餘人を選抜して英國に留学せしめ、尚ほ開成所にも英學の教師には上野景範^敬・鮫島尚信^誠等之に當りしが、後又牧退藏^{後前}・林謙二^{清康}・高橋顯正^{芳川}・嵯峨根良吉等を聘用し、蘭學^{馬高}には石井格太郎・八木柁平等をして之に當らしめ、又集成館を再興して蒸汽機械所を設け、長崎より蒸汽鉄工機械職人を拉し來りて之に當らしめ、以て軍艦商船の修理を完全ならしめたる等非常の英斷を以て施設する所多かりき、慶應元年十二月岩下新之丞・竹下清石衛門の兩人より帶刀に贈たる書中に、

(上著) 最初尊公様御英斷を以て蒸汽機械御取建の儀に付而者諸向にて色々難渋御申立の方も御座候由、先度尊公様御上京の跡にては諸事運ひ兼彼足心配仕候得共、其後追々蒸汽御船相損し其節々長崎表江被^レ差廻^レ御修覆有^レ之候而者急速御用弁不^レ仕儀も勿論莫大之御費筋相掛候付、可^レ成於^二集成館^一御修覆相成様可

二取計一旨御勝手方御用人衆より訳て承知仕事に御座候、先度小蝶丸御修覆より引續き豐瑞丸・開聞丸相應之損所有^レ之、且近頃御取入之蒸汽御船三邦丸も碇巻之要器相損じ申候、右二艘共長崎表江御差廻に不^レ及、於^二集成館^一速に御修覆相成急速御用弁仕候、其外是迄於^二御國^一出来方不^レ相調^品も大概出来いたし、一廉御用弁相成候得者壯之丞殿^{知伊地}初め松岡氏杯も以前は見込違いたし居候、當時にては實に必要之訳候付、一口にても早く御成就相成様可^レ致^二精勤^一旨度々承知仕事に御座候、尊公様之御先見只今に相成候而皆々被^レ成^二感服^一御一言無^二御座^一候、云々と以て帶刀が批判に拘はらず英斷を以て施設せし一斑を窺知すべし、此の間幕府は將軍の上京及び參觀交代の制復舊停止の奉答猶豫を請ひ、長州再征の議をなし、四月一日長州若し招致の命に應ぜずんば大將軍家茂の進發あるべきを布告し、終に十八日に至りその進發を五月十六日と定め、五月四日に至りて征長の軍令を頒ち、愈々進發して閏五月廿二日入京参内し征長の事由を奏上して長州は激徒再發し、外國と密商し兵器を購入し伏罪の状なく招致の命を用ひざるを陳す、然れども諸藩は再征の不可を諫むるもの多く、出兵を躊躇するもの亦多ければ豫期に反し幕威を失墜するに至れり、是に於て長州は斷然幕命に應ぜず、長州志士はまた五卿に出入して他藩の志士に交り、就^レ中伊藤俊輔^{文博}(變名吉村莊藏)并二井上聞多齋(變名山田新助)は五卿附薩上西田弥四郎と共に長崎に至り、七月廿一日を以て折柄出張中の帶刀に面會して備さに事情を陳し、軍艦武器の購入を依頼せしに帶刀之を諾し、同八月朔日帶刀の掃藩と共に井七は鹿兒島に赴き、八月十二日市來六左衛門の实方別荘にて帶刀・桂・大久保・伊地知壯之丞其他君側の人々と會し、同廿一日を以てま

た長崎に赴き、かくて薩長は漸次接近するに至り、慶應元年九月八日には毛利父子より島津父子に土藩浪士上杉宗次郎を使として書を贈り右の禮を述べて陰に依頼する所あり、一方長幕の間は幕府屢々毛利父子或はその友藩を招致すれども應ぜず、將軍は大坂に滞在して軍議決せず、九月十六日に至りては更に一難事到来せり、即ち英米佛蘭四國の軍艦九隻撰海に入り、曩時開港したる三港に次ぎて江戸・大阪の両都及び兵庫・新潟の両港を開かんことを迫り、幕府決すること能はずバ直ちに入京 勅許を得んとせしこと是なり、就レ中佛公使の如きは、幕府征長の拳に出ずる能はずば各國代つて之を討たん、と老中に申し出す等事態甚容易ならず、將軍即ち廿一日入京して開港と征長との事を奏上せしが、征長を許して開港を許し給はず、然れども其衝に當りたる阿部正外、松前崇廣は兵庫の先期開港を内約したり、次いで慶喜公も亦大阪に下り此の議に與り 勅許なくして開港の不可なるを論じ、爰にまた幕府内に於て意見の衝突を來し、終に 勅命を以て両閣老の官位を停め藩地に謹慎せしむ、よりて十月三日將軍はその職を辞し後任に慶喜を推し且つ開國の已むべからざるを建言して東歸せんとせり、朝廷大に驚きて之を止めしめ、終に曩時幕府の許可したる三港の開港 勅許を得て辭職を罷したり、此の間利通は京師に至り尹の宮・近衛内府・二條閑白等に謁し、列候を招集して國是を決定せんことを建言したるに、二條閑白は之を一橋・會・桑等に示談せられ、彼等は列候を招集せんには時日を要し其の間に或は不測の変を生ぜん、且つ此の場合に至りて列候を招集せば幕府の職掌を如何せんかと答へ、閑白も亦之を容れて利通に對へられしかば終に行はれざりき、然れども西郷・大久保等は更に近衛内府に依りて松平慶永・伊達宗城・島津久光公等の出京

を謀り以へ朝議を動かさんとし、西郷は歸國して久光公に謀り、古井は宇和島に赴き、利通は越前に赴きたり、幕府に於ては九月廿七日を限り長州其の命に應ぜずんば断然進軍すべしとて之を諸藩に達せり、是に於て阿部閣老は薩藩留守居を召し出兵を内諭せしに、出兵は國家の大事にして大義名分に本づかざるべからず、長藩再征の名分あらばその趣旨を明らかにせらるべし、然らば藩地に報じて出兵の如何を決すべしと言ひしかば遂に之を不問に附したりといふ、かくて内外多事に至りたるを以て、西郷歸藩の後場合によりては忠義公及久光公は共に上京して天機を伺候し、京師を警衛せらるべしとのことにて、左の如く達したり、

撰海へ夷艦渡來重大の御難事に付、依ニ時宜一太守様中將様御一統可レ被レ遊ニ御上京一も難レ計候ニ付、萬端手當可レ中渡一旨被ニ仰出一候條可レ承向々へ可ニ中渡一候、

十月六日

帶刀

然れども撰海外艦の事も辛うじて三港開港の 勅許を得、他は延期の談判にて退帆せりと、事、井上大和の歸藩及び利通の書状に依りて事情明らかなるに至りたれば、両公の出京を中止し、帶刀は西郷と共に海軍方一隊を率ゐて十月十五日海路鹿兒島を發し長崎を経て二十五日京師に到着したり、是より先長藩父子の使者として來りたる上杉宗次郎は、また薩藩の名義にて長藩の用船・武器の購入・學生差遣等の周旋の為長崎に來り英商ガラバに談じ置き、十月八日薩藩に來り忠義公に謁し請ふ所ありてまた長崎に歸りしが、十七日小松・西郷等上京の途次長崎に寄港せしにより、上杉はその尽力によりて翌十八日一艘の船を請取り土佐より長州に廻航したり、是れ即ち櫻島丸にして後之を乙丑丸といふ、旗號等は皆薩藩のものを用ひ

乗組員も多くは薩人を用ひしなり、上杉の井上に贈る書中の一節に、
(前略) 八日帶印之所に逗留、君侯へも拝謁、色々右等の事に即
ては大議論もこれあり、相かはらず帶印の大尽力にて萬事成就に
至りたり、帶印(帶刀) 吉印(助之) 昨日胡蝶丸にて上京なり、君
侯も來月初旬には上洛なり、云々、

とあり、その帶刀の尽力に待つ所多かりしを知るべきなり、帶刀等
上京の頃、京都にては一橋慶喜將軍の補佐となり、從二位大納言に
進められしが幾もなくして辞す、十月十二日大久保京師に在り、會
津藩の重臣外島機兵衛來り訪ひ舊好を修め共に公武の為に尽さんこ
とを求む、大久保翌日之に答へて、我が藩は 天朝を奉護するの外
他意なしと答へしが、後帶刀等上京するに及び、一日幕老本莊伯耆
守宗秀、小松・大久保を招きて將軍の意を傳へて曰く、薩家は廣大
院殿并に天璋院殿御縁辺もあり、上にも厚く頼被ニ思召一により世
上の浮説彼此申すとも少しも御掛念なく、尚又一統厚く心得御為筋
の事は萬事申上げらるべしとの旨を達せり、既にして將軍大阪に下
り 征長征軍諸大名の部署を定め、大目附を廣島に遣はし長藩重臣
を召して審問をなすといへども、再征の名義を得ず只時日を遷延す
るのみなり、十二月十五、六日頃慶喜は大阪に下り帶刀を大阪に召
し寄せて曰く、傍觀せずして然るべく周旋致すべしと、帶刀答へて
曰く、昨年以來は公迎の主意駁と承はり奉らずして周旋せし故萬事
猜忌を蒙り甚だ迷惑仕り候、今度は御主意の程篤と拜承仕り候上に
て御用をも務むべしと、然るに慶喜は主意と申しても別に策なし、
唯可レ然様にとの事なりしかば、それにては當惑に付御断申上ぐと
陳述したりといふ、以て幕府の窮状を察すべく、薩藩にては幕府の
遂に共に為すべからざるを知り、坂本龍馬等斡旋により長藩と提携

せんとするに至れり、此の際黒田清隆は坂本龍馬に會し、長藩の木
戸をして薩藩の小松・西郷・大久保等と相會して談合せしめ以て同
盟を結ばざるべからずとなし、小松等の同意を得て單身馬関に赴き
木戸・高杉等と會し、木戸を伴ひて上京し、薩藩士と称して慶應二
年一月八日京師に入り、十八日を以て木戸は折柄藩公名代にて摂海
異船渡來に付 天機伺として出京せる薩藩家老桂久武・同島津伊勢
及び西郷隆盛・大久保利通・吉井友實・奈良原繁等と、小松の宿所
御花畑に會合して薩長聯合の事を談合せり、桂久武の日記によれば、

正月十八日曇

一、毎之通寢覺也、此の日出動不致、八ツ時分より小松家江、此
の口長の木戸江ゆるく、取合度申入置候付、参る様にとの事故
参り候処、皆々大かね時分被レ参候、伊勢殿・西郷・大久保・
吉井・奈良原なり、深更迄相咄し國事段々咄合候事、

とあり、此の時初めより薩長聯合を計劃せし坂本龍馬は、三吉慎藏
等と共に廿日を以て入京せり、然るに此の日は既に盟約成りて離別
の宴を開きしを以て、坂本は此の時同席してその結果を更に談論せ
しを以て、木戸は廿三日大阪より坂本に薩長同盟の箇條書を送り之
に裏書して返送せしめたり、然れども是れ猶秘密に属せしを以て各
自心に留めて方針とせしものにて、大久保はその報告として廿一日
谷村・奈良原・得能・堀・両黒田等と歸藩の途に就き、報告を終へ
て翌二月廿一日着京せしかば、帶刀は桂・西郷・吉井並に坂本龍馬・
其妻及び三好慎藏等と二月廿九日京師を發して歸國の途に就き、三
月一日を以て三邦丸にて大阪を出帆し、三好は馬関に上陸し坂本夫
妻は共に薩摩に赴くこととなり、八日長崎に着し十日歸藩せり、依
りて帶刀は三月十四日より四月八日迄霧島榮之尾温泉に浴して保養

せしが、坂本龍馬も亦一月廿三日京都にて幕吏に襲はれ負傷せしにより薩摩にて温泉治療をなし居しが、二月廿八日より四月一日迄塩浸温泉より吉井氏と共に見舞として榮之尾に來れり、此の間京坂にては正月廿二日を以て將軍家茂は「橋慶喜を參朝せしめて、毛利家の封地十萬石を削り毛利父子を蟄居せしめ、三家老の家を断絶せしめんことを請はしめしが、朝廷にては厚く仁恵を加へ至當の処置をなすべきを傳へしめ給ひしを以て、老中小笠原壹岐守長行・永井尚志等を廣島に遣はし其の罪を断ぜしむ、老中等藝藩に命じて毛利父子を廣島に招置せしめしかど、病と称じて應ぜざるのみならず、諸隊に命じて防戦の備をなさしむ、爰に於て更に四月廿一日を期して嚴命を達せしに、長藩は六戸備後介及び小田村素太郎の両士を遣はしたるに之を拘留したり、次いで又幕府は目付小林甚六郎を太宰府に遣はし五卿を招致せしむ、五卿又應ぜず、幕府其の処置に苦めり、會々長州脱藩士の備中倉敷の代官所を襲へるあり、長州藩兵之を捕へて幕府に謝せしといへども幕閣等は聽かず、終に征長の決心をなし諸藩に令して兵を出さしむ、薩藩は之を拒みて大義名分なきを以て之に應ぜず。

家老中江

當時天下之形勢致ニ一變一軍政急務之場に立到候処、萬國大道之明不明に國家の盛衰存亡相分候得は、いつれ名分を正し條理を踏へ候も強國の基に候間、各誠心を開き國是相定候様偏に頼存候、右付而者事多端に涉候而者其力專一ならず候故、夫々掛申付候間

苦思焦慮せしめ、事の體用を弁別し時態に應じて所置可致候、勿論掛之事件委任不致候ては十分の働出來兼候付、事の成否を以褒貶可致候間、屹度差はまり諸役場振立職掌相勵國威相立候様勉勵可有之候事、

寅四月

是に於て家老桂の名を以て左の布達をなせり、當時天下之形勢口々變態之趣、近來諸所戦争も相發候而已ならず、既に長州表においては對陣之姿一度被レ為レ失候而戰相始候へば、天下の動乱と相成候儀者眼前之事に候、就而者最早御軍政不先立候而者時勢に不レ相應一事候間、簡易之古道に被レ為レ復、年頭八朔五節句并屹度立候御慶事之外朔望之御礼を初平常之伺ニ御機嫌一等惣而當分お定之平服ニ而不レ苦段被レ仰出一候、第一海軍之御備專務之時機に当り候へば、蒸汽船乗付之面々者鏡下之籠手袖・半天・裁揚等可相用一候、且御備組調練之節者人人同様相用其佩御殿へ罷出候儀も不レ苦候付、非常之節常服ながら実地用に相叶候様可心掛候、萬事全簡易之制度に被レ振替一候付、兼而淳朴之風簡可相勵一、左候而平日出勤服之儀者是迄之通可相心得一旨被レ仰出一候、此旨表方江致ニ通達、奥掛御勝手方へも可ニ相達一候、

四月

右衛門

かく萬事簡易に整備せんことを謀り訓練を勵みしが、四月十三日に及び帶刀は在京の大久保に軍備の有様及び筑前五卿の模様等を報じ、また英國公使來藩修交の事近日にあるべき左の書信をなしたり、(上略)扱爰許の儀も未格別御手も不レ被レ召付、ミニケル稽古方は被レ仰出一候処人氣も相向多人數之稽古人に御座候、御

歡可レ被レ下候、其他之事は西郷杯掃府之上_三評議、此節は十分之御変革有レ之度、乍レ不及力之限は出精いたし度心得に御座候、世間の情態も未能相分不レ申候得共、不_二相替、因循之模様御座候、しかし別段異論も更に承不レ申候、御安心可レ被レ下候、岩下家も不_レ遠歸國に相成候半と折角御待申上候間、御出京に相成候ハハ早目御歸國を御進め可レ被レ下候、將亦筑前表江御日付小林甚六郎と中人差越され、自己の考を以て五卿方上阪取計度との説相起候由、右ニ付黒田嘉右衛門より段々突掛議論相成候処、餘程心配の躰御座候段六日出之急飛九日夕刻に着いたし候、逆も斷策被レ行候向には更に無レ之候へ共、第一御信義にも關係有志之望も御失ひ被レ成候場合に付、大山格之助差引にて三十人萬年丸より被_レ差出一候都合に御座候、尤監察被_レ申入一候処も五卿方御情合も難_レ忍候間、一先浪華迄御同道被_レ成候ハハ、御故郷も近寄少しは御安心にも可_レ相成一杯迄被_レ中居一よし、如何の考に御座候哉深意更に相分不_レ申候、多分之より上阪可_レ相成と存中候間御聞繕にいたし度、出立前伊地知正治へ打合置候、書生之事も此節迄は不_二相連一候付近々被_レ差出、賦御座候間其段御咄置可_レ被_レ下候、英船入港之事も一昨日崎陽より中越、既にアドミラルも参候由來月初旬に可_レ相成一と存申候、云々、翌日_四はまた帶刀には勝手方其外御用向多端ニ付月番を免ぜられ、次いで海軍掛にて集成館・開成所・他國修業等掛兼務をも命ぜられたるにより、非常取締を斷行し、諸座役人等の廢止合併を行ひ海陸軍を十分に整備せんことを勤めたり、五月廿四日大久保への書翰の一節に、

爰許之義萬事御変革御手被_レ召付一諸向一統御取締被_レ仰付一、

當分取締中に御座候、諸向の処も此節ははまりも相付、別而國家の大幸今通ならば成功も日ならず相分可_レ申と相考申候、海軍所之儀、都之城居屋敷御用相成被_レ召立一候、兵士も近日より被_レ仰付一賦に御座候、陸軍砲術館は寺社奉行所御記録場所轉局被_レ仰付一、砲術館被_レ召立一賦二而當分御手相付居申候、寺社方は本山奉行所跡、御文書奉行は造士館内、御家老其外諸席へ轉座被_レ仰付一、町奉行は御曳取二而御座候、其他之件は未取調中に御座候、追々御手相付候上可_レ申上一候、

こ、に於て御勝手方各掛評議して御金割即ち豫算を定めて五月廿日限りに出さしめ、諸浦々には他國商賣船の出入を許し、以前より他出を免許せる國産物の交易を許可獎勵して商業を盛大ならしむ、此の間の布達左の如し、

内外日々差迫り海陸之御軍備一湮御手不_レ被_レ召付一候而不_二相叶一御時節に候処、御金繰別而差支治乱全備之御手難_レ被_レ為一行届一二付、御手許は勿論大奥向其外表御勝手方非常之御取締被_レ仰付一、御金割被_レ相定一筈候付、於_レ向々一先例舊格に不_レ拘格外の評議を尽し、御金割早々取調べ來る廿日限御勝手方掛御側御用人江可_レ申出一候、此旨可_レ承向江可_レ中渡一候、

寅五月

帶刀

御領内諸浦々江旅船入津等付、取締向之儀者追々中渡置候趣も有レ之候得共、此節吟味之譯有レ之、諸浦々江他國商賣船入津不苦候條、御國産物他國出御免被_レ仰付一來候品々は交易差免候、左候而番所詰見聞役より乗組人数等衆中上乘に不_レ及津畑出張唐物取締横目江掛合無_レ異儀一差通候様申付候、尤陸地より御当地江差越候旅人取締向等之儀者何辺是迄之通申付候、此旨向々江致二

通達一諸郷私領江も不洩様可申渡一候、

寅五月

式部

是より先、帶刀家老となり各種の事項を擔當せしめらる、や、海運を盛んにし有無の交易により財政を豊かにせずば事業を為す能はざるを以て、松岡十太夫・伊地知壯之丞・汾陽次郎右衛門・竹下清右衛門等をして生産方掛並に集成館掛、或は長崎御付人たらしめ、長崎に於ける外商に據り汽船或は帆船を購入せしめ、北は奥州より南は琉球支那に至る迄各所に取引をなさしめ、又新錢を鑄造して商人に下げ渡して商業を補助し、内部には緊縮を施したるを以て漸次物資豐饒となり、軍備の擴張軍隊の輸送活潑に行はる、に至れり、その詳細なる事は記録に乏しければ知ることは能はずといへども、少しくその大要を記さんに、元治元年九月の軍艦購入に関する賠償豫算記録の如きものに、

軍艦新造 一艘

代金凡貳拾萬兩

内壹萬兩手附

差引金拾九萬兩

右五ヶ年賦にして一ヶ年金三萬八千兩ツツ

一 菜種油但數根 盃數不定

一 館内砂糖 壹萬挺

一 琉球勝手賣同 五千挺

右柿元・酒匂より館内用聞直増買入一万挺なり、五千挺は琉球へ

船取仕立御用外何程にても買入株、

一 當地新製同 千八百挺

右同桐野孫太郎より買入、

三口惣合砂糖 一万六千八百挺

右兩品御當地に於て買入相成大阪へ繰登、右代金を以左之通之

場所産物買入長崎廻し艦價支拂之事、

土佐 柳川 宇和島 島原

土州

但

一 樟腦二十萬斤 子正月より七月に掛普普の員數たり、

右土州より長崎江廻着にて受取る、
年々四十萬斤位は出來候由、

一 製茶五十萬斤位 年々

十五萬斤已に手當に相成居候由、
右土州へ差越請取る

一 白糸年々二萬斤ツツ出來る場所の中なり、

柳川

一 茶

一 白蠟 八萬斤位

右へ五千兩位柿元彦左出銀いたし置候由

宇和島

一 干藻 凡六萬斤位
代金一萬兩

一 前文三付年々新錢四萬兩ツツ月割を以御用聞柿元・酒匂へ下け渡

す事、

一 御用聞

柿元彦左衛門
酒匂十兵衛

波江野休右衛門

右町年寄共なり

一 御用聞共へ御利潤の内より被下分吟味之事、

とあり、即ち用聞共に新錢を下渡し、菜種子油及び砂糖を内地及び

琉球より買入來らしめ、大阪に運漕して賣り捌き、其の代金にて樟腦・茶・白糸・白蠟・干藻等を土佐・柳川・宇和島・島原等にて購入し來り、長崎にて外商に附し軍艦購入年賦金に充つるものにて、これその一部分に過ぎず、この外に蒸汽船生産方支配に属するものに米良産物取扱、大和交易方、眞幸酒屋諸取扱、穎娃油澄水車方、藝州の米鐵木綿等取扱、茶御試製方御商法等あり、又琉球出米五千石は商人共琉球にて買入れ、大阪の直廻にて上納し、奥州多産の昆布・魚肥・米・大豆等は和貿易方より留守居江内約し大阪にて交易し、三島にては大豆年々五千三百石位づ、を要するを以て之を下し、又昆布座を設けて之を賣捌かしむる等昔時の琉球貿易を復活して益々盛大ならしめたり、依りて品物を登り品・下り品に別ち、大阪に登するものは、砂糖は勿論人蔘・大黃・蒼朮・肉豆蔻等其他種々の藥草、水銀・朱粉・珊瑚珠・海亀の甲・爪・腹皮・及び西洋布羅紗・毛氈・錦・縮緬・紬・緞子・唐紙等甚だ多し、下り品には前述の外に干生子・干帆立貝・鱧鮎・鰻・椎茸・松魚節・醬油・葛粉・素麵・紙・烟草・和葉種・金銀地金等にて、就中白絲の如きは一箇裡九貫目入り百六十兩賦りのもの長崎値五百兩位と記しあるを見れば、利益の莫大なりしを想像することを得べし、而して此等の品物を御用船及び濱崎太平洋次^源・汾陽源兵衛^源・田邊泰藏^源・佐々木源助^源等私有の和船帆船等數十隻に加ふるに、平運丸・胡蝶丸・翔鳳丸・豐瑞丸・開聞丸・三邦丸等の汽船を用ひたれば、海運活發なりしといへども雜費も亦莫大にして、殊に兵器の購入、外人教師機械運轉者の雇聘、役員の上中等には非常に優遇したるも、風運急なるが爲に慶應二年七月緊縮して定められたる豫算を見るに、陸海軍關係のものにて猶ホ八萬兩あり、即ち、

- 一 海軍方 附開成所
 - 右一ヶ年雜用一万三千兩
 - 一 集成館
 - 右同貳萬兩
 - 一 蒸汽船 五艘
 - 右一萬三千兩
 - 一 右貳萬兩位づ、雜用に可レ及候得共、石炭仕入料も相應に拂込置且運賃料等を以可ニ相補一、
 - 一 陸軍所
 - 雜用六千兩
 - 一 銃藥方硝石丘
 - 同壹萬四千兩
 - 一 製鍊所
 - 同壹萬四千兩
 - 一 都合八萬兩
 - 一 當秋出米大概壹萬參千石に及び、内六千石海陸軍兵士御扶持米、残り七千石前條雜用に宛行ふ、
 - 眞米壹石當時の相場より少し差引下げ拾兩、都て七萬兩、差引壹萬兩不足
 - 右壹行年々御勝手方より差續け、
 - 右之通當座被レ相定一追々諸寺へ御手相付、御手取揚高海陸軍方へ被レ召付一候ハハ御勝手方より別段差續けに不レ及様可ニ相成一、
 - 一 大島白糖方
 - 右外御用に全く不ニ振向一軍艦御取入、右御雜用に御宛行ふ、
- (注意) 元治元年四月頃眞米壹升貳百文にて金壹兩は九貫文な

りしといへば、眞米四斗五升を買ひ得る計算なり、然るに慶應元年末には九百文位に騰貴せしを以て壹斗を得べく、明治三年末には貳貫八百文位なりしといへば三升貳合餘となる、然れども九貫文は公定値段にて慶應元年末には拾四貫三百文位の價なりしといへば約壹斗六升許なり、

右の如くなればその貿易額の莫大なりしを察すべし、然れどもその詳細なる記録を得ざるを遺憾とす、然るに又慶應二年の初にはまた越前に汾陽次郎右衛門を遣はされ商品取引を開始せしめ、野村宗七盛をして蘭醫ボードウキムより拾五萬兩を借り、四月廿六日陸路より大阪に至らしむ、宗七五月十六日越前屋敷に赴き手附貳萬兩を渡し、同廿八日京都を發し六月三日福井に赴き春嶽公に見え、丹波・丹後辺及び岐阜等より茶并二生絲を聚め、八月十四日三邦丸を來越せしめ、廿三日敦賀の港出帆廿六日着崎せり、此際越前の士三人を伴ひ來藩し其の報告をなして商業を開始せり、

かくの如く内に軍備を整ふると共に外に商業を營み、以て素地を造り、外國人にて最も是等の周旋尽力をなしたるものを英商「ガラバ」とす、彼の慶應元年正月密かに英國に留学生を派遣するに至りしも亦其の周旋に囚れるものにて、幕府は佛國公使に據りて事を爲さんとするを以て、「ガラバ」は薩摩をして英國に親しましめんと尽力せしなり、よりに「ガラバ」は慶應二年二月十一日其の所有の「オテントサマ」という二本檣の蒸汽船に乗りて來藩し、船長等と上陸して饗應を受け、四五日滞在して英使「パークス」を鹿児島に招致する手續を定め、種々周旋の末同六月十五日イ六（西歷千八百六十六年七月廿六日イ七）を以て「パークス」は英艦隊司令長官海軍中將キン氏と共に軍艦三艘を率ゐて鹿児島灣に入り、祝砲を打ち交はし上陸して

市中を巡行し、翌日は藩公父子之を訪問して公使及び提督を迎へ來りて饗應し、一時干戈を交へしといへども全く怨を解きて親交せんことを以てし、欧州の事情等を質問し、次にまた集成館及び歩兵訓練を觀覽せしめ、又彼の演習をも觀覽し、終りて磯山に狩を催す等数日の饗應に歡を尽して解纜せり（ガラバ、ガラバ同人名）、其の景況に就きて「ガラバ」の談話あり、左にその一部を示さん、

鹿児島に英吉利の攻撃がありました、それが済んでからずつと後に、島津公が自分の処に人をよこして英吉利の公使と艦隊の司令長官に傳言を頼みました。其の主意は、一旦は戦争をしたが以後は懇親を結びたい、どうか一度は鹿児島に來て呉るやうにと云ふことでありました、で自分は東京へ來てその時の公使と司令長官とに其ことを話しました、それから司令長官の船に同乗して支那へ行きましたが、支那から歸つて來たところが、小松帶刀と其の外二三の人が自分の処に來て、今まではお互に干戈相見えたけれども是からは仲よくしたい、就いては自分に一度鹿児島へ來て呉れといふ話でありましたから、自分は持船の「オテントサマ」と云ふ船に乗つて鹿児島へ行きました、鹿児島へ入ると祝砲を發して呉れました、「オテントサマ」という船には四つ大砲が乗つて居たので四つの答禮砲を打ちました、それから四五日の間滞在して大變御馳走になりました、それで江戸へ往つて「サーハリーパークス」に逢つて、鹿児島藩の意向は決して外人に向つて敵對心を持つて居らぬと思ふから、是非一度鹿児島に往つて其の實狀を見て呉ぬかと勧めたところ、「パークス」が大變笑つて、其処に居る「シーホルト」を指して、自分は此まで薩摩屋敷へ往かうと思つたことが幾度あつたかも知れないが、其の都度此の「シー

「ボルト」がそんな事は決して出来ないといって留めたと申しますから、自分は翌朝「シーボルト」に向つて此から薩摩屋敷へ行くから一諸に來いと云つて無理に引張つて行きました、其の以前に小松帯刀の方から、若し「グラバ」といふ外人が薩摩屋敷へ行つたら斯う斯うしろといふ通知があつたらしい……其の時分外國人が外に出ると護衛兵が附いたもので、それが五月蠅いから朝早く公使館の裏門から出て「シーボルト」と二人で行くと誰にも見附からなかつた、一人自分達を護衛する人に見附かつて其の人が附いて來て薩摩屋敷の門迄來ると、之を這入ると危険だといふ注意を受けました、けれども自分は前から關係があるから然ういふ注意にも係らず這入ろうとすると、大きな門を開いて呉れて内へ入れて、お茶だのお菓子だの呉れて大変取持つて呉れ、而して明日は留守居が返禮の爲め公使館に往くと申しました、それから帰つて「シーボルト」と二人で「サーハーリーパークス」に逢つて其話をしました処が、「パークス」が非常に驚いた、其の次に「ハーリーパークス」が幕府の老中に逢つた時に、御老中の前で、明日薩摩の留守居役が自分に逢ひに來るからあなたがたは干渉をせず居て呉れと云ふと、老中は大変驚いたそうです、「グラバ」が察するのに、其の時分幕府の意向は外國公使と大名など、直接に逢はせ度くない、大名の意向は如何であつても、兎に角公使達に對しては非常に危険であるから會見せぬ方が宜からうと始終注意して居つた、其処へ薩摩の留守居役が公使館に來るといふ事を幕府の老中に話したものですから老中は驚いたのです、その翌日始めて薩摩の留守居役が公使館に來て「パークス」に逢つて色々話をしました、それから「グラバ」は長崎へ歸りましたが、歸る前に

兎に角ああいふ様な譯であるから是非一つ鹿児島へ往つて見ては如何だと云つて「パークス」に勧めました所が、「パークス」言ふのには、成程お前の云つた通りだ、實際大名といふ者は敵愾心を持つて居らぬ、若しちやんとした招待状をよこしたならば往かうという話でありました、それで長崎へ歸つてから小松に話したところが、宜しいといふので斯んな大きな(手眞似)のをよこしました、そこで自分は「プリンスローヤル」といふ英國の軍艦(其水師提督は「キング」といふ人でありました)に乗つて「サーハーリーパークス」と共に鹿児島に往つて四、五日も滞留しましたが、其の間に狩獵をするとか、御馳走をするとか、訓練を見せるとか云ふやうに非常なる款待を受けました、島津三郎に「パークス」が始めて逢つた時に、島津三郎が、過去の事は過去の事にしてお互に忘れて了つて以後懇親に交際を致しませうと申しました、その時は艦長以下水夫に至るまで御馳走を受け、土産物は大変立派な物を頂戴して「サーハーリーパークス」と「キング」の二人は立派な者になりました、此の時に一体貰うといふことは異例であるから「サーハーリーパークス」は最初断らうとしましたが、熟考の上外交の一番初めの事であるから然ういふ儀式は罷めにして有難く頂戴する事になつたが返禮する物がない、其の時分薩摩で狩獵をさして呉れると云ふ話であつたから鐵砲を持つて往つた、それを返禮として島津公以下に送りました、

以てその状況を知るべし、此の間に征長の事も小笠原閣老等は長州よりの決答を俟ちしが、長州は更に五月廿九日迄の延期を請ひ、閣老等の使者を拘留したるを憤り、征討の師來らば防長の士民は身命を抛ちて國境を固守すべしと達したり、

爰に於て幕府は愈々征討に決して出兵し、六月七日征長の勅許を得、同十一日遂に衝突して開戦し、尔後廣島口は互に勝敗ありしといへども、石州口及小倉方面は幕兵連敗したれば、諸藩大に望を幕府に失したり、此の時佛國公使は幕府の爲に質問書を長州に贈りて曰く、幕府朝命を奉じて処分をなすに之に背くは逆賊なり、佛國は幕府と既に條約を結びたれば幕府を援けざるべからず、故に先に幕命を奉ぜざる所以を質すと、是に於て木戸は之に答へて、曩時我藩は首謀者を處刑し藩主父子恭順の意を表し屢々歎願をなし、一旦局を結びしを再び征討の兵を起し使者を拘留せり、故に止むを得ず戦ふに至れるなりと弁せしかは終に退去したり、英國は薩長と懇親なりしを以て馬関に廻航せしことありしといへどもその行動を共にせざりき、幕閣等大に憂慮して拘留せし使者を放還し帰藩して幕命の遵奉に尽力せしむ、然るに此の件は又征討總督の権限を犯したりとの憤りを得たるを以て終に閣老を退職せしめ辛うじて事なかりきと云ふ、帯刀も此の件につきては七月九日大久保に贈れる書翰中に、

(上略) 扱防長も終に敗れに相成候由、いかが尾が取れ申候半、更に見留も付不_レ申候、而三度之御伐人敗走と相成、先御伐入御見合去戸・小田村御暇等の次第どういふ拙策とも相分不_レ申候、英佛ミニストル馬関へ廻艦いたし、英には通船出來候様佛とは奉命の事其木戸應接相成候との事に御座候、佛より援兵とも差出様之事に相成候而者不_レ可_レ捨之場合と申処より、此節談判に相成賦之処、最早馬関は出船相成候との事、併模様は依_レ而者權藩に而も談判不_レ相成一候而不_レ相済_レ場合も可_レ有_レ之候得共、其御地之形勢如何不_レ相分_レ、右等之件者いち、壯之丞浪速へ御金談に被_レ差出一候付、同人へ詳細談し置申候間宜しく御談し可_レ被

下候、返すくも不_レ容易_レ場合に立至御配慮之程奉_レ察候、越前公御上阪とか勝房州上阪之由如何之都合に御座候哉、勝氏之説相立候様ならば少しは道も相付可_レ申候へ共、無_レ左時は是限之事か実に可_レ嘆事共に御座候、將亦爰元不_レ相変_レ無事に御座候間御安心可_レ被_レ成候、追々御変革等之御手も相付、海軍方も古井・奈良原其外充分尽力にて随分振立任合之至、不肖之野夫にも重職を蒙り恐入り申候、併皆々之尽力に依_レ而先々相勤居中都合に御座候、

御軍艦も早々銅庫入替御用立候様いたし度との事に而既に取か、り居申候、時勢に應じ候様一日も早く運付候賦に御座候、開成所も松木府大に幸を得申候、陸軍所も折角御手被_レ召付_レ、当分寺社方跡地面取除方最中に御座候、扱此内ハ英ミニストル・アドミラル廻船、海陸之訓練御望相成、兩日に有_レ之、一日磯御茶屋ニ而御向殿様御逢、世界普通之御會釈ニ而英國人も餘程難_レ有奉_レ存向にて先々大慶之至御悦可_レ被_レ下候、(下略)

次いで大將軍家茂病を以て七月十九日大阪に薨去せらる、や、遺言によりて慶喜繼嗣たりといへども將軍職を辞し喪を秘し名代として征長の任に當らんことを朝廷に請へり、尾越因備等の諸侯は解兵を慶喜に薦め勝安房も亦之を建言せり、然れども慶喜之を容れず、久光・忠義両公も亦既に朝廷に之を建言せられしといへども、朝議之を慶喜等に謀りしを以てこれ亦其の効なく、愈々八月十二日を以て慶喜の出陣に決せり、然るに將軍薨去の報征長の諸軍に達するや、諸藩の内には兵を撤して去るもの多く、小倉の如きは長藩に占領せられたれば、慶喜も始めて人心の幕府を去りしを悟り解兵の止むべからざるを知り、その奏請により將軍薨去の名に據りて之を發令せ

られ、又長藩に諭して解兵せしめられたれども猶各処に屯して兵を退けず、依て勝安房は廣島に赴き長藩上廣沢兵助・井上馨等と談判して解兵するに至りたり、然れどもその解兵の達に暫時解兵すべしとの趣旨を記されたるを以て、長藩士等大に憤りて再び兵を發して小倉方面を攻撃せり、幕府の所置かくの如くなるを以て早晚四海の大動乱とならんとするの恐あり、薩藩にては内に兵備を整へて國本を固め以て中央に於ける活躍の素地を作り置くべしとて、帶刀は西郷・吉井・奈良原氏等と協力して充分の勢力を養ひ、海運の活用を盛んにして不時の用に供する爲、開成所及び陸軍所を擴張したり、會々松木弘安寺島歐洲より帰藩したるを以て開成所に盡力せしむ、故に英公使來覽修文の時も之が爲に大に便利を得たり、此の際松木は帶刀に建議して、我が國は諸藩戮力して政事を議して外國に對せざるべからず、假令ば一片の材は折り易けれども多く之を合すれば折り易からざるが如し、故に諸藩の人物を集めて國會を開き、其論の多数に従ひ之を以て我國行政の方向となすを興國第一の美事となすべしとの事を以てせり、この諸藩戮力して國是を定め之に因りて朝命を受け以て皇威を發揚せんことは薩藩の夙に採りし方針なれば喜んで之を容れ、共に國力の養成に尽力し常に皇室を中心として活動せんことを心掛けたり、然るに此の際諸藩の召集には朝幕共に同論なれども其の根本を異にし、幕府党は之によりて長防の処分其他の問題を解決せんとし、勤王党は此の機に乗じ大革新を行ひ王政復古の実を擧げんとするに在り、幕府党は慶喜を始とし其近臣原市之進大に斡旋して二條関白・尹之宮によりてその趣旨を執行せんとし、勤王党には當時小松・西郷等は藩に在りて専ら國力の充実に尽し、を以て、大久保・岩下等京師に在りて近衛・山階宮によりて運動す

といへども、形勢や、非なるを以て久光公の上京を促さんと決せり、然るに九月七日に至り終に諸藩の衆議は中納言（慶喜）を以て奏聞すべきを達せらるゝに至りたれば、岩下は此等の事情を向公に言上の爲に翌日帰藩せしが、其の後また益々幕府党の勢力を増し來りたるを以て、山階宮・近衛忠房は之を憂慮し、九月廿九日藤井宮内を使者として、小松・大久保の両氏は文久二年以来の馴親につき諸事相談致し度との意を大久保に通ぜられたり、即ち大久保の日記、

（上畧）去る戊午以来帶刀殿兩人は御馴親も被_レ爲_レ在候得者、

邸内之事も繁用可_レ有_レ之候得共時々參殿いたし、御次江も御案内なしに罷通呉何遍無_ニ御遠慮_一申上、諸事御相談可_レ被_レ遊と

之御趣意にて内膳殿被_レ致_ニ承知_一、云々、

然るに帶刀は前述の如く在國にて海陸軍備に従事せしが、生來蒲柳の質にて脚痛に悩めるを以て、八月十五日よりまた霧島硫黄谷温泉に赴き居しが、中央の政情は靜養を許さず、京師の形勢は益々幕府黨に利あり、慶喜の勢力大にして、嚮に出京して慶喜に徳川家のみを相續して將軍職を辞すべきを説きて用ひられたる春嶽も、此の形勢日に非なるを見て帰國したりとの事なれば、久光公も又上京を辞せられ、十月十五日帶刀は西郷と共に久光公に代りて兵を率ゐて上京し、廿六日京師に着せり、此の時早くも京師にては山階宮（晃親王）・岩倉具視及正親町三條実愛・大原重徳等二十餘人は蟄居閉門せしめられ、十二月五日に至り慶喜正二位権大納言に進み征夷大將軍に任ぜられたり、是に於て京師幕府黨の勢力は益々張大となり勤王黨は容易にその目的を達し得べくもあらざる形勢となれり、是より先帶刀等の引卒上京したる兵卒も交代の名目にて引揚げんと決定せし折柄、又夷船撰海に來泊せる報に接したれば、或は又形勢變化

することあらんとて撤兵を見合せ、曩時十月廿九日横濱夷館の火災ありし見舞旁其の状を視察する爲め十一月六日吉井氏横濱は赴くこと、なりたり、十一月十二日桂久武に贈りたる書中に、

(前略)山階宮始別紙(別紙)之人数塾居閉門等被_レ仰出_レ何共心外之次第に御座候、究而會邊の尽力どもにては有之間敷哉、併儘に相分不_レ中候、右に付而者諸藩二而も段々説も御座候得共、例之模様見合之議論勝に御座候、諸侯之見込は被_レ聞召一度建言之堂上方は閉門、平仄之合はぬ事に御座候、前文の模様故御上京御断書被_レ差出一候上者何も周旋は打捨、此節海軍隊人数被_レ残置一交代と申場合二而、外ハ總て引拂之方却而可_レ宜と評決いたし居候処、夷船擧海へ呼寄相成段相分、又夷情も難_レ計横濱出火等之條も有_レ之、旁不_レ容易一場合に可_レ立到一と再及_レ吟味人数引拂之儀も先見合にいたし候都合に御座候、然処既に英船一艘・佛船三艘兵庫へ碇泊いたし候段小豆屋より中越候付、決而前文之都合にて出掛之事と相考申候処、佛船は横濱之様出船、英船は不_レ日横濱より廻船可_レ相成一候間、夫迄は滞船之段申居候趣、只今小豆屋より申参候付、弥不_レ遠参候事は無_レ疑事と相考中候、決而此節は「ミニストル」等よりも何とか申出二而可_レ有_レ之、左候得者兵庫開港旁大事件も可_レ相決一時宜にも可_レ成立一候間、是より又何とか形勢も相変し可_レ申中との見込に御座候、追々形相分次第早々申上候様可_レ致候、

横濱表先月廿九日大火夷館も焼失いたし候段相聞へ、其上此節擧海廻船之條も有_レ之候付、出火見廻として差遣候方旁可_レ宜、併御國元御間通之上御見舞と相成候得者旁御六ヶ敷場合も有_レ之候間、此方拙者共よりと中処にて可_レ然吟味之上吉井幸輔去る六日當地

出立出府取計申候、尤錦貳反見舞之驗迄に差贈申候、(下略)

とあり、以て其の状を察すべし、然るに幕府は朝廷にては猶勢力ありといへども諸侯に對して命令行はれず、長州再征之軍は全く失敗に終り、加ふるに外國は益々開港を迫り來り、内憂外患交々到れるを以て、幕府老中板倉勝靜は屢々帶刀を召したるを以て、此の日また之に面して種々之質問應答をなせり、その状を別紙に明細に記して桂氏に贈り、以て久光公に言上せしめたるものを見れば幕府の窮状を察すべきなり、

板倉侯より御達被_レ成度儀有_レ之、今朝罷出候様との事二而罷出御達御答左に相記、

御前へ罷出候処、一通御挨拶相濟候而被_レ仰聞一候は、今朝其方を呼出候も餘の儀に無_レ之、大隅守様御上京之義御所旁にて御断と申事二而無御據御訳合とは乍_レ申、方今の形勢不_レ容易一場合に立至り偏_レ御頼萬事御相談被_レ遊度、其上兼而御懇意中之事に候間、押而も御上京被_レ成度上様にも餘程御心配二而折角御待被_レ遊候間、病氣如何の事か其方迄一先承候様御沙汰之趣を以被_レ仰付、御答に、何共恐入次第に御座候、此節上京之儀二付而者朝廷より御召の命も蒙り、其の上中納言様より梅沢を以て御懇意に被_レ仰下一候付上京可_レ仕筈に御座候得共、兼而持病之腰脚痛二而無據御断申上候儀に御座候間、涯々押而も上京と中儀は逆も相調不_レ中段申上候処、板倉公、夫者誠に込入候次第、どうぞ今一先押而も御上京に相成候様其方より中上越道ハ有_レ之間敷哉、又何ぞ當時勢御見込の事は無之哉と御尋、我、左程迄再三押而御沙汰之儀に御座候ハ、隨分右之趣は申越も可_レ仕候得共、御召の上は如何の儀御相談と申御事に御座候哉、是迄度々御達に依り上

京も仕り、趣意の程も建言等仕候得共、一つとして御爲に相成さる事に可^レ有^レ之、建言いたし候得ハ却^レ而不都合に相成、御益筋にも不^レ相成一事と奉^レ存候間、白然押^レ而も御達に相成候ハ、御前方御見込の処中納言様思召之処も細々相伺筋に依^レ而者申越候様私へ申含置申候間、詳細思召之処相伺、至當の事に御座ハ、隨分申越候様可^レ仕候間致^レ承知一度申上候、

板、成程尤千萬、此節ハ是非幕府の失態を改正いたし、眞に腹臆を明し天下の公論に従ひ御所置も被^レ成度、実にも上様にも深く思召^レ相成居候間其辺之処者深く汲受候様いたし度、

我、成程御尤に奉^レ存候、乍^レ併御召^レ二付^レ而者ケ様ケ様と御定見之御論を細々拜承不仕候而者國元へ申越兼候、

板、其通の事にも可^レ有^レ之候間、右之形行上様へ申上候様可^レ致、左候ハ、御直の御見込の処も御達にも相成候ハ、形行中越候儀出來候か、

我、夫は隨分御見込の模様^レに依^レ而者申越候様可^レ仕候、

板、兵庫開港之儀如何相心得候哉、

我、兵庫開港之儀は既に昨年夷船渡來の節、三港 勅許強^レ而御申請、兵庫の儀者鎖港と申御請被^レ仰上一候事に御座候故、多分其通の御事と奉存居候處、西洋人より承候得者兵庫の儀ハ千八百六十八年第一月一日より開港の條約に相成候段承誠に當惑仕候、其節も諸藩之見込被^レ聞召^レ一度との事に而、留守居より建言の趣も有^レ之候處、御採用無^レ之^{而已}ならず、諸侯建言を御採用被^レ下候而者不相濟様段々被^レ仰上一候而、終^レ二三港 勅許之御運に相成、兵庫之儀は鎖港の御受、只今に相成見込を申上候様と被^レ仰候而も、上 天子をさへ御偽り被^レ成候事^二而、中々諸藩の見込を

申上候^レ而も万々御用立不^レ申儀は判然たる事と奉^レ存候、

板、成程其通の事も有^レ之候半、以前の事には段々其辺の御失體も有^レ之候間、此前の事は総て打捨、此節より改^レ而諸般の衆議天下の公論に御從ひ御所置被^レ成度思召に候間、実にも御改心の処を厚汲受候様、その昨年夷船参り候節の建言は如何の事に候哉、

我、其節は開港 勅許の儀者誠に不^レ容易一事に候間、諸侯被^レ召衆議被^レ聞召^レ一候^レ而御評決相成度趣意に御座候、其節は右之御都合^二而又此節見込被^レ聞召^レ一度趣何とも承知難^レ仕候、

板、成程其通の事には候得共、其辺の処此節者十分の公論に御從ひ被^レ成候間、追々見込の処は無^レ二腹臆^一申上候様、

我、左様思召ならば餘程御念御入被^レ遊度、誠に御大事の御場合と奉^レ存候、

板、長州所置の儀如何相心得候哉、

我、長州の儀者初め犯關之砌尾張公御出陣、參謀首級も差出謝罪の道相建候事と奉^レ存候、其後御再伐之御趣意旁更に相分不^レ申、又是より御再伐之御賦に御座候哉、

板、中々御再伐出來候事には無^レ之、段々諸侯建白も有^レ之候得共、一つとして再伐申出候者も無^レ之、逆も出來候事には無^レ之

いつれ其辺の処諸侯へ御談し至當の御処置被^レ遊度賦に候、

我、左様ならばいつ迄も諸侯の來會を御待被^レ成候事に御座候哉、

板、其通に候、

我、左様ならば餘程御長引可^レ申、

板、先刻より咄候事共^二付、帶刀見込の次第も有^レ之候ハ、書付自分覺迄に遺具候ハ、上様へ差上候様可^レ致、左すれば勞御悦に可^レ相成、

我、私見込と申は更に無御座候、此迄度々大隅守より建白も仕、其上御前方には御直に御聞通にも相成候通の趣意を私共は貫通仕候迄に而、外に見込更に無之、

板、左様ならば如何被遊候而上様の深き御趣意諸藩に行渡候哉、我、夫は真実御依頼と申訳ならば深く其の御趣意可相分一様有レ之度、

板、夫ハ何そ不ニ相分一儀有レ之候哉、

我、左様に御座候、夫ならば申上候、梅沢遥に國元へ御使者御懇書御懇の御傳言被下候得共、只表通同前之事に御座候、實に御依頼と申訳ならば何とも無二腹臟二御談しも可レ有レ之処左之儀も無レ之、是を以ても御真意無レ疑とも難ニ申上一候、

板、成程左様の事も有レ之候哉、先刻も申候通尚勘考いたし見込之処、書付にいたし貫度無二腹臟二申入候やう、

我、尚勘考可レ仕候、

先々右之大意に御座候、本文より外多々御座候得共格別の事にも無レ之要用迄申上候、餘程切迫の模様餘りの事に而無理な(儀の)様には御座候得共、此節は十分丈夫に仕掛不レ申候而者不ニ相済一御場合故、右通之御答申上候事に御座候間、御中上之儀共可レ然様御取計可レ被下候、以上

霜月十二日

帶刀

右衛門様

かくて十二月廿五日に至り、爰に又一大事変を生じたり、即ち孝明天皇の御崩御是なり、此の事同廿九日に發表せられたれば、帶刀は直ちに急飛脚二而之を桂久武に報じ、以て両公に言上せしめ、諒闇の中に年も暮れて明くれば慶應三年一月九日皇太子睦仁親王踐祚あり、

十五口に至り幕府は國喪に依りて征長軍の解兵を達し、朝廷にては大赦を行はれしを以て、さきに塾居閉門せしめられたる人々も宥免せらるゝもの多く、三條公以下五卿も亦小松・西郷等上京の當初より大山綱良等と共に周旋する所ありしを以て、一月廿三日五藩御預を免じ五卿の帰京を計らしめ、二月五日監察原市之進をして、五卿帰洛後の左の如き処分法を定めて、帶刀より他の四藩に傳ふべきを命ぜしめらるゝ、

一 御住居所は御別荘又は寺院の内たりとも御自身の御好次第に被レ任候事、

一 大阪御着の上、同所御目附衆より帰京と申所、五卿方へ直に演達有レ之候筈之事、

一 御住居所替の所は矢張土藩より門番之姿に而足整兩人計差出候様致し度事、

一 御住居所へ御親族之御方々御出入不レ苦事、

表向御賄は公辺より御取賄に相成候得共、是迄五藩之賄通には参不レ中不自由に可レ有レ之候得者、自然御本家々々々々は賄料等被ニ差出一候段は不レ苦候事、

是に由りて見れば幕府もや、反省する所ありて待遇を變ぜしが如しといへども、これ止むを得ずしてかくの如きに至れるものにて幕威を恢復せんとする一手段に過ぎず、よりに帶刀等は此の機會に乘じ薩・越・土・宇和島等大藩諸侯の上京を計り、その合同によりて王政復古の目的を達せんことを決し、西郷・吉井は帰藩して両公に説き、更に土州及宇和島に赴き容堂・宗城両侯の上京を促す事となり、正月廿一日京師を發して帰藩の途に就き、帶刀・利通は京師に留まりて近衛・嵯峨・山階宮・岩倉等と計り、朝廷の基礎を固め以てそ

の上京を待つこと、定めたり、然るに帶刀は一方にては藩の勝手方をも司れるを以て大事業には先づ資力なかるべからざれば、先年より各地に交易を營み軍艦兵器等の購入をなし居たること既に述べし如くなれども、此の場合に至りては益々之を擴張して資金を集むる必要あり、之が爲め伊地知壯之丞・石川確太郎を大阪に出張せしめ、大和交易方を擴張して會社を組織せしめ、資金を集めて以て活動の素地を造るの計劃をなしたるを以て、政治経済の両方面に向つて配慮せざるべからざる地位に在りたり、二月八日大阪なる伊地知より帶刀に贈りたる書翰を見ればその情状察せらるべし、

(上略) 私共上京仕候御者被ニ召呼、御馳走等被ニ成下一、色々御厚意被ニ仰聞一難レ有御禮申上候、翔鳳丸于レ令着船不レ仕日々待居申事に御座候、大和交易方一件者石川存慮通り何篇手を爲レ施中候、追々宜敷都合向に罷成向に被伺申し候、本間邦兵衛も先日上阪仕候、右者本國出羽江罷越し宗家本間休四郎一列を固め北方の治定を仕候手筈に御座候、参殿仕候御粗同上候、コンベニ一取企、條寺島江相談仕石川江託し手を付中候、随分泉州境・大和・河内・和泉は出銀爲レ致候都合相調儀と奉レ存候、追々者出羽・近江辺迄も手伸可レ申候、尤御國許大家商人共にも相應出銀爲レ仕可レ申候、左候ハ、数十万之本手相備候様可ニ罷成、兵庫開港商法一変仕候ハ、何れコンベニ一に無ニ御座一候而者本朝の膏油を彼にレ被レ吸様の仕向者無レ之と寺島等の説に御座候、西洋一般に蒸気車鐵道より諸機械室屋等に至迄コンベニ一の仕向御座候由、大略之治定相居向に成立候ハ、形行可レ奉レ伺云々、次いで又二月十二日の書翰に據れば、會社組織も順調に進捗し、長崎及國許其の他の地方に要する費用等も、多くは大阪にて調達して

送附する都合にて、即ち

(上略) 大和方且コンベニ一件に付、石川昨日より泉州境へ差越申候、此節者相應之仕事相調可レ申候、同人引取候迄私にも頭取之者へ致ニ面會一呉候様承候付、其通可レ仕候間是又左様御含置可レ被レ下候、云々、

大山格之助も昨日藝州船萬年丸より罷越申候、同人江五卿方御帰京用之貳千兩相渡置申候、長崎江壹萬五千兩御國許よりも三萬兩差續候様申參、金都合共に御座候、此分は是非調達不仕候而者不ニ相濟一儀と奉存候、云々、

と、此の間の京師に於ける政治上の勢力は猶幕府に在りて不利の地位に立ちたれば、こゝ暫時の間は將に是れ山雨至らんとして風堂に滿つるの風情にて、帶刀はこゝに經濟上の施設に没頭して以て來るべき政治上活動の期を待ちたりしが、四月十二日に至り、久光公は西郷等を従へ陸軍六小隊・大砲隊・隊及び海軍兵等凡そ七百餘人を率ゐて京師に着し、宗城公は十五日、春嶽公は十六日、容堂公は五月朔日に各々着せられたるを以て、五月四日より會合を始め、かく朝廷の趣旨時により變更あるは、朝廷に人材乏しく根柢確立せざるが故なるを以て、先づ人材を登用せらるべきこと第一の急務なりとて、議奏傳奏の人選をなし之を提出したり、二條攝政は朝議を開きて決すべしと答へられ、慶喜公は頻りに四公の登營を促したれども、人材登用確定したる後にすべしとて應ぜず、然るに四公の選挙せる人物には過激の説を上張せる人あり、或は卑官の人もありとて、僅に七人中二人を採用せられしのみ、五月十日に至り薩・越・宇の三公は二條家に赴き速に評議を開かるべきを建言し、更に薩邸に會し各重臣之に侍し、帶刀・利通亦之に與りしが、登營の賛否兩説に

分れて決せず、十二日更に會合して結局十四日に登營すること、なり、こゝに防長の処置及兵庫開港の二問題は議せられたり、慶喜は兵庫開港之期日切迫せるを以て先づ之を決して後長防の問題に及ばんと、久光公等は曰く、宜しく内治を先にして外事を後にすべきなりと、議決せず、十七日更に土藩邸に四公の會議を開き、十九日に再び登營すべきを決せり、依て帶刀は越前邸に、利通は宇和島藩邸に至り更にその持説を確めしが、十九日には慶喜は二件其同時に奏上して彗断を乞ふべしと主張せしかども、翌々廿一日終に長防を先にし、兵庫開港の議を後にすべきこと、はなれり、然れども幕府党は猶朝廷に説きて窃かに之を変更せんとし、又長藩の家老末家より歎願書を徴せんとする意向あるを以て、二十三日にまた四公の参内を促したり、久光公は若し再び會合して意見一致せざれば甚だ不可なりとて参内を辞し、帶刀を宇和島邸に、利通を越前邸に遣はされ、その同意を得て防長事件・兵庫開港には自ら緩急先後の順序あれば、その順序により至公至大の道を以て之を行ひ、私権を抜き治久の大策を立させらるべしとの建言をなせしかども、二條撰政及び慶喜は頻りに参内を督促し、久光公は断乎として應ぜず、春嶽・宗城は参内して朝議夜を徹し、終に翌廿四日に至り長防の處分は寛大にし、兵庫開港は止むを得させられず、勅許に相成るべしと達せられたるを以て、廿五日春嶽・久光・宗城の三公及帶刀・利通は宇和島藩邸に會し、又容堂公の賛成を得て翌日再び建言書を奉呈せり、其意長防の再討は幕府無名の妄拳をなしたるが爲に人心離叛して物議を起したるものなれば、大膳父子の官位を復し幕府反正の実跡を顕はすべく、然る上にて兵庫開港時勢相當の所置を取らせらるべき順序を勘考し、未だ一同勅問に奉答せずたゞその順序區別を以て幕府に申

出で置きしに、上京の四藩も時勢餘儀なき儀と言上せし故、止むを得させられず御差許相成候との御沙汰拜見、事実相違意外次第にて黙止し難く、止むを得ず一應伺ひ奉るとのことなりしかども何等の沙汰もあらざりき、此の如くして兵庫開港の問題は解決の姿なりしが、長防の處置は其の主意に於ては四公共に同一なりといへども、その実行方法に於ては、越上は幕府をして之を行はしむべしとし、薩宇は朝命によりて達すべしとし、少しく異なる所ありしが、土侯は五月廿七日を以て京都を去り、越侯も亦帰藩せしを以て、薩宇の而公は更に亦上京の四藩も同様中上候間、止むを得させられず差許相成候との文言は事実相違の旨を言上せしに、傳奏は大樹より其の帰着する所は四藩も同一理なりとの事なりし故、其の始末は大樹に可承として其事止み、宇和島侯も八月十八日帰藩し、久光公も亦九月十五日帰途に上らる、事となりたり、一方薩長の關係は、是より先幕府の長州に対する処置は悉く其の當を失するを見るや、諸藩勤王の黨は薩長の聯合を計り、非常手段を用ひざるべからざるを看取し、既にその聯合も成立したるを以て、長藩士品川弥二郎は薩藩士と称して京師薩邸に寓し、山縣右朋も亦藩命を以て京師に到りしが、四藩の建言も幕府の爲に誤用せらる、に至り、久光公は両士を引見して、形勢の既に討幕の計劃を立てざるべからざるに至れるを告げて之を毛利侯父子に報せしむ、是に於て両氏は西郷と共に帶刀を訪ひ、大久保・伊地知等も列座にて、帶刀は今日主人より話の通り薩藩は朝廷御守衛を專一にし、天勅を奉請して幕府の罪逆を正し、朝廷の基本を立つるの目的を以て聯合戮力して大義を天下に鳴したく、西郷更に御國に参上し、毛利侯父子に謁して藩命を傳ふべしと述べたりしが、會々後藤象次郎上京した

るを以て村田新八をして代りて長州に赴かしむ、土州にては後藤象次郎初め公武合體の説を持せしが、坂本龍馬と會するや終に坂本の説に賛成し容堂公を説かんとて上京せり、然るに容堂公は既に歸藩の後なりければ、小松・西郷・大久保等と議し、將軍職にて政柄を執るは公道にあらず、宜しく下政を復古して將軍も侯列に歸して翼戴を主とせらるべき事に協力すべきを約し、七月三日京師を發して歸藩せり、かく薩長と共に王政復古に尽力すべきの約束成立せりといへども、土州侯は猶公武合體の意見を抱き、隨從の土板垣退助等の王政復古論に傾きしを憂ひて、之を率ゐて歸藩したる程なれば未だ一定の藩論にあらざりしなり、又藝藩は曩時幕長の間に在りて周旋する所ありしが、五月廿四日の長州處分寛大・兵庫開港二件の勅許あるや、板倉閣老は藝藩家老石井修理を召して、長藩に再び寛大の処置あらんことの嘆願書を奉らしむべきを達したれども、一旦嘆願書を出したるに拘はらず再征ありしものなればその効あらざるべしとて之を辭し、後世子淺野長勲、家老辻將曹等を從へて京師に至るや、將曹及植田乙次郎等も王政復古の議に同意するに至れり、然れどもこれまた藩論を固めたるものならざれば、小松・西郷・大久保等は先づ第一に薩長の間を固め実行の手續に入り、然る後他と提携せざるべからずとて、大久保は大山綱良を伴ひ久光公の命を奉じ、公の歸藩と同時に當時薩邸に潜居せし長上伊藤博文・品川弥次郎と共に長州に赴き、藩公父子に謁し、木戸・廣沢等の重臣と會し方針を決定し出兵の打合を定め、大山は鹿児島に歸り三田尻に滞在すべきを定め、更に大久保は藝藩の植田乙次郎に逢ひ長藩との談判を告げ、出帆の時日は長州と打合せしむること、して京師に歸りたり、然るに藝藩は其後上藩後藤象次郎の大政奉還の建議書を提出す

るの説を賛し、植田乙次郎及永田權助は長州に赴き、京師にて小松帶刀と辻將曹と協議する所ありたる由なれば、其の報に接したる後に出帆すべくと告げたれば、長州にては藝藩國論の一変したるを知り不審を起し、在廣の廣沢をして藝藩士と共に京師に赴き其の事情を糺さしめ、その確報を得たる後にすべしと定めたれども、薩藩にては初めより藝州を深く頼みとはせざりしもの、如し、然れども京師公卿の動搖を來すことあらんことを恐れしが、廣沢等京師に着するに及び、小松・西郷・大久保等に會し事情を聞き辻等を説きたれば、爰に藝藩も亦じて強固となり、薩長藝三藩士相會して同盟をなし左の二項を決議し、之を中山・中御門の二に提出したり、是れ実に十月八日の事なり、

一 二藩重兵大阪着船之一左右次第、朝廷向断然の御尽力兼而奉願
置候事、

一 不ニ容易ニ御大事之時節に付、爲ニ朝廷一抛ニ國家一必死之尽力可致事、

一 三藩決議確定之上は如何之異論被ニ聞食一候共御疑惑被ニ下聞敷事、

又之と同時に小松・西郷・大久保は幕府の措置心事を列挙し、その罪跡明らかにして心術正しからざれば干戈を以て其の罪を討じ、王政を古に復し國家長久の基礎を立てんとするに至れる趣意書を提出して、討幕の宣旨降下を請へり、その請願書に曰く、

皇國內外之御危急不レ可レ謂の状態別紙趣意書を以て中上候通ニ而、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偷み傍觀黙止難レ仕、爲ニ國家一干戈を以て其罪を討ち奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度、不レ可レ制之忠義暗合會盟断策義舉に相及候ニ付、伏冀くは相當の宣旨降下相成候処、御執奏御尽力被ニ成下一度奉

願候、

慶應三年丁卯十月

小松帶刀

西郷吉之助

大久保一藏

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

此の事岩倉に報ぜらる、や岩倉も亦幕府の失政を擧げ、征夷將軍職を廢せられ大政を朝廷に復し、大に政體制度を革新せられたく、非常の大英断を以て朝命降下あらんことを願ふの奏聞書を奉り、中山は具さに三藩聯盟の顛末を奏上せしかば深く嘉納あらせられ、同十三日を以て討幕の勅書を島津父子に、同十四日を以て毛利父子に降下せられ、同時に會津・桑名藩主を討すべしとの勅命をも賜りたり、爰に於て薩長二藩小松帶刀・西郷吉之助・大久保一藏・廣澤兵助・福田俠平・品川弥二郎の連名を以て請書を奉呈せり、その討幕の勅書及び會桑討伐の勅命左の如し、

左近衛權中將源久光

左近衛權少將源茂久（忠義）

詔 源慶喜藉ニ累世之威一恃ニ閥族之強一、妄賊ニ害忠良一數業ニ絶王命一遂矯ニ先帝詔一而不レ懼擠ニ萬民於溝壑一而不レ顧、罪惡所レ至神州將ニ傾覆一焉、朕念爲ニ民之父母一、是賊而不レ討何以上謝ニ先帝之靈一、下報ニ萬民之深讐一哉、是朕深憂憤所、在ニ諒闇一而不レ顧者、萬不レ得レ已也、汝宜體ニ朕之心一、珍ニ戮賊臣慶喜一、以速奏ニ回天之偉勲一而措ニ生靈千山嶽之安一、此朕之願無ニ敢或レ懈、

慶應三年十月十三日

正二位

藤原 忠能

正二位

藤原 実愛 奉

權中納言

藤原 經之

會桑討滅の勅命

會津 宰相

桑名 中將

右一人久滞ニ在釐下一助ニ幕府之暴一其罪不レ輕候、依レ之速可

レ加ニ誅戮一旨被ニ仰下一候事、

十月十四日

忠能

実愛

經之

薩摩中將殿

同 小將殿

此の日また將軍慶喜は大政奉還の上書をなせり、是より先後藤象次郎の薩土の盟約をなし土佐に歸るや、容堂の意を受け、その大政奉還の建白書を持って福岡孝悌等と共に上京して、十月四日之を將軍に提出せり、その主旨とする所は大政を朝廷に返上し、朝廷は上下の議政所を設け廣く議事官を選擧し、萬機此所より出すべしといふに在り、これその意は公議制度を起し徳川氏をして猶之が首位に立たしめんと思惟したるなり、然れども幕府黨は之に反對し、飽く迄も徳川氏の覇業を維持し兵制を改革し軍器を整へ以て諸侯を制御せんと期せしを以て之を喜ばず、小松等は大政返上は素より望む所なれば其の建白を賛し、慶喜も亦自ら覺る所ありけん、この建白に對し各方面の意見を徴したる後政權を朝廷に奉還し、

廣く天下の公議を尽し聖断を仰ぎ同心協力して萬國に對峙せんことを期するの趣意書を認め、十三日諸藩の重臣等を召し更に意見を聞き之を決定せんとせり、此の際小松は吉井友実と共に登城せしが、諸藩の重臣退出せし後も猶殘留し、後藤等と共に大に此の意見を贊成して其の決意を促したりしかば、慶喜も亦愈々決心してさてこそ遂に大政奉還の上書をなすに至れり、

慶喜の此の上書あるや、幕府黨は憤慨し奔走して二條摂政に却下を説く者あるに至れるを以て、小松等は速に御許容ありて諸侯を召し、長防の処置、五卿一條等其の他諸般の事項を決定せらるべしとの趣旨を建言し、更に小松は後藤と共に二條摂政に謁し、大政奉還は実に千歳一遇の好機會なれば断然御許容ありて然るべし、若し因循の処置あらんか臣等も亦大に決心する所あるべしとてその許容を促したれば、二條摂政も遂にその請を許すべしと答ふるに至り、岩倉・中山・嵯峨・中御門等よりも亦提議する所ありしかば、二條摂政も決心し朝議決定して十五日に至り愈々許容せられ、同時に十萬石以上の諸藩に出京を命ぜられたり、此の間の小松・西郷・大久保等の苦心奔走実に言語に絶せるものありしが、既に王政復古の緒に就き愈々実行の期に入りたるを以て吉井友実・伊地知正治等を京師に留め、十七日を以て小松・西郷・大久保は長藩の廣沢・福田等と共に、藝船萬年丸に乗り三田尻に入り山口に至り毛利侯父子に謁し、さきに大山をして統卒し來りて三田尻に滞在せしめたる薩兵はその兵のみを飛脚船にて上京せしめ、薩艦は之を率ゐて二十六日鹿兒島に帰着し、直ちに両公に謁し具さに從來の事情を述べ、討幕の詔勅を捧げて決舉の止むべからざる所以を詳述し、又曩時藩内に於ても小松等の行動に反對したる者も多かりしかど、救回藩公の諭告書により漸

次其の數を減じ漸く大勢を了解し來りしを以て、翌日直ちに重臣の會合を烏津図書邸に開き、その目的計劃につき評議を重ね、小松・桂の両家老は此の議を齎して両公に謁し、愈々藩上兵を率ゐて上京せらるべきに確定し、左の諭告書を家老に下し以て藩内に達せしむ、

家老中江

今般於ニ 朝廷ニ天下之大政被レ爲ニ聞食一候旨被ニ 仰出一、
中將様御快氣不レ被レ爲レ在候ハ、我等早々上京候様召命を奉レ蒙
候処、未御順快に不レ被レ爲レ在候付、我等神速發途 闕下拜趨
御受可レ奉ニ 中上一令ニ決心一候、元來順聖院様 皇國內外之御
危急差迫り、王室日々衰頽被レ爲レ赴候を深憂し給ひしに、中途
にして御逝去被レ爲レ在候付、御遺志を被レ爲レ継、壬戌以來中
將様東西不ニ容易 御尽力被遊、復古の大典を舉君臣の名義を正
し不拔の御國是相定候様ニとの御忠誠に而、四度御上京被レ遊ニ
御配慮一候得共、時運の然る所以にして事々徹底の場合に至り兼、
乍レ去 皇國內尊 王之大本を被レ爲レ開候御功業者御事蹟上
に於て顯然たる事に候、就而者此度政權を 朝廷に奉レ歸、諸侯
來會公議を以御基礎被レ爲レ立度との機會に相当候付而、是迄
之御大志今日に至り成否相分れ候御場合に令ニ思考一候、抑忠孝
之二つは天地の綱常にして是を全うせば人の人たるを得べし、我
等深思熟慮いたし候に、和漢古今忠臣と唱ふる者何れも社稷之興
廢を顧ず、其道を尽すを以て千載之龜鑑と相成候はずや、今國家
疲弊百事不レ備時不レ至等之説者、動もすれば衆人之難する所に
して、我等亦痛心に堪ざる處に候、加レ之大政一途に出て正茲黜
陟、断然御變革之御実跡相舉り候儀別而不ニ容易一重事に而、見

据相付兼令ニ苦心一候得共、乍レ恐寶祚の御浮沈に相拘り候御大事之時節、是を捨彼を取他を顧るに暇あらんや、此上は尽ニ死力一順聖院様・中將様御趣意を奉戴し、上奉レ安一宸襟、下萬民塗炭之苦を救ひ、忠孝之大道を踏挽回之鴻業を相遂度令ニ確斷一候條、各を始一同不レ可レ止之至情厚汲受、屹度心得違無レ之我等之不肖を輔け、心を一にし力を同し皇國之干城たらんことを頼候事、

但中迄も無レ之候得共、諸手當向基ニ實用一非常之簡便第一たるべく候、

此の際京都にては會・桑・紀・津・大垣の諸藩及新選組等の佐幕黨は、薩藩を憎み將に暴發せんとする勢なるに、薩邸には島津珍彦・吉井友実・伊地知正治等と兵數僅に八百餘人のみなりしかば、岩倉等は大に之を憂慮し不測の変を生ぜんことを懼れたり、吉井等は將士を戒め幕府黨の舉動を偵察せしめたり、然るに大政奉還の許可せられたる後十月廿一日に至り、更に密勅の実行暫見合せ勘考すべしとの御沙汰書再出せられたれど、出兵の氣勢を阻喪せんことを畏れ、藩主出京の後に傳達せんとて之を留めて送附せざりしが、藩聽にては迅速を尚ぶを以て十一月八日を以て藩公の出發と定めたり、是より先既に前述の如く小松等は軍艦の必要を認め、種々の計画を立て長崎在住の外入より軍艦を購入する事となり、その新購入の軍艦即ち春日艦の鹿兒島に回航するを俟ち十一月八日出發の豫定なりしが、後れて同十日に回航せられたるを以て十三日に出發せらる、事となり、春日・平運・翔鳳の三艦より軍隊を輸送し、藩公は西郷等を従へて三邦丸に乘じ出發せられたり、然るに帶刀は藩公の出發前十一月五日頃より土佐に赴き、後藤等と談合し容堂の出京を促す

べき計画なりしが、持病の重患に罹り百万治療したりしかども歩行すること能はざるに至りしを以て、止むを得ず鹿兒島に止り、大久保之に代りて十一月十日を以て豐瑞丸に乘じて高知に向ひて出發したり、かくの如く此の際小松が昼夜を別たず東西に奔走して内政外交に尽力し、準備漸く成り王政復古の實際行動に入り、文明の制度を採用し之を實行せんと欲するの理想を有したりしが、不幸にして重患の爲に之に参加する能はざりしは実に千秋の遺憾にして、彼の後藤に贈りたる書翰を見ればその心中諒察するに餘りあるべし、

其後御安否不レ候得共益御多祥爲ニ天下ニ御尽力之筈と大慶不レ過レ之事と奉ニ雀躍一候、僕も御別袖航海都合克先月廿六日歸國、則修理大夫様・大隅守様へ此節の形行詳細申上候處、御案外之事ニ而別而御大悦に御座候、實に天下挽回之時節に立至り、大隅守様には御病中ニ而、修理大夫様直様御上京の御決着に相成、明十三日御揚帆の御賦に御座候、就而者僕早々御國元へ罷出候賦に御座候處、豈計哉歸國の折船中より足痛相起居、当月二日より甚敷相成進退起居も心に任せず誠に苦心の至御座候得共、此節者皇國一大事之御場合故是非御約定通に出京、兼而御談申上候通午不レ及聊尽力之心得に而、過日より温泉等へ差越昼夜精々入湯勉強療養相加候へ共、更に快方にも不レ至起居も出來不レ申、夫故御國元へ罷出候事も不ニ相調一、無レ據大久保差出候事に相成候、尤五日方より罷出候賦之處、崎陽より蒸籠両口跡に廻船、夫故時日遷延に相成候都合御座候間、宜敷御汲取可レ被レ下候、陳者修理大夫様御出帆之節は是非隨從の心得に御座候處、前文之次第ニ而無レ據御供之所は御断り申候時宜に御座候、右ニ就而者

兼而御約定申上候通、御出掛直様云々御尽力之御筋合も有レ之、押而も出京の舎には御座候へども只今通にては速も出来不レ申候、斯る機會に痛所に惱され天下國家の爲寸分の微忠も不レ被レ尽大運に尽果候歟と且恨且歎之他無ニ御座一候、乍レ併精々保養一日も早く上京微力も尽度存慮に御座候、外國議事院之條も取調掛候央前文之次第にて未十分不レ致候間、出京の節迄に細々取調掛候參の心得に御座候、此節者定て容堂様御出京之筈、其上は御親睦第一の事にて、征夷防長事件等には速に御運相成度候様御尽力被レ下度、御着涯之處大事之御場合と奉レ存候、僕運參千載之遺憾何とも御断の申上様も無レ之、何卒寛大之御賢慮を以て御海涵可レ被レ下候、旁御曳合等不都合之事も可レ有レ之と奉レ存候へ共、同役島津伊勢・西郷・大久保隨從の事に御座候間、萬端御曳合可レ被レ下候、何卒不レ惡御汲取之程偏に奉レ冀候、申上度儀山海に御座候得共紙上に不レ尽、就而者近々拜肩之上縷々御断可ニ申上候、先者此旨早々得ニ貴意一候、恐々敬白、

十一月十一日

小松帶刀

後藤象次郎 貴下

尚々寒冷之候爲ニ、天下ニ御自愛被レ成度奉レ折候、乍ニ端書

一 福岡君其外様へ前文之形行宜敷御傳達被レ下度奉レ願候、

臥床中乱毫御高免可レ被レ下候、再白、

六、外國官奉職時代

忠義公出發後帶刀は病を治して藩聽に在り、桂氏と共に中央の政変に應じ國內の政務を處理して兵隊の補充に勤めしが、慶應四年の春を迎へて正月六日軍艦春日丸鹿兒島に帰着し、先月廿五日江戸表薩

藩邸焼討を始として正月三日より京都に於て既に戰爭開始せられ、四日には幕艦と阿波沖に戦ひたる報を齎したれば、翌日直ちに歩兵二小隊大砲一座を出京せしめ、次日また日向地方國境に二小隊を出し、長崎にも亦直ちに探索を出し、折柄長崎より回航し來りたる二邦丸にて更に同地に歩兵二小隊・大砲半座の出兵を整へしが、次いで十一日帶刀には出京を命ぜられたり、初め忠義公の出京せらるゝ頃には、京師勤王黨は政權奉還の実を擧げんには慶喜退官の上土地人民をも奉還し、全然朝廷に帰せざるべからずとせしかど、その一部には又徳川氏は二百餘年の大平を致せし効あるを以て、慶喜を諸侯の上に置き公卿諸侯を召集して國家の政務を議せんと主張するものもあり、幕府黨は猶旧來の態に復せんことを欲せり、然れども勤王黨の勢は漸次増加し來り、終に十二月九日王政復古大號令の煥發と共に摂關幕府を廢し、總裁・議定・參與の三職を置き、尾越藝薩土五藩をして九門を警衛せしめらるゝこととなり、爰に復古の大綱既に成り、幕府黨は止むを得ず十二日を以て京師を退き大阪城に據り以て恢復を圖らんとす、此の間長藩も亦入京を許され、尾越の両侯は朝幕の間を斡旋して退官納地の議を圓滿に解決せんとしたれども能はずして、反つて朝廷より之を命ぜんとする勢となるに至りたり、幕府黨はまた此の大変革は薩藩の所爲なればとて薩邸を襲撃して之を除かんとし、討薩の表を捧げて兵を大阪に集め伏見鳥羽に進むるに至り、朝廷よりは薩長土藝に取締をなさしめしが、土藝は辞して薩長のみにて之を行ひ、尾越土の三藩は頻りに徳川氏の納地を變更して朝廷政務の費用を納むるに止めんと尽力したれども、幕府方は断然慶喜をして兵を率ゐて上京し、薩長を斥けて九日以前の舊に復せしめんとし大軍既に京師に迫る、薩長土藝の四藩兵も亦親兵

式を行ひて其威力を示し終に干戈に訴へざるべからざる勢となりたり、此の際筑前の五卿も帰洛して復官し、長州よりも亦參與を出したるを以て、薩藩よりも更に小松・桂の二人をも參與に任すべしとてその出京を達せられたり、然れども此の兩人共に出京せば藩地に於ても支障を來すべく、且つ小松は以前よりの關係もあればとて帶刀のみ出京すること、なりしなり、是に於て帶刀は久光公より大機御伺の使者を兼ね、岩下・西郷・大久保三人の非常なる斡旋尽力の効を賞せられたる親書を携へ、歩兵二小隊・大砲半座及び海軍隊を率ゐて、正月十八日を以て鹿兒島を發し同廿五日京師に着したり、是に於て同廿八日徵士參與を以て外國事務係を命ぜられ、二月一日天機伺候を終へ大阪表に御用筋これあり候に付、早々大阪すべしとの命を受け、更に翌二日總裁局顧問をも命ぜられて、三日直ちに下阪し西町奉行所なる裁判所に出頭せり、同七日越前宰相・土佐前少將・薩摩少將・長門少將・安藝少將・細川左京大夫六侯の連署を以て、外國交際の道を開き外國事務官を設けられし上は、萬國普通の公法を以て參朝をも命ぜられ、人民をしてその方向を知らしめられんことを希ふ旨を建言せらるゝ、や朝議之を容れ、大阪裁判所總督醜大納言及び外國事務總督東久世通禧・伊達宗城は十四日大阪西本願寺に於て各國公使と應接し、萬國と條約締結の上は各國公使延見の儀あるべきを告げたり、帶刀は五代等と共に此の間の周旋に勉め、大久保に談じ朝議を定め翌日愈々十八日に參内すべきを通告したり、當時猶攘夷の精神熾んなる時にて、曩時には神戸に於て備前の家老日置帶刀の從兵と英佛兵との爭鬪ありし等未だ危險なるを免れざれども、尔後圓滿なる交際を望まば必ず此儀を行はざるべからずと思惟せしを以て此の儀を計りたるなり、二月十五日帶刀が大久保に贈

りたる書に、

(前略) 諸各國公使上京云々之義に就ては不_レ容易_レ、御尽力被_レ下候半奉_レ察候、中々六ヶ敷事とは飽迄承知之事には御座候得共、世界萬國之御交際には普通之禮を御用無之而着不_レ相濟_一、殊に米・伊・李之三國は今日出立横濱江參候筈に付、昨日應接の節者押切上京の命御達に相成居候二付、御地より如何之御命令相下り候半と奉_レ存候処、十分之御進び致_二承知_一誠に安心仕候、此上は外國交際之處大根本を立られ候間、以來六ヶ敷事は有_レ之候而も十分談判も出來候事と奉_レ存候、昨日の應接書等は別紙(別紙)御用封申上候間別段不申上候、明日十字に亦々各國公使より出會いたし兵候様承申候間、其談判相濟次第五代上京いたし候様取計可_レ申候、云々、

と、然るに此の日に泉州堺に於て、大事件到來し、之が爲に參内を延期せざるべからざるに至れり、即ち土藩の守備兵が佛國艦員の近海を測量し上陸して市街を徘徊せしを憤りて、其の三人を斬殺し七人に負傷せしめ内六人をして行衛不明とならしめしこと是なり、佛國公使大に怒りて政府に五ヶ條の要求をなし、一、藩主自ら佛國軍艦に來りて罪を謝すべし、二、土佐人が刀を帯びて居留地に入ること禁ずべし、三、償金十五萬弗を支拂ふべし、四、佛人を殺傷せし兵士を處刑すべし、五、政府は文書を以て其の罪を謝すべし、而して行衛不明の六人を十七日午前八時までに還付すべしと迫れり、外國事務官は直ちに之を京師に報じ行衛不明者の搜索に力を尽し、が、十七日曉天に其の死骸を發見して之を引渡し、土藩士十八人に自刃を命じ償金を出し、容堂自ら軍艦に至りて謝罪をなす等悉く其の要求を容れて其の局を結び、此の間外國官總督東久世・伊達は素よ

り其の掛たる帶刀等の苦心は、方ならず、然れども既に好感を以て外國公使に對せしことなれば公使も亦甚しき要求をなさざりしなり、依て更に二月三十日を以て延見の日を定めて之を通告したりしが、米・伊・李の公使は横濱居留民保護の爲にとて横濱に帰港せしを以て、佛・英・蘭三國公使のみ直ちに之を承諾し、二十八・九兩日を以て嚴重なる護衛の下に入京して各所定の宿所に就き延見の日を待ちたり、然るに此の日復一難事を惹起したり、即ち英國公使パークスが参内の爲め宿所智恩院を出て三條繩手に到れる時二人あり、前驅に斬入り數騎を傷け尚進んで後隊に至らんとす、此の時接待掛たる後藤象次郎・中井弘の両士大に奮闘して一人を斬り一人を生捕りたり、公使大に怒り直ちに軍艦に乗じて横濱に去らんと主張せしかど、後藤・中井の両士大に奮闘せしに感じその勤めに従ひて宿所に帰りたり、佛・蘭の公使は無事に謁見を終へしが、此の報を聞くや直ちに英公使の許に至り、速に軍艦に乗じ横濱に赴き徳川氏に依りて後事を計らんことを説きしかど、英公使は薩藩と親交ある上に王政復古に賛成せしを以て之に應ぜずして曰く、此の事件の爲に謁見の式を終へずして帰航するは、

日本皇帝陛下に對して不敬ならんとて之を拒みたり、外國掛の人々は大に憂慮し、再び英國公使に交渉し三月三日大警戒を加へて謁見を終へたり、此の際、

陛下より特に不慮之儀出來遺憾の旨の勅語ありたるを以て、公使はその厚待を謝し奉り過日の不幸は志除し奉る旨を奉答し、政府に向つては唯一つの謝状を贈らんことを求めしのみにて、その非常なる好意によりて我國最初の外國公使謁見の儀を終ふることを得たり、是等の事件にて外國掛の人々の憂慮苦心の多かりしは諒察するに餘

りあるべし、幸にして英國公使と伊達・小松・五代とは、先年公使來覽の時より親交深き懇意の間なりしを以て、葛藤に及ばずして局を結びしなり、此の時東久世外國事務總督より三條・岩倉兩總裁に贈りたる書中に、

(前略) 先日來宇和島・小松・五代誠に大周旋、英國從來の懇意なればこそ、箇様の大事件の戰爭に不及先相済姿に御座候、左様無之節、新政府の役人に対し暴擧之上何之情を以て懇親を尽すべきや云々、

とあるによりてもその実情を知るべきなり、次いで三月九日 聖上太政官代に行幸ありて、三職百官に慰勞の

勅語を賜ひ、翌日薩・長・藝・肥後・阿州の藩主及び小松・木戸・大久保・廣沢等の集會を、圓山端寮に開きて親交を温めたり、三月十四日には五ヶ條の誓文を下し宸翰を宣布して國是を定め永世の基礎を立て給ひ、翌日は親征行幸發途の期日を二十一日と定めて之を發布し、その日を以て京都を御發轍石清水八幡宮に参詣し、大阪に行幸あらせられ西本願寺を以て行在所に宛てさせらる、初め二月三日親征の議を定められ九日征討諸軍の部署あるや、當月下旬を以て大阪に行幸親征の擧あるべしとて、内々に小松等その調査を命ぜられたるを以て、詳細の調査をなし圖面を製して大久保に贈りたり、即ち二月十一日帶刀より大久保への書中に、

(前略) 將亦下阪の節内々承知之義に付、昨日天王寺御見分相成候處、寺院更に無之迎も 臨幸の場所には出來中さず候二付、西本願寺御見分相成候處、此方は間席作事と申しても余程宜敷、東本願寺も手廣に御座候間、両所の内西を御本陣と定められ候ハ、隨分可也の事ハ御出來可レ被レ成と奉レ存候、市中内故夫丈

は不都合に御座候得共、外に致方無御座候間、先夫々御決定被レ下候而可レ然哉、醍醐様・東久世様より右之趣岩倉様へ被ニ仰上ニ候得共、尚詳細相分候様僕より可ニ中上ニ旨被ニ仰付ニ候間、筆紙には難儀も御座候間東郷源左衛門へ細々申含、繪圖面三枚相添へ差立申候間御聞取被レ下候而、岩倉様へ被ニ仰上ニ候儀共可レ然御執成之程御願申上候、云々、

とありて、既に詳細の調査を終りその準備も整ひたりしに、偶々堺事件突發し外國公使謁見之儀も延引せられたるを以て、三月五日に定められたりしに、また英使の行列を犯したる事件ありしを以て、三月廿一日に御發轅となりたるなり、かくて同廿六日に始ての觀艦式あり、其他調練 觀覽・住吉行幸等ありしといへども、帶刀はこの頃持病之足痛にて治療中なりしことは、四月廿三日養子申四郎に贈りたる書翰にて知らる、即ち、

(前略)拙者にも先月より亦々足痛増、當月初より佛醫の療治を受け薬用養生方に御座候、然處追々快方に相成候間安心可レ被レ成候、(中略)其後格別相替候條更に無レ之靜謐に御座候、未だ雲上も御滞阪中に候、折節調練 觀覽・住吉御幸も有レ之難レ右事に御座候、云々、

と、此の頃長崎浦上村にては禁止の天主教徒蔓延したるを以て、長崎裁判所総督澤宣嘉はこの處分方を稟請せしが、乃ち議案を下して意見を上らしめらる、帶刀之に關して左の建白書を奉れり、

建白書

切支丹邪宗浦上村へ傳染いたし候儀は、畢竟開港場に天主堂建立無頼の僧侶移住いたし、名は自國商民の爲に設置、実は我人民をして感喜せしめ遍く國內を教化し而、他日必米堅・印度・支那・

澳太利の如くならしむるの旨趣明白に洞察仕候、就而者今般王政一新の折柄、宗徒の事件差起數萬の人民をして彼天草爭乱に陥らしむるは實以て天下の大重事、朝敵未だ征服せざるの際に當り、終に御處置振により必ず中外奸曲の人民より種々の離間策等傳觸致し、王政御一新の實功難ニ相建ニ以甚慨嘆の至に不レ堪奉レ存候、既に昨年佛國より申立の趣も有レ之哉に候へども、遠慮なく御所置可レ有レ之儀當然と奉レ存候、邪教一度傳染する時は彼の巨礫大艦よりも其の禍害甚しく、既に彼使役蔑如を請け候儀眼前に相見得申候、雖レ然仁慈を尽し反覆説得を加へ、其上改悔せざるに於ては断然教化を受けたる者は尽く召捕へ巨魁數人を嚴刑に處せられ、其餘黨の如きは各處に移住せしめ、其浦上村中に誠實果断の士を御選舉相成、兼而村中を撫育し以て後の憂を掃除仰付けられ候へ、可レ然奉レ存候、右之外更に存慮も無ニ御座一若し萬分の一助と御採用相成候へ、難レ有奉ニ恐慶候、此御下問不レ願ニ妄味一言上仕候、以上、

四月

小松帶刀

かくて征東大総督宮既に江戸城に入り、慶喜も退きて天裁を仰ぎ寛典の處置を加へられしを以て、閏四月七日大阪を發して還幸あらせられたり、同月廿一日官制を改革せられ、帶刀は改めて參與を命ぜられ、從四位下に叙せられたれども位階は之を辞退せしが、後また十月十五日更に叙位ありたり、

次いで五月十日當官を以て関東表へ下向を命ぜられ、同月廿三日又後藤と共に大阪府在勤を命ぜられたりしが、外債整理借替等の用向にて横濱に出張すること、なりたり、是より先幕府は和蘭によりて長崎に、佛國によりて横須賀・横浜に製鉄所を設け、佛國より器械

を購入し並びに海陸軍教師を雇入れ之が教練をなさしめしが、王政復古以來幕府失脚して 朝廷に之を回収せられたれど、薩藩等の朝兵は英國式を用ゐる居たるを以て支障を生じ、之を何れかに一定せざるべからざることとなり、その改定の費用に於ても多分の失費を要し困難を來し、により、閏四月七日を以て神奈川裁判所より左の如き照會ありたり、

一、横須賀の製鐵所之事

一、器械買入之事

一、佛國海陸軍教師御雇之事

右三ヶ條過日委曲相伺置候處如何御處置相成候哉、金錢出處之儀眼前困窮致候間、御推察勿々御沙汰被ニ成下一度當惑罷在候、佛國教師云々之儀ハ、是迄當港土着兵卒教練佛式傳習爲ノ致候得者英國に差障、英式傳習爲ノ致候へは佛國に差響、双方互に不都合を生じ候勢ニ付、江府より蘭式相辨へ候幕人出役教練爲ノ致候躰所詮御頼相成候とも御不辨利と存候間、此旨御断相成可レ然と存候、併彼國迄差歸候失費へ貳萬ドル出處更に無之、若御破談相成候得者御出處御差図被ニ成下一度、右三ヶ條急速御評決御否勿々奉レ待候、以上、

閏四月七日

神奈川裁判所

内國事務局判事御中

是に於て英式に定め、英國によりて其の費用をも弁ずる事となり、帶刀等をして是が周旋をなさしめらる、よりに六月一日大阪を發して神戸に赴き、三日夕七ツ時過飛脚船「コスタリカ」に乗組み五日横濱に着し、在濱中の寺島宗則に會し、先づ幕府が曩時和蘭と約束して千八百六十八年第七月迄（明治元年六月十二月は千八百六十八

年七月三十一日なり）に返済すべき金及び長崎鮑之浦製鉄所建造拂残の年賦拂金の決定方を談判し、左記の如き證書を授けて局を結び、

千八百六十八年第七月迄皆納返済ノ賦リニ川勝近江守・成嶋大隅守ヨリ談判相成居候、

拂方

當六月中三万弗、同七月ヨリ月々壹萬弗ツ、相拂候約定ニ決シ候事、

長崎鮑浦入金、舊政府ニテ和蘭商社江借請ノ残高拾參萬五千弗有レ之候處、此節新ニ約束ヲ改メ、

我六月中 壹萬弗

七月中 同

八月中 同

九月中 同

十月中 同

十一月中 二萬弗

十二月中 同

來巳年

正月中 同

二月中 同

相拂可レ申候、尤右ハ大阪ヨリ横濱ニ參り候金ヲ以相拂可レ申候ニ付、其月ノ拂日ハ難レ定候、仍證書如レ件、

慶應四年辰六月

神奈川裁判所

小松 帶刀

和蘭岡士

ハンデルグツチ君

是に於て曩時幕府が佛人ピケーより横濱并に横須賀兩製鉄所を擔保にて五拾萬弗を借り、軍器を購入し海陸軍教師を雇入れたる費用等の殘餘償還金の借替を、英國オリエンタル銀行に取り結び、之を請取りて仕拂ひ擔保を消滅せしめ、幕府請取残しの軍器を請取り、更に十萬弗を借り入れその結末を附けて、七月廿八日横濱を英國船アルピオン號にて八田知紀と共に出帆し、伊豆の海にかゝれる程に久かたの空のみとりにあらはれて波にうかへるふしの芝山知紀も亦

船の上にて、よふ不二の山みれば天の海ゆく心地こそすれと詠し、船中外國人多ければ種々問答などして戯れあい、追手に帆を揚げて廿九日夜に及び兩風騒がしく船酔者も多く、止を得ず船を停めてあくるを俟ち、蒸汽をたて、紀伊の岬を馳せ過ぐれば、風も靜まりて八月一日夜神戸に入りて大阪に歸れり、此の頃の我國外國の借財は凡そ百五拾萬弗なりしといふ、其の際大久保に贈りたる書翰并に帶刀日記中の一節を見ればその事項を了知せらるべし、

七月廿三日の書翰中

(上略) 横濱并横須賀兩製鉄所曳當二而、佛人ピケー江五十萬弗借金返辨之義、内々英國江も示談上五十萬弗借用、今日者凡出來之賦御座候間、弥借用相調申候ハハ不レ殘拂切之賦に昨今尽力中に御座候、左候ハ、本込小銃等入手の運に可レ相成一候、然處京都表御借金并長谷川出港二而、御手當金等之義も當座不レ可レ缺御用金備方等有レ之、弥本込等入手之運如何と相考申候、右之事件旁長谷川氏近々歸府之上樓々御聞取可レ被レ下候、乍併五

十萬弗拂方も先々出來候向にて御同慶此事に御座候、引續き五十萬弗位は借用致し、京阪之間にも三十萬餘持參不レ仕候而者急速之御用途不レ相調一、旁御不都合可レ相成一と精々尽力持歸り候含に御座候、云々、

同月廿四日の書翰中

五十萬弗英國より借用に付別紙委任状(別紙)無レ之候而者訂結不レ相成一候ニ付、別紙之通條公より御書渡相成候得者可レ宜と、實は内々英公使江も咄合細事東郷江中含差越申候付、御聞取早急相運候様御尽力可レ被レ下候、是非明日中に相達候様御取計可レ被レ下候、太政官印等之儀如何と思召も可レ有レ之候得共、斷然御決着相成候様御申上可レ被レ下候、若此節之事出來不レ申候得者、以後之處不都合之義も有レ之申候付、京都江者小生より細々申上候様可レ仕候、云々、

同月廿七日の書翰中

(前略) 陳者過日は東郷差出外國御借金委任状之儀中上候處、早々御尽力被レ遣、夫故英國公使も落着相成漸々昨日ドルも請取の運と相成、横濱横須賀製鉄所曳當も相消え御同慶此事に御座候、十萬弗は京振御用として持參の賦に取計申候、最早小銃胡服等は入手相成申候付、當時諸口之御用等に御召仕相成候而可レ然奉レ存候、乍レ然彈藥十分に無レ之哉に御座候得共、隨分製造方相調候向に御座候間左様御承知可レ被レ下候、細事は長谷川氏江咄置申候付御聞取可レ被レ下候(中略)

○英佛海陸軍士官者歸國いたし候様斷申入候、此條且小銃等之儀者大村氏江も形行御咄置可レ被レ下候、云々、

日記の一節

佛ピツケー方残り鐵砲

元込銃 貳拾三櫃 廿四入

小銃 四拾櫃

加列印 貳拾三櫃

ムスケツトン 四櫃

同騎兵之持 六櫃

元込銃 九拾七櫃 貳拾四挺入敷

元込銃 九拾櫃 貳拾挺入

元込銃 四拾七櫃 貳拾四挺入

小銃 三十九櫃 貳拾挺入

加列印 五十五櫃 同断

ムスケツトン十七櫃 同断

騎兵之持同 四櫃 同断

兵装具 貳百七十三櫃

未着港

但同器什

次いで八月廿一日には来る本月末に行はせらる、御即位の大禮準備
及來月中御東幸の準備等非常に多忙なればとて、岩倉卿より酒饌を
賜はり、九月三日當官を以て外國官副知事を命ぜられ、翌日玄藩頭
に任せらる、同日御東幸御用に付東京先着を命ぜられたり、依而
同十六日御前賜饌ありしが、出頭し得ざりしを以て辨事より御賜品
を廻送し來りて拜領せり、九月廿日東幸御發輦あり、此の時帶刀は
大阪にありしが、同十五日より上京して御發輦を御見送り中上げた
り、是れ帶刀は既に前陳の如く東京先着を命ぜられたれども、例の
持病の爲め先發することを得ざりしを以てなり、よりに十月朔日を

以て、辨事より左の慰問書を達し菓子一箱を賜ひ天恩の優渥なるに
感激したり、

所勞之由相聞候ニ付御菓子一箱賜レ之候、容體之儀委細言上可
有レ之、仍相達候也、

十月朔日

辨事

小松玄蕃頭殿

さて十月末頃漸く横濱に赴き、外人につき病を療したる如くなれど
も其の行動詳かならず、此の際會々乾行丸艦長北郷久信艦修繕の爲
に横須賀に入渠したるを以て横濱に來り、帶刀の此の地に病を養ふ
を聞き、一日久信從士有島武をして一書を帶刀に齎さしめて曰く、
「今や兵乱稍々平定に歸す、貴下歸藩の途に就かんとすと聞く、予
も船艦壞れて止むなく歸國せんとす、尔今國運の發展に伴ひ大局の
政令を布くの時に當り、互に藩に就き空しく此の時期を看過せんこ
と本意にあらず、予は一旦海軍に従事せるを以て今後復海軍の爲め
微力を致さんとす、貴下は宜しく大政を翼賛して尽力する所あらん
ことを望む」と、帶刀答へて曰く、「書意正に同感なり、然れども一
旦互に歸國し各自の玄関より壞して更に着手するにあらざれば、眞
正の王政維新は遂げ難からん、多言は要せず」と、是によりて帶刀
の意志の在る所を知るべきなり、十一月十九日藩家老桂右衛門よ
り、徵士期限復職迄の間は朝勤の暇時藩廳の事にも與かること以前
の通たるべしとて、改めて高三百五拾石を給せらる、を報せり、是
より先藩士小松帶刀・岩下方平・町田民部・大久保利通・吉井友実
の五人は朝廷より徵士參與を命ぜられ、藩の俸禄を返上せんことを
願ひ出でたるにより此の命ありしなり、その書左の如し、

一、高三百五拾石

小松玄蕃頭

右者兼而夫々其職掌勤勞之次第厚被：思召一候處、今般朝廷御一新二付徴士被ニ仰付、御國家之御美目被ニ思召上一候、就而者役祿返上之趣無ニ餘儀一被ニ聞召一通候、依而徴士期限復職迄之間右之通被ニ下置一候條、朝勤之暇時御前江罷出候儀者勿論、萬端是迄之通被ニ仰付一候、

十二月

右衛門

かくて京都に於て明治二年の春を迎へしが、此の頃藩廳にては藩政の改革をなさんとて之に着手せしかど、凱旋軍人の勢力強大にして久光・忠義両公と雖も殆んどその處置に窮せられ、西郷は當時日當山温泉に赴き居て藩政に與らざれば、更に使者を京師に遣はし小松・大久保・吉井に帰藩を促すに至りたり、よりて合議の上正月廿日を以て先づ小松・吉井の兩氏帰藩し、次いで大久保も亦勅使柳原前光に副使となりて帰藩して、共に藩政の改革を實行したり、此の際忠義公は山口・佐賀・土佐の各藩主と連署して、封土人民を奉還せんことを請願せられしが、翌廿四日優詔ありて東京再幸の口公議を以て決裁すべけれども、版籍は一應取調べ差出置くべきを指令せられたり、帶刀等の意志も同意なりしことは前述の如くなれば、帶刀は二月五日を以て左の領地返獻・家格返上の二書を藩廳に差出した

り、
臣清廉謹白、今般藩地御返上之儀 朝廷江御獻言之趣誠に以至公極大之御正論と乍レ恐奉ニ敬服一候儀、祖先代聊之勲舊に依り國家の御深澤を蒙り累世難レ有領地仕來候得共、全く藩封と大小之區別有レ之而已ニ而王土の版圖たる事顯然に候処、大局面交革の今日に至り其假私領仕候而者、名分不當は勿論臣子之情義難ニ黙止一儀に奉レ存候、依レ之臣清廉所領の邑地此節不レ残返上仕度

奉レ存候、左候へば藩邑上下各々分願を遂、第一御獻言之御趣意民地予奪之權

朝廷に歸し、政柄一途に出 皇威海外に輝き候御基本可ニ罷成一儀と奉レ存候間、臣の所願御許容被ニ成下一度伏而奉ニ懇希一候、
臣清廉誠惶謹言、

二月五日

小松玄蕃頭

臣清廉謹而按、世官世爵は古人之所ニ非議一衰代之弊制に候處、本邦相家專權以來摺紳官爵を世襲し、降而武門の治に迫而其地を私有し其人を私屬し因襲し、弊各藩世臣家格を建仕途之進退を為すに至り候者國體不振之基、識者之所ニ慨歎一御座候、然るに王政復古之初第一攝籙之世家を被レ廢、庶人之微賤と雖其の材識ニ依り參與の重職にも階叙の制度被ニ召立一候は、畢竟舊弊を除き人材登用之途相開國體振起の思召と奉ニ恐察一候、斯る上は於ニ藩々一門閥と唱え自己の家格を主張し賢路を妨候而者、時世不相當之事奉レ対ニ朝廷一恐入義と奉存候、臣清廉辱第藩臣の重班被ニ召加一、一所持之名称被ニ下置一候得共、別啓言上仕候通邑地返上仕候者、自然家格をも差上げ退而平籍に列し候様被ニ仰付一度奉ニ懇願一候、上者復古之朝制を奉じ下は不肖僭踰之罪を免れ臣の情願実以不レ過レ之奉レ存候、誠惶頓首再啓、

二月五日

小松玄蕃頭

本文貳通達ニ貴聞一候處、方今之御趣意貫徹至誠之志 御感被思召上候得共、追而 朝命之趣も可レ被レ為レ在候ニ付、其節何分可レ被レ遊ニ 御沙汰一候條、先当分之通相心得候様被ニ仰出候事、

七、退職時代

これより帯刀は病氣の故を以て藩地原良の別荘に在りて療養せり、然れども國政及び藩政の事は一日も頭腦を去らず、殊に版籍を奉還し家格の差別を廢し、確乎たる廟議を立てられ上下一致して外國交際を圓滿にすべきこと急務たることは深く感銘し、衷心憂國の誠意ありしを以て、横濱なる副知事寺島宗則よりも左の如く事情を細報し來りたり、

謹書、向署之候御清遠奉ニ拜賀一候、遥聞仕候處、既に温泉より御歸り宿痾大低御掃尽之吉信承、躍喜仕居候、諸當方會計之難切迫に及び、大隈も右へ轉任候處不肖事副知官事之大命を蒙り、駕馬パークスに屢々叱呵を受、馳騁之力も尽果申候、且宇和島公も御免願候由ニ付、東久公も既に外國官を離れ、終には誰も無レ之勢に御座候、何卒疾御出府不レ被レ下候ては外國官衰墮、隨て各國は愈激論を逞し、條・岩両公に非されば應接せざる事に相成、外事社一大難問に候處、今之如く候時は、皇基を支ふる能はざるに至らんと竊歎仕居候、右之次第に付何卒御憤發奉ニ待上一候、我は日一日延漫之姿、彼は中々躊躇不レ仕、燈明臺之一事も失費は莫大に候得共、下関債金延拂之斷りより燈明臺築造之責を受不レ得レ止發起に有レ之、豆州下田、紀州大島所々下関、長崎、佐多岬にも追々手を下し候場合に到り、彼は一向休暇無レ之即此節一汽船御地へ向ひ候儀に有レ之候、外國關係之他業總て此にて御推計可レ被レ成下一候、殊に十日前金札相場通用に候處、正金同様と被レ仰出ニ更に不ニ通用一、貿易港の貿易金絶、横濱も近日分散可レ仕、廟議之大決策は兎角下情に懶、悔悟ありとも挽回之

度を失ひ可レ申、屢々下民迷惑大笑と萬國に流れ可レ申、私に痛哭仕事に御座候、右一音申上度如レ此御座候、拜具、

五月廿五日（明治二年）

寺島陶藏

小松玄蕃頭様

閣下

二白、此節燈明丸行に就ては誰も無レ之上野敬介差出申候、此船幸便に付家族引越乗付願出召呼候積に御座候、併東京横濱共に未住宅も無レ之、尚御存通之敗屋に蝸屈仕居候事に御座候、

爰に於て六月十九日書を大久保に贈りて其の意を述べたり、その書に曰く、

（前略）過日は存外三邦丸入港西郷先生にも着相成候處、函館表も平定に相成候由御同慶奉存候、少しは外國人等のいたみもやみ可レ申と奉レ察候、海軍之働等中々感心仕候、殊に春日丸にも餘程戦功も有レ之候由、折角軍艦被差出候詮も相立御同慶仕候、御地の形勢等も西郷先生より詳細承り誠に苦心仕候、嗚御高配之程奉ニ想像一候、此所是非御基礎相立不申候半而者不ニ容易一事と奉レ存候間、西郷氏より被ニ仰越一候筋に不ニ相成一候而者、他に良策も無レ之哉に愚考も仕候、乍併現在実地之形勢も見聞不レ仕候事、隔絶の地より考候とは大に相變候もの故、究而目標も相立不レ申日夜苦慮仕候、何分にも可レ然御尽力毎乍ニ御太儀一御氣張被レ下度奉ニ萬傳一候、昨日燈明丸入港上野敬介歸國、外國人等之次第横濱表之形勢ども細々承候處、是以不ニ容易一事に可レ有レ之、寺嶋來状にも餘程心配之向に御座候、乍併是者先當座之事格別重事差起候事には無レ之候得共、外國交際ハ御承知之通

小事件も終には大事に及候事而已御座候間、早く確乎之廟議相立
居中度日夜痛心仕候、御多用中ながら其辺は御力を添られ候様無
レ之では、一大重事にも可レ到奉レ存候間可レ然御勘考可レ被レ

下候、爰元無ニ異條・靜謐に御座候、御改正一條も追々相片付候、
乍レ併未一所持領地返上之儀も無レ之、散高之分は諸士相對賣拂
候様過日御達に相成、夫丈は直に相片付候事に御座候、しかし領
地之儀未何の御達も無レ之、此義兼々御話申上置候通にて、是非
此節之機會を以御変革不ニ相成一候而ハ不ニ相濟一見込に而、過
日屢々いぢちへ議論仕、且西郷氏へも細々返上之儀速に相運候様
示談仕置申候間、自然は近々御達も可レ有レ之と相考中候、小生
にも過口來春竊へ曳移居住仕候、此節は是非御國文成共十分之御
実積上り不レ申候半てハ不ニ相濟一儀と、頼に尽力も仕候、何卒
藩圖御返上之御実事も速に御達相成、天下に信を不レ失様被レ爲
レ在度奉存候(下略)

然れども病氣はかくしく治癒に至らざるを以て、五月十三日附を
以て是迄之義務悉く免ぜられ、七月五日頃より上阪して大阪醫学校
教師「ボードウケン」の治療を受けたり、同九月廿六日積年の勲功
を賞せられ禄千石を下賜せらる、その辞令左の如し、

高千石 從四位平朝臣清廉

依勲勞永世下賜候事、

明治二年己巳九月

小松從四位清廉

積年心ヲ 皇室ニ存ス、戊辰ノ春大政ニ預參シ日夜勵精以テ中興

ノ丕績ヲ贊ケ候段

歡感不斜、仍賞其功勞禄千石下賜候事、

己巳九月

太政官

次いで十月に至り左の如く勲功禄并に位階の奉還を懇願したれども
聴許なし、

臣清廉謹而奉願候、今般格別ノ 勅旨ヲ以テ積年心ヲ 皇室ニ存
シ、戊辰之春 大政ニ預參シ中興ノ丕績ヲ贊ケ、其功勞トシテ禄
千石下賜候段拜承、恐懼之至奉存候、清廉不肖先キニ預參ノ末列
ヲ辱スト雖トモ曾テ寸功ヲ奏セス、負職之罪寔ニ多 聖朝寛大特
に其罪譴ヲ赦シ賜而ヒナラス、重テコノ非常ノ 特恩ヲ蒙ルル感
戴実ニ無已、伏惟ルニ方今軍國多事用度至急清廉無功ノ身ヲ以テ
徒ニ稟禄ヲ費シ國計ヲ虧キ候儀儀罪責増重シ、謹テ禄千石如數奉還
仕度奉存候、但至重ノ 特旨ニ奉戻候段恐怖非輕ト雖トモ、実ニ
不得已ノ情願被 聞食候様宜ク執奏奉願候、臣清廉頓首頓首謹言、
己巳十月 小松清廉

(張紙) 辞表之趣御尤に被思食候得共、功勞歡感之餘被賞賜候ニ
付、返上之儀ハ不被及御沙汰候事、

臣清廉謹白、昨年外國副知事ノ 命ヲ蒙リ被叙從四位非分ノ位
任固辞再三、而シテ汗編ノ不返奉職己ムヲ得サル以テ暫ク位署ヲ
辱フセリ、抑臣聞之、 朝廷爵位ヲ設ケテ天下ノ才賢ヲ待ツ、惟
名與器不可假人、清廉不才薄徳況ヤイマ身在職外豈ニ久ク朝位ヲ
帯フベケンヤ、伏テ願クハ原叙ノ位階ヲ奉返シ退テ草野ノ舊ニ復
セン、上ハ 天朝名器ヲ慎ムノ盛意ニ協ヒ下ハ 賤臣爵位ヲ冒スノ
罪譴ヲ免レン、惟 聖明鄙衷ヲ 照察シ賜へ、臣清廉頓首再拜、

己巳十月

小松清廉

(張紙) 返上之儀不レ被ニ聞食届一候事、

更に翌三年正月に至り、再び左の賞典奉還書を奉呈したれども聴許なし、

臣清廉誠惶誠恐謹テ奉言上候、前日臣ノ微勞を褒勅アリテ禄千石下賜、臣不堪悚懼、即時奉表、軍國多事財計告乏ノ日、臣清廉ノ不肖無功宜ク禄賜ヲ窃ミ罪責ヲ重ヌベカラザルヲ以テ、所賜ノ禄ヲ奉返スト雖トモ、重テ德音ヲ下賜、臣ガ所請ヲ許ルシ給ハス

天寵隆渥感戴無辭奉存候、然ルニ臣近頃仄カニ聞之、去歲奥羽之地穀不登関以東干戈之餘民不聊生ト、是豈臣等稟禄ヲ徒食スルノ時ナランヤ、切ニ望ラクハ所賜ノ禄ヲ移シテ聊カ賑救ノ資ニ充テ

給ハンコトヲ、冀クハコノ微効ニヨツテ聖恩ノ萬一ニ報ヒ奉ラン、因テ重テ拜表賞典ヲ奉還仕度奉存候、上諭懇篤既ニ再度ニ及ヒ猶前願ヲ中ネ候儀実ニ惶怖之至、宜ク執奏奉頼候、臣清廉頓首以聞、

庚午正月

小松清廉

其の後引き續き大阪に在りて治療を怠らずといへども其の効を奏せず、よりに明治三年五月廿七日に至り左の遺言書を認め税所長藏・同篤滿をして之を證明せしむ、

遺言書

拜領高千石之内

八百石

安千代ヨリ代々家續料

内百石御國元小松家江永々

内百石於千賀一世遺ス

御國元家系者是迄通 朝廷ヨリ 御沙汰ニ從ヒ新ニ小松家相立安

千代江追々者相續決定之事

此節大病故兼テ決定之處認置候、決而相違無之候、異儀申間敷候事、

午五月廿七日

平 清廉

税所長藏・篤滿列席張紙之証書左之通、

御本文お千賀様江御宛行之百石同人様御一世之後者安千代様御方江御引取之事、左候而お嘉美様御一世之御續料トシテ可レ被レ遣旨御口達ニ候、右お奈越様并ニ愛甲季富一同列座ニテ承知仕候事、

明治三年

税所長藏 朱印

庚午五月廿七日

篤滿 印

此の口また東京宮内省よりは、肴菓子を大阪府知事を以て下賜せられ御慰問を受け、次いで七月十二日太政官より東京住居を命せられ、病氣全快次第罷出づべしと達せられたれども、同廿日遂に逝去せり、享年卅六、依而即日大阪府天王寺村夕日ヶ岡に神葬し、豊御蔭玉松彦命と諡す、後明治九年六月其の舊勲を録せられ、孫帯刀に伯爵を授けらる、

薩藩小松帶刀履歷

薩藩小松帶刀履歷

清廉

尚五郎 帶刀 從四位 玄蕃頭

天保六年乙未十月十四日誕生、母者鳴津又左衛門久實之女、父者

喜入領主肝付主殿伴兼善之三子也、称肝付尚五郎伴兼才、

弘化元年甲辰十一月初而拜謁 太守齊宣公、進上御弓一張、

一安政二年乙卯正月十五日與小姓二テ御近習番勤拜命

一安政三年丙辰正月廿七日肝付伴兼兩三弟伴兼才清猷之爲後嗣

于時二十
二歲也

小松相馬繼日養子左門三弟

肝付 尚五郎

願人 島津 隼 見

右之通被 仰付候、

正月 筑後

一安政三年丙辰正月廿七日詰衆拜命、

詰衆

小松 尚五郎

右之通被 仰付候、

正月 駿河

小松 尚五郎

右者南泉院火消樺山主殿江被仰付置候得共被成御免、代被仰付候

条可申渡候、

但當十二月届可被申出候、

二月 下總

小松 尚五郎

右南泉院火消被仰付置候得共被成御免、代山岡齊宮江被仰付候、

右申渡、夫々被附置候人数直二被召附置候条、來ル十五日代合、

左候而次渡等如例可申渡候、

正月 駿河

小松 尚五郎

右定火消島津平馬儀、依願被成御免、代被仰付候、左候而火之見

和立候儀者勝手次第可被致候、

右之通被仰付候条可中渡候、

正月 駿河

尚五郎事

小松 帶 刀

右繼日養子成之御禮付、願之通名替被成御免候条可申渡候、

三月朔日 矢五太夫

小松 帶 刀

一順聖院様御送葬二付、火消之人数召列出役可有之候、左候而招

場所之儀者、御目付ヨリ可相達候、此旨可申渡候、

七月 駿河

小松 帶 刀

一當番頭

一奏者番兼務

右之通御役被 仰付候、

十二月 駿河

伊勢 雅 榮

北郷作左衛門

一右辨天波戸御臺場受持、

小松 帶刀

右之通被 仰付候条、二ヶ月宛当番ニテ交代被仰付候、此旨申渡候、

六月 筑後

小松 帶刀

一右者米正月廿日加世田野間權現御祭式ニ付 御代參被仰付候条、着服素袍・烏帽子ニテ被相勤 御代參、猪鹿之類給候儀、日数廿日遠慮可有之候、

右之通可被相勤旨可申渡候、

十二月 織部

小松 帶刀

一右者御用有之出崎被仰付、九州賦被下置候条、仕廻次第立日限被申出候様可申渡候、

但御臺場受持被仰付置候ニ付、罷歸迄之間親類等之内ヨリ致差引候様被仰付候、

正月 筑後

一私共事御用有之出崎被仰付、左候而九州賦被成下候段被仰渡難有仕合奉存候、右ニ付テハ兼而難有大祿ヲモ被下置候ニ付、自分ニテ相勤申度奉存候間、右御賦之儀者差上度奉存候、此段申上候、以上、

正月十一日

北郷作左衛門

小松 帶刀

覚

一私事御用有之此節出崎被仰付候ニ付、跡御臺場之儀、鳴津牟人方

へ相頼置候得共、家来共爲差引方鳴津勇四郎江相頼置候間、此段御届申上候、以上、

西正月十一日

小松 帶刀

小松 帶刀

右者米ル廿日加世田野間權現御祭禮ニ付、御代參被仰付置候得共、旅行ニ付被成御免、代リ鳴津仁十郎江被仰付候条可申渡候、

西正月十二日 大藏

一御側役勤

小松 帶刀

当御役ニテ右之通被 仰付候、

西五月 但馬

小松 帶刀

一右者辨天波戸御臺場請持被仰付置候得共、被成御免候条可申渡候、

六月 攝津

造花神巧人奪巧 乾坤洪刀一練媒

不容醜虜窺灣口 齊粉鉄船奮如雷

奉賀

小松平佐君電氣水雷 橘光龍福

右石川確太郎ヨリ贈ル

一御泥障 卷掛

但熊之皮

右之緒

但青

一 御轡 貳間

一 麻絹御上下地貳端

右之御品馬致進上候御返シトシテ、於御近習番所ニ、御小納戸

伊集院中ニ御取次ヲ以テ拜領被仰付候、

七月晦日

小松 帶刀

右采成年

御參勤御供被仰付候条可申渡候、

八月 登

町田 内膳

山口 直記

小松 帶刀

一 右采成年

御參勤御供被仰付ニ付、御旅御側御用人方御用之儀承候様被仰付

候条申渡、可承向江茂可申渡候、

八月三日

一 濱武館掛

一 造士館掛

小松 帶刀

右之通掛被仰付候条可申渡候、

九月 登

一 市采

一 野田

小松 帶刀

右采成年

御參勤之節地頭代被仰付候条此旨申渡、可承向江茂可申渡候、

九月 登

一 御改革方御内用掛

右之通被仰付候、左候而御用向之儀者、同席一統へ相談之上致取

扱候様被仰付候条可申渡候、

十月 但馬

一金七拾兩

小松 帶刀

右者御改革方御内用向取扱被仰付置候ニ付而者、御銀主共會釋旁

及入價候ニ付、御改革年限中江戸・御國許出立之節々、爲仕廻料

右之通被下候条申渡、可承向江茂可申渡候、

十二月 筑後

小松 帶刀

一 右江戸へ御内用之儀有之、仕廻次第急ニテ致出府候様被仰付候条

可申渡候、

十二月 筑後

小松 帶刀

一 右者江戸へ御内用之儀有之、急ニテ出府被仰付、御國道中并三道

中御賄料ヲ以天祐丸ヨリ被差越候、
可脱力

但被召附候面々へモ同様被仰付候、

十二月 筑後

小松 帶刀

一 右者御内用之儀有之、天祐丸ヨリ出府被仰付置候得共、暫被差止

候条可申渡候、

但被召附候面々へ毛同様被仰付候、

十二月 筑後

小松 帶 刀

一右者 二之丸御殿廻御成就相成候上、

和泉様御住居二付、掛被仰付候条可申渡候、

正月 筑後

一伊作

小松 帶 刀

右之通地頭職被 仰付候、

正月 攝津

一大番頭

一勤方は迄通

右之通御役替被仰付候、左候而別段 思召之訳被為 在候二付、

御家老中吟味之儀毛都而承候様被仰付候、

正月 攝津

小松 帶 刀

一右當春中

和泉様御出府御供被 仰付候二付、御旅御側御用人方御用茂承候

様被仰付候条可申渡候、

正月 攝津

小松 帶 刀

一右者

二之丸御殿廻御成就相成候上者、

和泉様御住居二付掛被仰付候間、御側御用人方御用茂承候様被仰

付候条可申渡候、

二月 攝津

小松 帶 刀

右來十九日 三郎様御首途 御名代被仰付候、

二月 大藏

一高九百五拾石

所務代銀貳拾八貫五百目

小松 帶 刀

右者 三郎様就 御上京御供被仰付候二付、京都拾貳ヶ月往

來貳ヶ月相込、拾四ヶ月一詰ニシテ御合力高所務代銀右之通被下

置候、

二月 式部

一金百兩

小松 帶 刀

右者御改革方御内用向取扱被 仰付置候二付テハ、御銀主共會釈

旁被及入價候二付、御改革年限中江戸御國許出立之節々、爲仕廻

料右之通被下置候条申渡、可承向江茂可申渡候、

二月 筑後

小松 帶 刀

山口 直 記

一右者島津岩松殿姉於直殿 御本丸御住居被仰出候二付、掛被仰

付候条可申渡候、

二月廿二日 攝津

加世田

小松 帶 刀

右之通地頭所繰替被 仰付候、

二月 但馬

覺

丁錢四拾貫文

外ニ貳拾貫文ハ安政二卯年御寄附、合六拾貫文

右者亡小松相馬清猷様御位牌當寺へ奉安置候ニ付、永世御佛餉、
香花并御年回御法事料トシテ御寄附儘ニ請取申候、尤此節御紙上
ヲ以被仰越趣并當地御詰園田彦左衛門様ヨリモ委曲御口演承知仕
趣御座候間、右之件牌板ニ銘シ置、往年ニ至リ聊違失仕中間數候、
仍テ後証如斯御座候、以上、

琉球國

東禪寺

文久二年壬戌 四月

小松帶刀様御内

西田次郎太殿

小松 帶 刀

一右 貞姫様 御上京ニ付、御用掛被仰付候、

五月 大藏

一御側詰

一御側役兼務

小松 帶 刀

右者未年功者無之候得共、此節柄不容易御用筋出精相勤候ニ付、
別段之以 思召右之通御役替被仰付、江戸御國許共御家老座へモ
相詰、御家老同様名前ヲ以御用致取扱候様被仰付候、

五月

小松 帶 刀

一右者脚痛有之候ニ付、乗物御免之儀、

公邊へ御願可被下旨被仰出候、

六月 登

小松 帶 刀

一右者兼テ脚痛有之乗物断之儀ニ付、一昨廿四日御用番板倉周防守
様へ御留守居御呼出ニテ、乗物断可爲願之通候、誓詞判元御目附
松平備後守宅ニテ見候旨被仰渡候、
六月廿六日 登

小松 帶 刀

一右者 三郎様今般格別成御訳柄ヲ以テ 御刀被遊御拝領候ニ付、

御用掛被仰付候、

七月 登

一紗綾 二卷

小松 帶 刀

右者 二之丸御普請掛相勤候ニ付、右之通拝領被 仰付候、

七月 登

小松 帶 刀

一右者 三郎様御下向ニ付御供被仰付候、

七月

小松 帶 刀

一右者此節鳴津又之進殿元服ニ付、御用掛被仰付候、

七月 登

小松 帶 刀

一右者 二郎様爲 御名代鳴津凶書殿御出京ニ付、致上京候様被仰

付候、

七月

覺

一右者 三郎様御下向 御首途二付 御名代被 仰付候、

小松 帶刀

八月 登

詞堂金証文之事

一金五両

右者爲大心院殿歎叟道休大居士御菩提、今般御寄附被遊、髓ニ寺納仕候、然ル上者右本金之儀者大切ニ守護仕置、毎歲利足金ヲ以毎日御茶湯等茶碗御佛餉月并御忌日者三菜靈膳、御征月忌日ニハ二汁五菜之靈膳、盆正両度五菜靈膳相備、永代無怠慢御回向等可申上候間、右爲後証御請証文差上置申候処如件、

大圓寺

文久二年壬戌八月十二日

知庫 副司

小松帶刀殿

御役人中

御墓所掃除料証文

一金壹両也

右者爲大心院殿御菩提、今般御寄附被遊髓ニ寺納仕候、然ル上者右本金之儀者大切ニ守護仕置、利息金ヲ以毎月四度ツツ御花相備、水向掃除等永代無怠慢仕可申候、爲後証御請証文如件、

大圓寺

文久二年壬戌八月十二日

知庫

副司

小松帶刀様

御役人中

一大心院殿

尊牌壹本

但厨子入

一内朱外黒三寶

御紋付大小貳膳

一同四ツ椀

同断 壹通

一同二ツ椀

同断 壹通

一同坪蓋附

同断 壹ツ

一同平蓋附

同断 壹ツ

一内朱外黒腰高蓋附

同断 壹ツ

一眞鍮花立

同断 壹ツ

一同香爐

同断 壹ツ

一同茶湯茶碗

同断 貳ツ

但蓋壹共

一同佛餉茶碗

同断 壹ツ

右者爲大心院殿今般御入附ニ相成、永代大切ニ守護仕申候間、爲念請証迄如斯御座候、已上、

文久二年 壬戌 八月十二日

大圓寺 知庫 副司

小松帶刀殿

御役人中

銀貳拾貳貫九百三拾五匁

小松 帶刀

一右者 嘗五月廿日於京都御側詰江御役替被仰付、江戸御國許共御家老座江茂相詰、御家老同様御用致取扱候様被仰付候ニ付、江戸拾貳ヶ月片道中貳ヶ月相込、拾四ヶ月一詰ニシテ御合力高所務代銀、

右当日ヨリ御法ノ割ヲ以右之通被下置候、

八月 登

證書

一 刀兼元在銘

一 腰

一 脇差薩洲住平正良在銘

一 腰

一 縁頭 赤銅七子無銘

大小

一 鑿 赤銅七子無銘

大小

一 鑿 赤銅七子無銘

大小

右者今度滯京之蒙 勅命、且 勅使下向其外於關東粉骨周旋之儀

不堪感懷候、依之無屹與座右之品遣候事、

前文之趣

久光公御沙汰之上 御手自拝領被 仰付、其刻拙者 御前江相

詰居候、依而証書如件、

文久二戌九月九日

御小納戸

谷村 小吉

昌武(花押)

一 御家老

一 加判同役同前

一 御役料高千石

一 御側詰兼務

小松 帶刀

右之通被 仰付、御役料高被下置候、席順川上但馬頭可罷在候、

十二月

一 御軍役掛

但 鑄製方掛

御流儀砲術方掛兼

一 琉球掛

一 唐物取締掛

一 琉球産物方掛

一 御製菓方掛

一 造士館演武館掛

一 御改革御内用掛

一 御勝手方掛

一 佐土原掛

一 蒸氣船掛

小松 帶刀

右之通掛被 仰付候、

十二月 但馬

小松 帶刀

一 右者蒸氣船掛被仰付置候二付テハ、船中規則ハ勿論夫々職掌相勵、

涯々御用立候様可致取扱旨被仰付候、

五月 式部

小松 帶刀

一 右 貞姫様御上京ニ付御供被 仰付候、

五月 大藏

小松 帶刀

一 右者二之丸御方江茂相務、御用多端之事ニ付、定式方御軍役方月

番被成御免候、

六月 式部

小松 帶刀

一右者御國許江急成御内用筋有之候ニ付、當所ヨリ蒸氣船へ乗船被仰付被差立、御用濟御中途江參着致候様被仰付候、

十二月 御家老座

一今般 貞君様御内婚萬端無御滞被爲濟、右御用掛首尾能被相勤

御満足思召候ニ付、蒼牡丹御紋被下候間、以後家之紋ニ被用候様

思召候、此段宜敷申達旨

内府殿仰ニ御座候、恐々謹言、

子正月廿八日 進藤式部權少輔

書判

小松帶刀殿

一指宿

小松 帶 刀

右之通地頭所繰替被 仰付候、

二月 筑後

小松 帶 刀

一右 三郎様就 御上京ニ付、御供被 仰付候、

二月

一金百兩

小松 帶 刀

右者御改革方御内用向取扱被仰置候ニ付テハ、御銀主共會釈旁被

及入價候ニ付、御改革年限中江戸御國許出立之節々、爲仕廻料右

之通被下候条、可承向江モ可申渡候、

子二月 筑後

小松 帶 刀

高崎 伊太郎

高崎 佐太郎

右明十七日四ツ時二條御城へ罷出候様可仕候、

四月十六日

一元治元年子四月十七日西京二條御城鎗之御縁江罷出候处、御老中

水野出水守様・酒井雅樂守様ヨリ大目附ヲ以御達之趣并拝領物被

仰付候、

一御自服御熨斗月

二右同御紋付御袴

御口達之趣

昨秋已米國事之儀ニ付永々在京、誠ニ以尽力骨折之段達 御聽

二 御感銘被 思召候、依之右之通拝領被仰付候、

右征夷大將軍徳川慶喜卿於

御前ニ拝領被仰付候、

一元治元年甲子七月十九日長賊犯 禁闕ヲ候段相聞得、今曉七ツ

時過嵯峨天王寺江出陣之賊ニテ戰兵都而相揃へ、朝六時可繰出之

处直ニ砲声相聞へ、兼テ警衛被定置候乾

御門へ出張候处、最早長州ノ賊兵共中立賣ヨリ炮發シ、既ニ九門

内へ攻入ル勢ヒ相見得、九門警衛之兵共防キ兼狼狽致シ居候处ニ

薩兵ヲ以テ防戰ス、終ニ長州ノ賊兵引退ク、續テ追ヒ討チス、其

時賊兵ヲ生捕事十貳名、首ヲ取ル事二十七、昼八ツ時分近衛家御

門前ニ於テ

備實檢、終テ七ツ時分

禁裏御所ヨリ一橋慶喜公之御用ニ付參殿、七ツ半時分帰陣ス、翌

廿日嵯峨ノ天王寺へ長賊楯籠タル段相聞得、征討ノ蒙リ命、曉

七ツ時鹿兒嶋城下兵志組、同諸郷兵四組ヲ引率シ六時出陣、嵯峨

天王寺^(竜)へハツ時分着陣シテ寺内へ攻入ル、時ニ賊兵武器兵糧ヲ捨テ逃去リ、依テ直チニ寺ヲ焼テ兵ヲ引キ、七ツ時分ニ帰陣シ、近衛公へ參殿シテ其始末ヲ披露シテ帰宿ス、翌廿一日四ツ時乾門ヨリ近衛公へ參殿、七時分ニ帰宿ス、

御感狀

一先月十九日長賊犯 禁闕別而

御大事之刻、當日者勿論前後不容易致粉骨、無遺漏指揮行届遂ニ賊徒ヲ令退治、奉救

御危難候段拔群之勲芳令 感悦候、仍馬卷正・拵刀一腰^{正俊遣之}候、愈可抽忠勤之狀如件、

元治元甲子

八月廿八日

久光^(花押)

茂久^(花押)

小松 帶刀殿

覺

刀 一腰 ^{越中守正俊}
長貳尺四寸三部

一鑑切羽鳩目金

一鑲赤銅七子金十文字桐之頭紋散

一縁頭赤銅七子金十文字桐之頭御紋散

一目貫金龍

一鞆黒塗

一下緒黒

一袋錦

以上

一御感狀 卷通

一御拵刀 一腰

一御馬 一疋

小松 帶 刀

右者当七月十九日長賊犯 禁闕、不容易 御大事之刻、致粉骨奉救 御危難候段 御感悦思召候、依之爲軍賞右之通拝領被仰付候、

九月

一御役料高五百石

小松 帶 刀

右者 中將様御滯京中重御用筋被仰付、別而骨折致尽力、其後不容易多難之場合ニ臨ミ御趣意相賞致精勤、旁別段之御取訊ヲ以右之通御加増被 仰付候、

九月 但馬

小松 帶 刀

右来ル廿日翔鳳丸へ乗船帰京被仰付候、

九月 但馬

口上覺

一私事当職ニ付御役料高被下置候処、此節別段之

思召ヲ以テ五百石之御増加被仰付、誠ニ以冥加至極難有仕合奉存候、然処当時躰難被捨置御軍備且御手当旁莫大之被爲及御入價候御卜奉存候間、近比恐入奉存候得共、私家之儀者先祖代ヨリ高禄ヲモ被下置候ニ付、此節難有被下候御加増高之儀者差上申度奉存候間、御免被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

子九月 小松 帶 刀

願之通被 仰付候、

九月 但馬

小松 帶 刀

右御用有之罷下居候処、江戸并攝海邊變動之儀ニ付早々帰京被仰付候、左候而立日限之儀者追而被仰付候、

正月 内膳

小松 帶 刀

一右者一往京都居付被仰付置候処、御用向有之罷下居候節者表御勝手方并御軍役方月番御免被仰付、諸掛等は迄之通相心得候様被仰付候、

五月 式部

小松 帶 刀

右者別段之

思召ヲ以民部四弟町田中四郎事、帶刀養子被 仰付候、

正月 右衛門

小松 帶 刀

右御勝手方其外御用向多端之儀ニ付、御家老方月番承候儀御免被仰付置候得共、外二同様繰廻月番承候様被 仰付候、

四月 右衛門

一海軍掛

集成館開成所

他國修行等掛兼

小松 帶 刀

右之通被 仰付候、

四月 式部

口上覺

一私事兼而頭寒之煩有之月代難仕候間、一往惣髮成御免被仰付被下

度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

五月

小松 帶 刀

願之通惣髮成被成御免候、

六月 伊勢

小松 帶 刀

右御用有之上京被 仰付候、

十月 右衛門

一御役料高千石之内

三百石

小松 帶 刀

右考此内ヨリ及再三内願之趣有之、容易ニ難被 遊御許容訊合候得共、當世態旁之至情委細被 聞召通、願意無餘儀被 思召上、御役料高之内右之通此節差上候様被 仰付候、

寅十一月 圖書

小松 帶 刀

右者面談致度儀有之候間、明後六日夕七ツ時拙者旅宿西組与力熊倉市太夫方迄罷越候様可被達候、以上、

十二月四日

梅沢 孫太郎

松平修理大夫殿

留守居

一梅澤孫太郎殿ヨリ別紙之通到来候ニ付、相添此段申上候、以上、

寅十二月四日

内田 仲之助

帶刀様

小松 帶 刀

右御用之儀有之候間、明後十日夕七ツ時無相違拙者旅宿江罷出候

様可被達候、以上、

十二月八日

梅沢 孫太郎

松平修理大夫殿

留守居

一御城代

一御役料高千石

一御家老勤

一諸掛足迄通

小松 帶 刀

右者別段之 思召ヲ以右之通被 仰付、御役料高被下置候、

慶應二年丁卯 正月十一日

陸軍掛

造上館演武館銃藥方甲冑方

臺場掛等兼

小松 帶 刀

右岩下佐次右衛門罷下迄之間兼勤候様被 仰付候、

慶應二年丁卯 五月 刑部

小松 帶 刀

右御用右之帰京被 仰付候、

丁卯 十二月七日 函書

小松 帶 刀

徴士參與職総裁局顧問被 仰付候、

慶應四年二月

(印文総裁之印) 總裁印

小松 帶 刀

外國事務局判事兼勤被 仰付候事、

慶應四年辰二月

總裁印

一采廿一日卯刻 御親征御発途

石清水社 御参詣、同日 八幡殿淀カ 是ヨリ御取調

御一泊、翌廿二日守口

御一泊、廿三日大阪着御、

廿四日廿五日之中海軍

叡覽

右之通御治定明日被 仰出候而、夫々御布告相成候得共、先爲心

得申入候、誠ニ過日米ハ彼是苦心千萬察入候、草々不具、

明治元年戊辰 三月十四日 具視

小松 帶刀殿

大久保一藏殿

吉井 幸助殿

追而太政官代御隨從無之事并遷都云々浮説断然粉惑ヲ解候様御沙

汰書同時可被仰出候間、是亦心得迄申入候、尚又右等二付小子ニ

ハ於 禁中御用有之、官代江ハ不参候間、乍席申入置候事、

烏丸中立賣元施藥院拜借轉任致候、乍席申入候、

小松 帶 刀

叙從四位下

慶應四年(書込) 閏四月廿一日

小松 帶 刀

火船一艘諸事一切管轄被仰付候事、

慶應四年 閏四月

外國事務局

(印文外國事務)

小松 帶 刀

當官ヲ以關東表江下向被 仰出候事、

慶應四年 辰五月

舌濱

各位等夜白勉勵殊ニ不日

御即位引續

御東幸被爲在、就而者一層繁劇不遑、休暇次第實ニ御苦慮押計候、

依而聊爲可慰煩勞乍輕品酒饌進呈候条御笑留可給候也、

八月廿八日

具視

小松帶刀殿

一明治二己巳二月四日領地返獻之懇願左ニ記載ス

臣清廉謹白、今般藩地御返上之儀

朝廷江御献言之趣、誠ニ以至公極大之御正論ト乍恐奉敬服儀候御座

候、抑臣等食邑之儀祖先代聊之勲舊ニ依リ 國家之 御深澤ヲ

蒙リ累世難有領知仕米候得共、全ク藩封ト大小之區別有之而巳ニ

テ

王土之版図タル事顯然ニ候処、大局面變革之今日ニ至リ其假私領仕

候而者名分不當者勿論、臣子之情義難默止義ト奉存候、依之臣清

廉所領之邑地此節不殘返上仕度奉存候、左候得者藩邑上下各々分

願ヲ遂、第一御献言之御趣意民地予奪之權 朝廷ニ帰シ政柄

一途ニ出、

皇威海外ニ耀キ候御基本可罷成儀ト奉存候間、臣之所願御許容被成

下度伏而奉懇希候、臣清廉誠惶謹言、

明治二年 二月四日

小松玄蕃頭

本文貳通達 貴聞候処、方今之御趣意貫徹至誠之志 御感被

思召上候得共、追而 朝命之趣茂可被爲在候ニ付、其節何分

可被遊御沙汰候条、先当分之通相心得候様被 仰出候事、

小松 帶 刀

当官ヲ以テ大阪府在勤被 仰付候事、

但後藤象二郎へ右同様被 仰付候事、

明治二年 五月

小松 帶 刀

任 玄蕃頭

右

宣下候事

明治二年 九月四日

小松 玄蕃頭

御東幸御用ニ付東京先着被 仰付候事

九月 行政官

從四位平朝臣清廉

高千石

依勲勞永世下賜候事、

(印)太政官 明治二年己巳九月

一今廿二日

御誕生ニ付爲御祝儀金壹萬五千疋外國官一同江賜之候間、夫々御

頒配可有之候也、

辨事

九月廿二日 小松玄蕃頭殿

小松從四位清廉

積年心ヲ 皇室ニ存ス、戊辰ノ春大政ニ預參シ日夜勵精以テ中
興ノ丕績ヲ贊ケ候段

歡感不斜、仍賞其功勞祿千石下賜候事、
明治二年(書込)
己巳九月

太政官

一所勞之由相聞候ニ付、御菓子一箱賜之候、容躰之儀委細言上可有

之、仍相達候也、
明治二年(書込)
十月朔日

辨事

小松玄蕃頭殿

一高二百五拾石

小松玄蕃頭

右者兼而夫々其職掌勤勞之次第厚被 思召候処、今般

朝廷御一新ニ付、徴士被 仰付 御國家之御美目被 思召

上候、就而者役祿返上之趣無餘儀被 聞召通候、依而徴士期限復

職迄之間右之通被下置候条

朝勤之暇時

御前江罷出候儀者勿論、萬端是迄之通被 仰付候

十一月 右衛門

一 臣清廉謹而奉願候、今般格別ノ

歡旨ヲ以積年心ヲ 皇室ニ存シ、戊辰之春

大政ニ預參シ中興ノ丕績ヲ贊ケ、其功勞トシテ祿千石下賜候段拜

承恐懼之至奉存候、清廉不肖先キニ預參ノ末列ヲ辱スト雖トモ曾

而寸功ヲ奏セス、負職之罪寔ニ多

聖朝寛大特リ其罪譴ヲ赦シ賜而已ナラス、重テコノ非常ノ特恩ヲ

蒙ル、感戴實ニ無已、伏惟ルニ方今軍國多用度至急、清廉無功之

身ヲ以テ徒ニ慶祿ヲ費シ國計ヲ虧キ候儀罪責増重シ、謹テ祿千石
如數奉還仕度奉存候、但至重ノ

特旨ニ奉戻候段恐怖非輕ト雖トモ、實ニ不得已ノ情願被

聞食候様宜ク執奏願候、臣清廉頓首謹言、

己巳十月

小松 清廉

臣清廉謹白、昨年外國副知事ノ命ヲ蒙リ被叙從四位、非分ノ位任

固辭再三、而シテ汗編不返奉職已ムヲ得サル以テ暫ク位署ヲ辱フ

セリ、抑臣聞之、朝廷爵位ヲ設ケテ天下ノ才賢ヲ待ツ、惟名與器

不可假人、清廉不才薄徳况ヤ今身在職外、豈ニ久ク朝位ヲ帶フヘ

ケンヤ、伏願クハ原叙ノ位階ヲ奉返シ退テ草野ノ舊ニ復セン、上

ハ

天朝名器ヲ慎ムノ

盛意ニ協ヒ、下ハ賤臣爵位ヲ冒スノ罪譴ヲ免レン、惟

聖明鄙衷ヲ

照察シ賜ヘ、臣清廉頓首再拜、

己巳十月

小松 清廉

一 臣清廉誠惶誠恐謹而奉言上候、前日臣ノ微勞ヲ

褒敕アリテ祿千石下賜臣不堪悚懼、即時奉表軍國多事財計告乏之

日、臣清廉ノ不肖無功宜ク祿賜ヲ窃ミ罪責ヲ重ヌヘカラサルヲ以

テ、所賜ノ祿ヲ奉返ト雖トモ、重テ

德音ヲ下賜、臣カ所請ヲ許シ給ハス、

天寵隆渥感戴無辭奉存候、然ルニ臣近頃仄カニ聞之、去歲與羽之

地年穀不登、閑以東干戈ノ餘民不聊生ト、是豈ニ臣等廩祿ヲ徒食
スルノ時ナランヤ、切ニ望ラクハ所賜ノ祿ヲ移シテ聊カ賑救ノ資

ニ充テ給ハン事ヲ、冀クハコノ微効ニヨツテ、聖恩ノ萬一二報
ヒ奉ラン、因テ重テ拜表賞典ヲ奉還仕度奉存候、上諭慈篤既ニ
再度ニ及ヒ、猶前願ヲ中^{本ノママ}候儀實ニ惶怖之至宜ク執奏奉頼候、臣
清廉頓首以聞、
明治二年(書込)
庚午正月廿日 小松 清廉

一今日御用ニ付被 召候儀者

御出鞆前色々被 仰渡候次第モ有之、付而者於

御前ニ而賜酒饌候間、今日御不参ニ付、則賜候御品御廻申入候、

御拜領可有之候也、

明治二年(書込)
五月十六日

辨事

小松玄蕃頭殿

一愈御安全令賀候、然者小松從四位儀於御地此節大病之由被 聞

召御家事思召候、仍而別紙目録之通兩種賜り候間、宜敷御執計可

給候、仍而代金貳拾兩相廻申候、此段申入候也、

五月廿七日

東京宮内省

大阪府知事殿

一庚午七月十三日從岩倉大納言殿御達ニ而左之

御品下賜候、

肴 壹折

菓子 壹折

以上

一追而別紙

御目録之儀者昨日木場ヲ以御廻シ申入候也、

聖體益御機嫌能被爲渡恐悦之至ニ奉存候、二三貴所愈御清榮珍重不

斜存候、随而下官儀モ無職務罷在候条乍憚御省慮可給候、抑貴所

御不快之儀 上ニモ被聞召深ク氣之毒ニ被思食御案被爲 在、

今一涯勉勵致保養追々全快ニ立至候様被思食、就而者別紙

御目録之通内々爲 御尋下賜候旨從宮内省申越候、仍而申進候

間御拜領可有之、尤下官罷出

御沙汰之趣可申入答ニ候得共、御不快中御配意ニ相成候而者却而

不本意ニ付、委細木場ヨリ申入候通之儀ニ候、不取敢此段以書面

申入候、尚其内御面上萬々可申述候、仍如之候也、

明治二年(書込)
六月四日

大阪府知事

小松從四位殿

小松從四位

御用有之東京住居被 仰付候間、病氣全快次第可能出候事、

庚午七月

太政官

遺言書

拜領高千石之内

八百石

安千代ヨリ代々家續料

内百石御國元

小松家江永々

内百石於千賀一世遣ス

御國元家系者是迄通

朝廷ヨリ

御沙汰ニ從、新ニ小松家相立安千代江追々者相續決定之事、此

節大病故兼而決定之処認置候、決而相違無之候、異儀中間敷候事、

五月廿七日

平 清廉

税所長藏・篤滿列席張紙之証書左之通、

御本文 於千賀様江御宛行之百石、御同人様御一世之後者、安千代様御方江御引取之事、左候而於寿美様御一世之御續料トシテ可被進旨御口達ニ候、

右於奈越様并二愛甲季富一同列座ニテ承知仕候事、

明治三年庚午五月廿七日

税所長藏 朱印

篤滿印

扣

小松從四位事此内ヨリ病氣之処今曉被致卒去候、就而者東京御届向等之儀、在旅中ニテ御模様モ不相分候ニ付、可然御所置被成下度奉頼候、以上、
明治三年(書込)七月廿日

亡小松從四位内

愛甲 新助

大阪御府

鹿兒嶋縣

故從四位小松帶刀儀、去明治二庚午年中金六千圓拜借被 仰付候内五千六百円未納之処、今般特別之證議ヲ以更ニ下賜候条、此旨相續之者江可達候事、

明治六年癸酉十一月十九日

右大臣岩倉具視

故從四位小松清廉

復古功臣事蹟編輯候ニ付、別紙例則ニ照準シ一身経歴ヲ編次シ正副二本可差出、此旨相達候事、

明治七年二月十四日

太政大臣三條実美

一 明治三年庚午七月十日攝津國大阪府下天王寺村夕日ヶ岡ニ神葬、
豊御蔭玉松彦命

一 明治二年己巳八月十七日薩摩國鹿兒嶋於知政所領地返上ニ付永世

祿三百石、先祖軍功祿貳百石永世賜之候、外ニ別段私領持江貳百石宛、堪忍料トシテ下賜候御書附左ニ記ス、

小松 玄蕃頭

今般就領地返上、世祿等被下置候外、別段爲堪忍料御藏入高貳百石之所務拾五ヶ年限被下置候条、可申渡候、

八月 知政所

一年号不審 太守茂久公御直筆之写左之通、

此節變事到来ニ付而者、拙者茂別而心配致シ候、就而者谷川・中山・堀・大久保等中談折角和泉様御配慮不奉掛様可心掛候、以上、

五月七日

花押

小松帶刀江

一年号不審 太守公御直筆写左之通、

不文推覽頼入候事

此一冊ハ過日從長州差出候書付写ニ候、右者御委任之事故幕府江可差出様トテ被差返候事ニ候、爲心得内々入覽候、大島并二宮内江茂爲見度存候、大島江ハ過日一寸假写之假入覽候得共尚又爲置度存候、宜數頼入候事、此書付返却ニ不及申候、以上、

五月十四日夜認置

花押

小松帶刀とのへ

小松 帶刀

右者御用有之急ニ而帰京被 仰付候、

十月 右衛門

小松 帶刀

右者御用之儀有之出崎被 仰付候、

但日附之儀者追而可被 仰出候、

六月 右衛門

小松 帶刀

右者御用之儀有之、早々上京被 仰付、蒸氣船ヨリ被差越候様被 仰付候、

十二月

小松 帶刀

右者御用有之出崎被仰付置候二付、明後二十三日出立被 仰付候、
六月廿一日 右衛門

小松 帶刀

右者 御姫様御下向御供被仰付置候得共被成御免候、
十二月 式部

小松 帶刀

右者御内用有之罷下候処、尚又御内用之儀有之、来月二日急ニ而 歸京被仰付候、
八月 攝津

小松 帶刀

右 於氏様御夭亡二付、御用取扱被 仰付候、
五月 刑部

小松 帶刀

右者御内用之儀有之上京被仰付置候二付、来ル廿八日被差立候旨 被仰付候条申渡、可承向江茂可申渡候、

十二月 但馬

小松 帶刀

右者御用有之出崎被仰付置候二付、蒸氣船へ乗船被仰付被遣候条

可申渡事、

一毛木綿 五端

一 椎茸 一箱

已上

相良越前守
小松 帶刀

銀貳拾貳貫九百三拾五匁

右者御内用之儀有之、早々上京被仰付候二付、京都拾貳ヶ月往来 相込、拾四ヶ月一詰ニシテ御合力高所務代限右之通被下候、
十二月 式部

小松 帶刀

右御内用之儀有之来月三日急ニテ歸京被仰付置候得共、御用有之 被留置、日限之儀者追而可被 仰付候、
八月 攝津

八月 攝津

一以手紙得御意候、然者別紙之通被仰出候間御承知可被成候、猶委 細之儀者岩下佐次右衛門江輔相被中含候間、從同人御聞取可有之 候、

右爲可申入如斯御座候、以上、

五月十二日 辨事

小松帶刀殿

小松 帶刀

右者 金剛定院様御葬送之節、火消手人数召出役可有之候、左候而扣 場所之儀者御目附ヨリ可相達候、此段可申渡候、

九月 伯耆

九月 伯耆

一小松帶刀様

林 日向守

今大路伊豫介

以手紙得御意候、然者今日御参 殿御座候様申入置候処、少々
依而差支、明日巳半刻比御参 殿御座候様致度如斯御座候、以
上、

正月十一日

一 往京都居付

小松 帶刀

右之通被 仰付候、

二月 御家老座

小松 帶刀

右者御國許江御内用筋有之候ニ付、当所ヨリ蒸氣船江乗船被仰付
被差立、御用済 御中途江参着候様被 仰付候、

十二月 御家老座

一 高九百五拾石

所務代銀貳拾八貫五百目

小松 帶刀

右者御内用之儀有之、早々上京被仰付候ニ付、京都拾二ヶ月往来
貳ヶ月相込、拾四ヶ月一詰ニシテ御合力高所務代銀右之通被下置
候、

十二月 式部

一 伊集院

一 高城郡

一 高城

一 阿久根

一出水

小松 帶刀

右當春 和泉様御出府之節 頭代被仰付候条此旨申渡、可承向江
茂可申渡候、

正月 攝津

攝州

住吉

小松 帶刀

右者當春 和泉様御出府之節

御代參被仰付候条申渡、可承

向江茂可申渡候、

正月 攝津

一 横須賀製鐵所之事

一 器械買入之事

一 佛國海陸軍教師御雇之事

右三ヶ條過日委曲相伺置候処如何御所置相成候哉、金銭出所之儀
眼前困窮致候間、御推察勿々御沙汰被成下度、深々当惑罷在候、

佛國教師云々之義者是迄当港上着兵卒教練、佛式傳習爲致候得者

英國ニ差障、英式傳習爲致候ハハ佛國ニ差間、双方互ニ都合ヲ

生シ候勢ニ付、江府ヨリ蘭式相弁へ候幕人出役教練爲致候体、所

詮御頼相成候トモ御不弁利ト存候間、此旨御断相成可然ト奉存候、

併彼國迄差帰候失費へ貳万トル出處更ニ無之善、御破談相成候工

ハ、御出處御差図被成下度、右三ヶ條急速御評決御否勿々奉待候、

此段多御持、以上、

明治元年 戊辰 閏四月

神奈川

同七日

裁判所

内國事務局

判事御中

小松公之記事

小松帶刀と明治維新

明治維新は即ち我が國文明中の最大段落、是に因り千載回らざり、王室の式微は一變今代の隆運を生みたり、是に因り兼て個々分立したる天下の群小邦を打ちて一丸となし、國家の体裁は形々作られたり、是に由り封外独立の基本は建られたり、是に由り内政の進運發達は促かされたり、語を換へ之を言へば、明治維新は建國以來未曾有の大革命にして、我が國の政治・社會・文學・宗教・技藝生活の上に於て一の生面を開き、舊体を革新し一朝にして封建の時代より一足飛びに文明の彼岸へ渡り、長足の進歩を爲したるの例未だ曾て我國已往の史上に於て見る能はざるの破天荒事たるのみならず、又上下四千載古今東西の史上恐らく匹敵なき偉業たらすんはあらず、夫れ國民が明治維新の大事に與りたる偉人傑士の風采を慕ひ人物を愛し勲徳を懷ふ豈に情の止むべきものならんや、然るに吾人は常に異しむ、大久保甲東・木戸松菊・西郷南州等の名聲は、明治維新の事業か朽ちきると共に永く史上に光彩を放ち、寒村僻邑の小學生徒さへ尚ほ能く維新の三傑として、普ねく其名を知らる、ものあるに引換へ、独り明治維新に際し非凡の技倆を揮ひ、少なくとも南洲・甲東と譽を駢へて中原に馳走し、或は、種の意味よりして南洲・甲東の上に出たる小松帶刀の名が次第に縮少し、次第に世人に忘れんとする事是れなり、吾人は固より帶刀に縁故あるものにあらず、又何ぞ況んや恩怨をや、然りと雖とも明治維新の元勳社會文明の警覺者たる小松帶刀、其人が後世子孫より當然受くべきの敬禮を得能はざるに於ては、吾人の不肖と雖とも聊か心に安んずる能はざる所のあるを如何せん、蓋し明治維新といへば、必らず帶刀の名も伴ハるべき其の一たり、否な帶刀の名は伊太利建國に於けるカ

ウルの名の如く、米國革命に於けるフランクリンの名の如し、帶刀の名ハ直ちに明治維新を回想せしむるなり、是れ豈に偶然ならんや、必らずや其の素其の因なくんばあるへからず、是れ吾人が敢て深く帶刀を知るものにあらずと雖とも、帶刀の事業中最も頭はれたるものに由り吾人の聞知し得たる限り、於て、帶刀は何等の人物なりしか、一藩且つ天下の尊王討幕派中に於て、如何なる地歩を占めたるかを試み、論評せんと欲する微意の根元たり、抑も火の起らんことを豫知し、之を未前に忠告したる人は却て往々世に忘れられ、既に發火したる後頭を焦し手を爛らしたる人其績徳を録せらる、は、往々免れざる社會古今の通患、吾人は今日の趨勢夫れ或は帶刀をして此域に沈淪せしむるにあらざるかを憂るの餘り、吾人は今より少しく帶刀に就き研窮し、彼が明治維新に於ける境遇の如何を視、併せて明治維新を知らんと欲するもの、夫れ豈に他あらんや、尚五郎ハ帶刀の幼名、彼れは肝付家の三子、彼れは入りて小松の姓を冒かしたるもの、之を父老に聞く、彼れは容貌秀偉身軀肥満にして頗る瀟灑の風ありと雖とも、一見彼れは商家の如く甚だ近つき易し、一たび彼れと語を交へしものは終身忘る能はざりしと、去れば彼れが頗る儒横山先生ニ就き、句讀を学ぶの頃には未だ別に他の書生と異なる行為とてもなく、彼れは唯人ヨシとし、持禮やされしのみ、而して雄健を尚ふ薩の健兒輩、往々彼れを拜して馬鹿ならんと稱するものすらあるに至りしとはいへ、先生の炯眼早くも彼れが人品を鑑識し將來事を成すは是の寧馨兒なるへしと豫言したるありしといへり、誰か料らん、十年を出でずして此の豫言が実行され、夫の愚人視されたる一青年が、明治維新の活劇場裡に現はれ、傾天覆地の大手腕を揮ふの政治家ならんとは、実に豫想されざりし奇觀たらすんはあ

らす、蓋し彼れは政治家たるの資格を天然に賦与されたるもの如し、彼れは好みて朱子学を修め、専ら文事に意を用いたりと雖とも、彼れは決して武を忘れたるにあらず、彼れは実に温和なる性情を有し、其中には一種果斷の氣質を含みたるなり、彼れは実に謹厚にして快濶なる人物なりしとは、当時親しく彼れに交りたるもの、言なるが、彼れは又勿論能く大義名分を弁へ、大事に当り從横の終綸を實行するの知略に富みたる政治家外交家としての天分を受けたり、而して此政治家にしてしかも政治家らしからず、英邁果斷らしからぬ一個の人物を忽然として群臣の間に抜き、之れに托するに一藩の重事を以てしたる久光の識見に至りては更に驚くへし、夫れ明治維新の大業を遂けたるは疑ひもなく薩・長・土三藩の力に因る大ひなり、故に維新の歴史は直ちに三藩二繫り、三藩の事情に通せざらんか、維新の活歴史を編む能はざるは、是れ事体の状勢止むを得ざるものありて存すればなり、而して此の大機轉変の危機に際し、長藩は前後入京を禁せられ、土藩の嚮背未だ晝然たらざるものあり、伏見・鳥羽の衝突を見るに至るまで大局の要衝に当り、維新の樞軸を握りたるは実に薩藩なりき、然り然るがゆゑに維新の事業は最も重く薩藩に關係あるや必せり、果して然るか、明治維新の何物たるを曉らんと欲せば須らく薩藩の事情之れか主たらざるへからず、乃ち薩藩を知らんには薩の誠忠派を觀さるへからず、是の誠忠派こそ帯刀の一番に苦心し計畫し彼が統率したる薩藩の勤下党たりしなり、惟ふに南洲あり、甲東あり、仁禮あり、奈良原あり、海江田あり、俊英雲の如き誠忠派を統率し、之を訓練して他日大事に當るの地盤を爲したる帯刀の技倆凡ならざるを見るに足らんか、蓋し帯刀の齊彬に仕ふる日久しからずと雖とも、彼れが後來の言行に徴するに、

人の彼れは齊彬の遺鉢を襲きたりといふもの偶然ならざるを知るへし、視よ齊彬の眼光遠く宇内に注ぎ、洞識活視天下を制するの胸算疾くに備はり、而して毅然動かす、幕府に抗せんとして先づ幕府に結び、徐るに時機の到るを待ち、其間寸毫毛鋒鈍を露ハさず、能く上を養ひ能く武を練り、唯守るを以て足れる者の如く視めし、胸底別二龍蛇の躍る者ありし如く、何分其氣宇の宏大にして其度量の無辺なる、其智略に至りてハ突に端倪すへからざる者ありしなり、嗚呼帯刀が内力を養ひ外豪傑の土と交を結び、幕府に信用されつ、徐るに鐵腕を下だすの地を爲したる如き、何ぞ齊彬の氣宇度量に類するの酷たしきや、山雨欲來風滿堂、久しく武陵桃源の幽境に鼯睡したる、國民長夜の夢幻ハ倏知にして、浦賀一発の警報に由り攪破されたり、蜻蜒洲の極より極尾に到るまで天下の人心は敢なく鼓動されたり、茲ニ於テか時運は漸く變転を始め、志士仁人慷慨愛國の涙は雨の如く、英雄豪傑跳舞飛動の氣は虹の如く起れり、此時に於て最も先づ志士の思想を支配したるものは、奈何にして外夷を攘ひ國威を宣揚せんかにありしこと、理に於て然らざるべからざるのみならず、又勢に於て既に止むべからざるものあり、夫れ斯の如く如何にして外夷を攘ひ國威を宣揚せんかの疑問志士の間に横はる、焉くんぞ次に起るの思想は奈何にして幕府を仆し、王室の式微を救い、強硬なる國家を建立せんかの境域に進まざるを知らんや、蓋し外邦の刺戟は一轉して國家的觀念を奮興せしめ、再轉して王家の衰頽は即ち國家の衰頽なりとの伴念を喚起し、三轉して討幕の大難問に推到したるもの、如し、去れば久敷泰平に慣れたる國民、一朝にして世界文明の大潮流二帆を揚げ、東西南北何れかへ一定の方針なかるべからず、何ぞ紛論百出せざるを得んや、群疑滿服ならざるを得んや、

人心の動搖志士の憤慨止まる所を知らざるなり、是実に維新前の形勢にして、幕府の末路は此の如き者にてありき、夫れワシントンの徳望、パトリックヘンリーの熱誠、フランクリンの才略を以てすと雖とも、尚國論を打ちて一丸となす能はず、依然として英國政府の壓虐を替くるトリー党は國內に充満し、幾度か独立の偉業を危からしめたるを見れば國論を一定するの困難想ふべし、革命の風雲大八洲の野を蔽ふに当り、薩の藩論も三派に分裂したり、一は則佐幕党にして極めて因循極めて姑息なるもの、幕府あるを知りて王室あるを見ず、幕府惟專に奉し只管無事を希ふ徒なり、此派中にハ當時の門閥家格を有するものは概ネ加盟し、勢聲頗る逞しく、隨而老実の人士は多く此派中にありし者と知るべし、一ハ所謂誠忠派ニシテ尊土倒幕の大義ヲ奉シ、極メて活潑極メて大膽に運動し、彼等の眼中を遮るものハ唯一の王室のみ、幕府の如きは敢而齒牙に掛けざるものなり、此派中ニハ少壯血氣ノ人士多ク、重ニ門閥なく家類卑き人々を以て充たされたり、誠忠派は幾多の人物を有し、一藩の健児大半是の派に傾きたるを以テ、其勢力素より侮とるへからざることもありて存す、一は中立派にして可もなく不可もなく、議論もなければ正義もなく、節操もなければ目的もなく、勢に趨り利を趁ふ曖昧卑劣の無腸漢は足派の幕中に集注し来れり、抑も此三派の運動如何と云ふニ、中立派は必らずしも云ふに足らず、佐幕派ニ至りては頗る面倒なり、彼等は多の財産を有し多くの幕下を有し累代門閥家格を有するのみならず、彼等の重なるものは悉く藩政の重権を握り君側ニ親近するがゆへに、動もすれば藩主をして彼等の一派に傾かしめんとし、彼等ハ是を以て唯一の手段とし之を得んことを計り、彼等ハ是以忠義と心得敢而ハ忘るなし、誠忠派ハ勿論藩主之

レを陰約の中に替し、且つ大久保・中山・西郷・奈良原・河村・黒田・大山・海江田等の諸名士を網羅せりと雖トモ、如何せん彼等は財力乏しく家格高からず、且藩政に參すと雖トモ未タ重位を占め能はざるのみならず、誠忠派ニ内通する藩主も當時の事体幕府に對スルの体面よりして公然誠忠派を率ふる能はず、後世一代の英雄と仰かれたる西郷モ一たびは幕府の忌諱を畏レ、一たびは佐幕党の諱言ニより一たび三たび流謫さるゝに至り、薩藩は一旦支離滅裂誠ニ危急の境遇に陥りたるなり、こゝらが帶刀の力量を現はす所手腕を要する所ニして、帶刀の飛揚すべき舞臺ハ開かれたり、而して此際帶刀ハ如何ニ運動したるか、帶刀が此等三党の間に處して如何ナル技倆を揮ひたるか、藩主帶刀の間柄及ヒ三党と藩主との關係奈何を視るは即チ帶刀を知る所以にして、又明治維新ニ對スル帶刀を窮むるを最も有用なりと存するナリ、薩藩の二大党即佐幕・勤王兩党の起る決して一朝一夕のものにあらず、其起因に至りては近く齊興・齊彬父子の間に生れ遠く関ヶ原の大戦に基づき、其由来や深く且大ひなりと云ふべし、蓋し薩人が関ヶ原に於て敗績を取りたるは、忠久以降未曾有の屈辱にして薩州の憤恨実ニ骨髓に徹したるものなり、故に苟も血性ある薩摩男兒は一たび此恥を雪かんことを想ハざるなし、是れ單に當時實際に遭遇したる人士のみならず、此の精神氣魄は磅礴として全藩に充ち溢れ永く子孫に遺傳されにき、更に詳言すれば一たび會稽の恥を清めんこと薩藩君臣の志にして、全藩の輿論となりしこと、恰かも巴里城下の盟後佛國民が独逸聯邦に對するアルサス・ローレンの二州に於けるが如き者なりき、偶々維新革命の風雲端しなく雲霧ひき来り、薩藩の復讐的觀念に火を導きたるのみ、早晚発せざるへからざる地底の水門を破りしもの、み、然り

と雖とも斯の如き思想は、唯夫の熱心に義臣傳を讀み曾我の傘焼を爲す健兒の間に専ら行はれたるもの、関ヶ原の役を距る二百年後の老成家は夢想だもせざりし處なり、去れば齊興に至りては大ひに幕府に敵抗するの非ならんことを畏れ、齊彬の英勵風発内百搬の改革を爲し文武を脩め、外弘く諸侯に交り爲すことあらんの風を見、窃かに憂ひ且つ怒りたること尠少なかりしといへり、熟ら思ふに誠忠派ハ齊彬の壮志を承け、関ヶ原以後の心を行せんことを望みたるもの、之に反し佐幕党は幕府の實を信じ幕府の威を畏れ、到底事を擧ぐるも徳川にかつ能はず却而世の嘲笑を招くのみならず、再ひ関ヶ原同然の大敗を招き、忠久以還連綿たる薩摩の本領を失はん、討幕とハ思ひも寄らず只管齊興の遺風を退けたるものなり、藩内両党の起原は実に斯くの如し、而して齊彬遂二天空海濶の偉觀を實地に目撃する能はず、空しく他界に遷つり世は久光の時代となれり、久光ハ即ち齊彬の志を紹き薩藩に君臨したり、時ハ恰モ外交益々面倒にして勤王佐幕の両党が滿天下到る處ニ對峙し抗争の眞最中なり、薩藩ニ於テモ佐幕党の勢ひ甚々熾んにして容易に當るへからず、彼等は位地を利用し金錢を利用し、或ひは密謀或は奸計或ひは譏評百方手段を運らし、勤王党を打破せんと欲す、彼等如何ニ無氣力無節操無定見なりとはいへ、百二都城處として彼等の幕下あらざるなく、剩つさへ藩政の要地を占め居る故ニ彼等の言は多く行はれ、彼等の名望は藩内に高く、一挙手一投足の勞あらは今ニも大事を行ひ兼ねましき趣き現然に見へ、藩主と雖とも実は處置に窮したるなり、故に今より觀れば英傑を以て雲合雨集したる勤王黨員も、當時ニ於テは未だ大名なく且つ門地卑く無賴的素質の壯士のみなれば、一般の人氣は誠忠派の名をさへ忌み指斥さるゝに至りたり、茲ニ於てか経

綸あり氣概あり智謀あるの誠忠派人士も一の首領を戴き、之を統率せされは到底佐幕派の攻撃に堪へ、進んては平生の抱負を天下経綸の上に実行し能はざるの形勢歴々として迫れり、殊ニ才略あり名望あり潤達なる首領あるにあらざれば、下にして百二都城の人心を収攬する能はず、上にして佐幕派を壓し藩主對勤王党の連絡を貫く能はず、岌々乎として夫レ危き地位三莅めり、此れ小松帶刀が推されて勤王党の首領と仰がれ、彼か得意の伎倆を揮ひたる所以、是よりして帶刀の名聲隆々として内外に起り、天下望の府とはなれり、抑も彼は勤王党の好地位に立ち、何程の働きありしか、之を觀察するは要の要たるものなり、帶刀遂ニ起りて薩藩の時勢 勤王佐幕両党の對峙ハ以て彼を誠忠派の首領に仰ぐの止むへからざるに至れり、彼は誠忠派の牛耳を執ると同時に彼が藩政に於ける地位は愈々高く、藩主の信愛一層の深きを加へたり、彼は藩政を執るの劈頭一着に藩の財政に注目し、専心一意經濟の整理に盡瘁し、州民最多數の爲百種の利便を興し、一般の安寧に向て規畫怠りなかりき、彼は總ての希圖に於て爲さるゝなく又た成らざるなく、帶刀の名望は上下四隣を轟かすに至り、藩政の基礎は彼の練達なる施設と彼の精銳なる手腕に由り牢乎として動かすべからず、随つて薩藩なる名詞に幾段の重みを添へたり、彼は勿論這般の事務を以て当時最も急要のものとして識し、是れにあらざれば到底幕府に當るの良策なきを白覚したるものならん、彼は足なくんば藩内佐幕党の勢焰を屈し誠忠派を統率し能ハざる者と思惟したるものならん、彼は是れなくんば到底藩主の信用を博し藩内の衆望を収攬し、藩主對誠忠派の連絡を結ぶ能はざるものと覚悟したるものならん、是れ実に彼が政治家たるの伎倆より薩藩上下内外の事情より、然らざるへからざるものなることは

敢て疑ふへくもあらず、如何に彼が着眼の機警なることよ、彼が識見の卓犖なることよ、彼が手腕の非凡なることよ、殆ど當時は小松の薩藩なるか薩藩の小松なるか二者容易に判し難きまでと呼び爲されにき、去れば佐幕党が何程の策を尽し極謀を施し、或ハ藩主に小松を秘議し且つ誠忠派を誣ひ或ひは流言を傳へ、誠忠派を墜とし小松を陥としいれんと計るも從爲のみ水泡のみ、是か爲め誠忠派ニ於ける藩主の厚意は寸毫も減せざるなり、小松に於ける藩主の信任は却而高まれり、藩内下民の小松を信用すること日に盛んに、隨て誠忠派を忌避したる人氣ハ一變して誠忠派に依頼するの風を生したり、斯の如きは全く小松の人物小松の技倆小松の才略より出たるの結果、是れよりして藩論の大勢も粗ほ一に歸し、誠忠派は天下に向つて高く運動し、幕府に當るの地盤は固まれり、即ち外に對するを得たり、而して彼の政策は單に此點に止らず、一に幕府を仆し大政を掌握するの後事に意を致し、人材養成に向つて非常の奨勵を與へ、彼は藩主に勧め或ひは海外に書生を遣はし、或ひハ造士館を保護し文事ニ於テ尽さざるなし、又彼は武に於ても無用の旧法を退け西法に基づき砲臺を築き、或ひは隊伍を編成し軍隊を練り兵法を講せしめ、實力を蓄ひ志氣を鼓舞シ、偏へに有事の日に備ふるを以て彼れが大分と心得、必らずや、たび風雲の機に乗し、幕府を仆し王家の式微を救ひ、内王政維新の大業を遂げ海外萬國に對峙するの大本を建立し、國家百年の大計を起し、六十餘州蒼生の安寧康福を圖らんこと、實ニ小松が齊彬より繼紹し彼が天より得たる政治家としての本領なりき、精神なりき、正義なりき、事茲ニ至りては中立党何かあらん、藩内に蟠居する佐幕党何かあらん、此藩主にして此良臣あり、此の偉人ありて此勤王党ある、天下を横行濶歩すと雖とも敢て畏る

へきを見ざるは薩藩の實力にして又意氣込なりき、惟ふに若し短見なる政治家氣血一偏の武人をして帶刀の位地に代はらしめんか、必らず先づ佐幕党退治より着手するならん、事若し意に従はざらんか終に兵を以て彼等に臨み彼等を驅逐せされは止まざることならん、然るに小松は策世人の意表に出て、終ニ佐幕派の氣を折き意を下さしめたる處、小松の一等識力の高き所以なり、思ふに彼れ俊英雲の如き勤王党を控ふるのみならず、英邁忱摯なる明主を戴く、兵を用ふるも勝算十二分に備はりしは疑ひなき事なるも、彼ハ兵を用ふるの止むへからざる機會あると同時に、彼は又兵の漫に興すへからざることを知れり、殊に一旦藩内に争鬪起るに於てハ、天下の大時機に後れ或ハ幕府に制せらるゝの憂あるのみならず、同藩相屠るは情に於て忍ぶ能はず、極めて萬全の策にあらざるを知り、且つ長州・水戸の如き弊患に陥いる時は終に大事を遂ぐるの期ならんことを洞識したるに由る、小松の如きは能く時務を知るの士と云ふべきなり、小松の政策は着々緒に就き全然肯綮に當り、彼が威信の中外に伸びたるより上下彼に倚服し、彼を尊重し仰望すること恰も衆星の北辰に向ふが如く、葵花の太陽に指す如く、彼の名望は殆んど全藩を壓するの勢あり、爲に一たび疾風荒原を拂ひ猛火枯林を焚くの雄風ありし佐幕党も、小松の鬼奔神馳政策に由り其の肝膽を寒やし、其急所を衝かれ茫然手を拱して爲す所を知らず、是れに依り全藩瓦解の憂ひは一轉して誠忠派の飛揚となり、得意となり、沛然として百二都城の重心は之れに傾き、沛然として勤王正義の氣焰萬丈ならんとするに至れり、然るに物其の對あるは天地自然の法なり、故に黒あれば白あり、利あれば害あり、火あり水あり、天あり地あり、一も絶對なる物の存する事なく、必らず一物あれば他物之に對し離

れざるは物理の実状なるが、蓋し物單一なれば其比類を見る能ハす、複雑にして其比較あり始めて是非も判し、利害も決し其間自づから進歩も望むを得るや必せり、果然薩藩に於ても、此の理外に逸する能はず、佐幕党ハ幸ひにして小松の政略且徳望の隆々たるにより、其党勢を拆かれ其氣息を屏めたりと雖とも、更ニ一種の新敵党は端しなく、勤王党の眼前ニ現はれたり、新敵党とは何ぞ、過激党是なり、其重もなる者ハ有馬新七・美玉三平・森山眞五左衛門等（四郎カ）の諸有志然りと雖とも彼等は主義に於て精神に於て誠忠派に反對する者にあらず、彼等は王事に勤むるの心事、幕府を顛覆し、思ふまゝに外夷を攘はんとするの大志に於て、素より誠忠派と同感なり、同論なり、唯其緩急遲速の手段よりして向々意見を異にしたる者なり、有馬等ハ急進中の最も急進なる者にして、彼等は直ちに天下正義同感の士を糺合し、京師に據りて幕府に号令し、外夷を攘らひ、幕府若し之れに従ハざる時は乃ち列藩の力を以て一舉幕府を討滅し茲に維新の偉業を遂げんと欲する一派なり、是れ即ち長藩一部の見識錚々たる浮浪壯士の輿論にして、当時実ニ大勢力を逞ふしたる議論なり、彼等は必ずしも小松を信せず、西郷を敬せず、却而誠忠派の議論を迂遠なりとし、因循なりとし心服せず、一氣呵成單刀直入し、咄嗟の間に大謀を為さんと欲したるものなり、然れとも誠忠派に於てハ断々乎として此等の激進説を取らず、諄々乎として守る所を失ハす、偏へに實力を蓄ひ天下形勢の変を窺ひ時機の到るを待てり、夫れ南州は一世の英雄なり、夫れ英雄なるが故に、幕府が彼の舉動に注目すること又た非常なりしを以て可及的當時に於ては主角を包み、鋒を隠し、幕府の忌諱に觸れざらんことを勉めたり、大久保然り、小松然り、其他の英俊然り、藩主又た然り、相成るべくん

ば天下の有志よりは全藩をして一時佐幕党の巢窟ならんかと疑はるゝまでも外観を装ひ、假に幕府の驕心を惹き而して徐ろに雄図を為さんこと誠忠派の妙計秘策として、実行したるものなり、去れば只此点より見るも有馬等の過激派が誠忠派を迂遠なりとし、因循なりとし、輿に事を謀るを屑しとせざりしもの誠ニ理由あることにして、又た止むを得ざる温激二論の衝突ならすんはあらず、茲を以て何程誠忠派は此間に立、二論の調停を計らんと欲するも無益なり、何程小松の斡旋ありと雖トモ毫も一和の見込みなきのみならず、偶々両主義の反離をして益々深からしめたり、去れば激派ハ遂ニ藩内ニ於て意を伸バす能ハす、赫々たる誠忠派の勢力に壓せられ、憤然として彼等ハ薩藩を去り、天下浮浪急激の徒と結び大ひに為す所あらんと為したるも、時勢未だ彼等ニ與みせず、終ニ彼等は寺田屋の騒動を以て空しく大志を葬むりたり、今哉奄奄たる氣息を保つ中立党は無論云ふに足らず、尚ほ幕府に百年の生命ありと信仰し、却而誠忠派の葉籠中にあるを知らず、窺かに誠忠派の覆滅近きにあらんと指笑したる佐幕党も、誠忠派に氣を吞まれ沈睡惰眠更に恐るゝに足らず、一旦持て餘ましたる過激党は果敢なく蹉跌し、誠忠派は揚々独歩の地位を占めたり、此れより後なりき、小松が公金を私用したりとの風説に屈せず公金を大久保・西郷・黒田の諸士へ与へ、自由ニ天下の豪傑ニ交らしめ、京坂及び江戸間に遊ばしめ、深く將來大業の下地を爲さしめたるハ、茲を以て天下の英俊も多く薩藩に入れり、龍馬の如き、宗光の如き皆な小松を訪ひ謀る所、教を得る所少からざりしなり、天の將さに大任を此人に降さんとするや必らずや先づ其心志を苦む時は來れり、薩藩が王政維新の事業に當るの最先つ彼等の膽力を試み、彼等の精神を鍛鍊するの機會は端しなく薩藩の頭

上に懸り来れり、此れ夫に舌人が呱呱乳を求め慈母の膝下を離れ得ざる頃の出来事、一時天下の耳目を驚かしたる衝突、即ち英國と薩藩との衝突是れなり、武州生麥に於ける奈良原の英断は偶々兩國間の大問題となり、幕府は一國の主権者として相当の處置を尽す能はず、英國政府は終に鐵艦七隻を送り薩藩に問罪の談判を迫るに至れり、然るに薩藩當時の事情は如何、幸ひにして諏訪・桂等の佐幕党首領は屈服し、有馬・森山一派の過激党は薩藩に於て意を得る能はず、先づ誠忠派の萬歳を謠ふに至りしのみならず、大敵境を壓するの時機に臨みては區々の異同ハ自から問ふの違なく、濶然として一旦外敵に向ひたりと雖トモ如何せん、雷名三百諸侯の間に鳴り、幕府を震懼せしめたる薩の雄藩も、之を英國に比するときは素より九牛の一毛たも價ひせず、殊ニ英國は懸軍万里遠く薩藩に臨めりと雖トモ、英國ハ精銳無比の兵艦七隻を以て吵々たる薩南の鹿兒島に迫れり、之に反し薩藩の兵力は兵の頭数こそ夥多しけれ、大砲の如き東に向くれは其俛ニ進も三進も動かさざるの弊器、小銃にはミネヘルを以て最上とし、其れすら總てに渡らす、多くは十匁火繩銃振割き、羽織に鉢づり被わり、必竟一番頼む所の者は槍刀の類に過ぎざりき、加ふるに西郷は南島に諷せられ茲に在らす、大久保は留主居役として京師に止り、其他の諸有志も或ひハ水戸にあり江戸にあり、各藩の間に奔走し在藩の者少なし、斯る形勢に俄然英國の攻撃に遭ふ薩藩の事実に危急なりと云ふべし、然れとも騎虎の勢ひは素より止むへからず、茲ニ於て小松帶刀決然として對抗の準備を爲し、伊地知・中山の諸氏を指揮し何時にても戦端を開くの用意を整へり、而して小松ハ到底談判の見込なく勢の必至を察し、彼は終に審議を一決し薩藩よりして戦端を開きたり、何ぞ其志氣の豪壯なる舉動の大膽

なる、流石の英國も敢なく大敗に遭ひ、彼等は士官を失ひ兵士を失ふ無数にして、船艦は撃碎せられ錨を抜くに遑あらず、退軍するの止むへからざるに逼りたり、吾人は今更生麥事件の理非曲直をいふにあらず、幕府及び薩藩が英政府に拂ひたる償金の當非を論ずるの必要なきなり、然りと雖とも此戦争を双露盤上より見ればこそ損失たるに相違なけれ、之を單に戦争其物より觀察するときは、區々たる薩藩英二堂々たる英國に打勝ちたりと云ふも敢而不可なかるへし、然り此打勝の二字ハ誠に當時の國勢に必要なりしなり、何となれば幕府が實際に薩藩を畏れ、眞乎に薩藩の潜勢力を識認したるは此役より始まればなり、又他の面より觀るときは、天下の列藩即ち勸王に志ある各藩の嚮背を一層畫然たらしめ、薩藩必らず幕府に當るの實力あるを知らしめたるものは此の戦ひに基けばなり、殊ニ之を内より察するときは強武無比の英國とすら戦ふ、幕府の如きは易々たるのみと陰約の裡に薩藩をして眼中幕府なからしめたるもの此戦争(一)のならずはあらず、尚ほ一の大なる知識を得たり、即ち攘夷の実行し難きこと是なり、縱令幸にして一旦勝利を得たりと雖とも、薩藩は此經驗に依り外夷の侮とるへからざるを洞識し、攘夷は到底良策にあらずる事を看破したり、更に語を詳にすれば、此戦争に出つて幕府を討つは易く外夷慢りに退くる能はず、幕府を仆したる以上は文明の政策を執らざるへからず、海外と交際せざるへからずとの思想は各人の腦裏に飛び入れるなり、尚ほ細かに點検する時は英國と薩藩とは是よりして一層の親密を加へ、英國の薩藩を信する深きを加へ、暗々裏に天下の政權は永く幕府に止まらず、早晚薩藩に落るの日あらん事を豫想し、英國が幕府を見限り薩藩に同情を表するに至りたるも其結果なり、嗚呼王政維新の革命より視線を下すときは、英人

の薩藩を討ちたるハ此の如き偉大にして豫想外の好成績を結ひたり、抑も小松が好みて戦端を開きたる其理由精神は此の結果を得んが爲めなりしこと決而疑ふへからざるなり、小松の希圖何ぞ高遠なる、小松の規模何ぞ廓大なる、嘉永以降國內波動の勢ひは止まる所を知らず、一波一波又た一波時運の推移は冥黙の間に行はれ、大廈の倒る、一木の能く支ふへきにあらざるが、徳川幕府の事口に非に倉皇狼狽一定の政策なく、茫々乎として此内治外交の衝に當らんと欲す、抑も難い哉、蓋し当時幕府が内外國政の逼迫に際し実行したる政策の失体を極めたる者多しと雖とも、幕府が薩藩對英國の外交問題を處する能はず、之れを薩藩と英國との間に放任したる如きは失体の最も甚たしきものなり、夫れ一國の主權者たる徳川政府が、國家の重要問題即ち國際の紛議を自づから奮つて之を解く能はず、區々たる薩藩に之を依頼したるが如きの状あるは、即ち幕府の萎靡不振到底政權を托するに足らざることを天下に向つて布告したるもの、み更に約言すれば幕府ハ慶應末年の政權奉還戊辰の一舉に依り仆れたるにあらず、実に英國軍艦七隻が錦江に入るの日を以て全く自づから顛覆したる者なり、去れと此事件に関して幕府は全く無謀なりしにあらず、無策なりしにあらず、幕府は實に天下列藩の有志が唱ふる攘夷の一議に對し持て餘まし、之を実行せんか到底奏功の見込なきのみならず、一國の興亡に係る、大事なるを知り、之に反せんか民間志士の激動を如何進むも非なり、退くも非なり、幕府は此死地に陥り居るの際、端しなく生麥の事變出来し、幕府ハ此始末を薩に委するは極めて失体たらんことを知らざるにあらずと雖とも、轉して攘夷の實行し難き事、幕府の施政の失當ならざることを天下に向つて廣く知らしむるは又た難得きの好機會なるを認むるが故に、

茲ニ至りし事は誠に明白なる事実たりとす、然るに幕府が希望したる攘夷の容易に行ふへからざるを一般に知らしむるの目的は、幸ひにして一半を遂げたりと雖とも、日本の政權は王室に歸せざるへからず、幕府は遂ニ國家を代表するに足らず、是非とも改革の時業は遂げざるへからざるの思想をして牢乎たるに至らしめたるものは、實に此等の外交問題に由るなり、詳くいへば生麥事件の如き外交問題に依り王政維新の段階に一層を進めたり、嗚呼危ひ哉當時日本の國勢、既ニ印度を蹂略したる英國、既ニ安南を占領したる佛國、豈に此際日本に對し一片の野心なしとせんや、若し日本の形勢にして乗すへきの機ありしとせんか、關東八州の沃野、東海百里の平原何ぞクライブ、ヘスチンクの如き人物に蹂躪されざりしを知らんや、然り佛國の如きは頻りに幕府に結ばんとし、英國ニ至りては暗に薩長を幫助せんとしたる形跡は照然燿ふへからず、現に三世那翁は在巴里の栗本鋤雲に告ぐるに、二萬の兵力を假さんと云ふに至れり、然りと雖とも歐洲國の關係は當時末た今日に如く定まらず、千八百二十九年には英國支那と戦ひ、千八百五十四年には英・佛・露・土間のクリミア戦争あり、千八百五十七年には英佛連合して支那と戦ひ、千八百六十年にハ伊太利・統一、千八百六十一年には米國南北戦争等あり、所謂東方論なるものも今の如く勢力を有せざりしに由り、即ち歐洲の多事により、日本に関する政策緩漫に失したるより、或ひは日本の康福となりしもの少からざるへしと雖とも、彼等の日本に乗すへき餘地なく、縱し餘地ありと雖とも薩の如き長の如き上の如き薩藩を畏れたるの致す所も又た大なるものと知らざるへからず、風雨一過山愈青、薩藩は英國と戦ひ一層の元氣を得たり、無形の知識を得たり、王政維新ニ當るの地盤を固めたり、機あらは

直ちに爆裂せん計りなり、然りと雖とも三百年來日本の政權を掌握し、江戸城に據り八萬騎を指揮し、函嶺を守りて國土の形勢を壓し二條大阪の咽喉を扼して京師に備ふるの幕府、軍艦兵器財力を有するの幕府、各藩尚ほ徳川に帰嚮し、勤王を稱する諸藩、二の足を踏みつゝあるの當時、討幕の容易ならざる事を知るへし、故に幕府より之を觀るときは、雄藩の連衡程畏るべきものはあらざりしなり、連合だに齊はざるの日は徳川が天下を制するの策充分に生るゝの望みあるなり、然らば徳川が時に薩を揚げ長を抑へ、或ひは薩を貶し長を褒し、一揚一抑一褒一貶薩長を離間せんと計りたる深意知るべきなり、徳川は實に此離間策に向つて殆ど精神を傾けたりと云ふも敢て誣言にあらざるべし、若し剗切に之をいへば王政維新の成否は繫けて此薩・長・土三藩の連合問題にあり、幕府が之を破るに力を効したる当然の事なり、天下の局面漸く一轉の時機は近つけり、外交愈々面倒なるに随ひ浮浪有志の激昂は益々太甚たしく、列藩中又次第に幕府の政策に異議を挾さむもの多く、京師の氣焔日に騰かり、幕府の失体を憤慨し、王室の陵夷を浩歎し、日本國家の形勢既に危急の域に陥りたるを痛論するの志士仁人ハ、勢ひの激する所時會を觀るの遑なく、前後咄嗟の間に事を擧ぐるの止むへからざるに至れり、或は生野の銀山或は筑波山或は五條、又或は蛤御門の役紛々擾々海内の騷亂実極れり、此時に當りて薩藩の大勢疾くに定まり、今故内顧の憂ひなく、且つ英國との戦争に由り倍大の勇氣を鼓舞され、王政維新の錯節に當るの覚悟は凜乎として犯すへからず、西郷の如き大久保の如き小松の如き皆な薩南の風雲を蹴つて中原へ乗り出たせり、京師政変の要衝に飛び入り、幕府は薩藩の議論殊二穩當にして剩へ薩藩人士中公武合体の折衷説すら唱道するもの多

く、意外に薩藩の傾向波なく風なく平々仄々たる如き觀あるを察するや、曾而薩藩を嫌疑したるの心は漸然薄らき、反つて薩藩を友視するに至りたると同時に、幕府が長州を忌むの意高まり、全く幕府が見て過激の凝塊なりと思惟したる長州人の入京を禁し、京師の守護は總て會薩の二藩に重權を托すること、なる、されは一時の政略上主義に於て精神に於て全く同一なる長州と手を分かち、却而佐幕黨の張本なる徳川骨硬の臣なる會藩と并ひ立ち、京師を守らざるへからざるの事情に迫り、蛤御門の役の如きは薩藩、會藩の全力を傾けて長兵を退けたり、初度の長州征伐の如き薩藩も幕府の号令に従ひ兵を長州に向けること、はなれり、蓋し此の際に於ける幕府の得意は實に思ふべきなり、薩長の間は思ひ通り離間し、薩は疑もなく幕府の味方となり了したる如き模様あれはこそ、故に幕府は此の孤立したる長藩に向ひ天下の兵を以て討ち、殊に薩が之を助くるに於ては事知るべし、旬日を出てすして長藩を討滅し、徳川の盛運開くるならんと當時の意中を付りて敢て大なる誤謬なかるべし、嗚呼何ぞ測らん、後二年を出すして徳川の政府を顛覆したるものは此の波なく風なく平々坦々らしく、幕府の熱心なる味方らしく一時見做されたる薩藩ならんとは、又何ぞ図らん此等の鬼謀神策、幕府の深く信したる小松・大久保の意中より出んとは、實に意外たりしなり、然り幕府は實に薩藩の術中に陥あり、彼自身は噴火山頂に立ちつゝあるを知らざりしなり、然るが故に彼は茫又茫として空想の夢中に可憐にも各諸侯の兵を以て長州の四境に莅めり、而して其結果は如何、堂々たる徳川の大軍眇々たる長州一藩を征服する能はず、反つて幕軍は連戦連敗家康以來未曾有之大敗を被りたり、茲を以て徳川の失体愈々暴露し、鼎の輕重又た論するに足らず、嗟吁先きに幕府

(藩カ)

は英國對薩論の外交問題に於て主權者たるの外形を失ひ、今は全力を尽して長州の一藩を制する能はず、主權者たるの実力なきを天下に告白し、今は形實共に幕府の威信ハ地に墜ちたり、然らば幕府が長州征伐の、擧は王政維新に進むの、大段落たらずんばあらず、是れに依り識者は天下の潮流那邊にあるを推知し得たり、薩長相引クの力は一層の度数を加へたり、疑ふなかれ、此時既ニ薩・長・土連衡の計畫は着手され、幕府長州を征する前後に黒田行き、西郷行き、高崎行き、長土の間に斡旋し連衡を謀りつ、あるを、故に幕府が再び長州を征するの擧ある、幕府は大久保を二條城に喚び薩藩の出兵を促せり、然ルニ薩藩に於ては小松帶刀等主唱となり、薩・長・土の連衡ヲ計り今既に其内約整ひし後なれば、二條城ニ於ける大久保何ぞ出兵の幕命を奉するを得んや、彼は徳川の嚴命容易に背き難く、且つ出兵を拒むの理由なきに弱するや、彼は二條城に於て痴漢となり輦者となり終に辛く出兵を肯ふに至らずして事済みたり、聞く是れ此策は全く窺かに大久保の小松等と議定したる結果なりしなり、惟ふに當時に於ける幕府の狼狽は勿論いふまでもなし、味方と思ひつる薩藩は意外にも幕府當面の敵たる長州に好意を表するのみならず、反つて薩・長連合せざるなきやの疑心起りては焉くんぞ幕府の驚慌起らざるを知らんや、思ふて茲に至れば大勢の變遷又た驚くべきにあらずや、王政維新の火の手は思ひもよらぬ邊りより擧げられたり、曾つて藩論久しく走まらず、薩長の側よりは佐幕党の根據にあらざるかと疑はれたる土藩は、坂本龍馬・小松帶刀・西郷吉之助等の斡旋により全藩の有志嚮ふ所を知り、漸く三藩連衡の内盟調ひ、茲に王政維新の立脚地を建るや、徳川の姻戚にして而かも信用深き豪放明識の山内容堂は早く天下の幾先を察し、時運の趣く所人心の

歸する所を達觀し、慶應三年にハ後藤象次郎等をして政權返上の建言書を幕府に呈奏したり、然るに政策悉く失當にして天下の人心を失ひ土崩の勢ひ既ニ成り、識者より觀るときハ唯自つから遺散せん計りの幕府なるにも抱はらず、彼自身の考案中には尚幾多の経綸湧き、徳川の政權を維持するに於て多くの望を有し、剩へ幕府を信任するの諸侯幕府を畏る、の藩々少なからざるの秋に當り、俄然として政權奉還を逼る徳川の心事知るべきなり、譜第列藩の意中測るべきなり、茲に於てか幕府は天下の諸侯を二條城に會し政權奉還の可否を詢る、陪臣中此の會議に列席したるは後藤象次郎・小松帶刀兩人のみ、幕府素より政權を返上するの儀に對し大に意を得ざるものあるも、内外國政の逼迫は端しなく、幕府を半信半疑ならしめ、幕府ハ止むなく諸侯を會して嚮背の意見を叩く、群藩狐疑せざるを得んや躊躇せざるを得んや、徳川の意向測るべからざるのみならず、各藩相ひ互ひに心事を知る能はず頗る驚慌したり、去れば幕府を賛して政權返上の不可説を執るものも大義名分の上よりして公然発表する能はず、又た政權返上の止むべからざるを知るものも幕府の威望を畏れて公言する能はず、實に奇怪の現象を極めたり、此會議を他の面より觀るときは、即ち京都幕府兩政府の信任を輿論に問ふの大會議なり、維新大業の成否ハ一に繫りて此大會議の模様如何に由りて決す、其關係實に重大ならずや、然るに小松帶刀は天下の諸侯口を噤して奉答する道を知らず相見て茫然たるの際、独り進んで徳川に政權奉還の止むべからざることを、極めて幕府の美德にして國家の急務なること、政權奉還ハ時勢人情より見るも正理公道より察するも最も公明正大の行為たるべきことを痛論し、双手を開いて政權奉還を幕府に勸説したり、是により幕府も一たび意を決し政權返上を朝

廷に乞はざるへからざるに至りたるもの、実に小松の断々乎たる当日の確答に基つかずんはあらず、政權奉還論者の逸物なる坂本龍馬が夫の大會議の当夜暗撃されたるを觀へ、如何に佐幕党が政權奉還ニ不服なりしかは実に想像するに餘りあり、嗟呼小松の如きは萬死を冒して政權奉還を徳川に勸告したるものなり、彼が國士としての眞骨頭、彼れか政治家としての膽略技倆、薩摩男子として本領維新の元勳としての手腕は此處にあるなり、此一事よりして小松の名聲ハ愈々籍甚、彼は薩摩勤王党の首領たるの地位より飛んで天下勤王党の巨魁となれり、下政維新の風潮頻りに激し長江大河犯かすへからず、一たび潰裂せされハ事如何とも為し難きの時會に逼るや、京師には俊傑雲の如く集る、之を他藩にしてハ木戸・廣沢・後藤・坂本・江藤・大村・板垣あり、薩藩にハ西郷・大久保・黒田・海江田等の諸士あり、小松は実に其中央に立つて維新改革の樞柄を握れり、故ニ戊辰の春徳川慶喜大軍を率ひて京師に迫り、伏見・鳥羽に止まり京師の意を窺ふや、大機既に熟し時勢人心疾く勤王党に歸したりの當時なりとはいへ、土州に於てハ未だ兵を送らず、長兵は入京を禁せられ、僅に薩州外二三小藩の以て京師を守護するなるにも抱らず、幕府は大阪の咽喉を扼し、二條城を本據となし、海には數艘の鐵艦を浮へ、數万の精兵を擁して京師を衝く、京師は恰かも囊中の如し、此時に方り朝議如何ぞ動搖せざらん、逡巡せざらん、而して西郷・小松等断乎として開戦説を執り動かす、遂ニ王政維新の烽火は擧られたり、伏見・鳥羽に於て幕軍は大敗したり、此れに由り天下の嚮背は一決したり、長州も入京を容され兵を出たせり、土州も兵を送れり、勤王党の氣焰萬丈殆ど江山を擧ぐるの概あり、勢ひ此極に至り焉んぞ幕府江戸城を守り得んや、函嶺を扼し得んや、嗚呼

王政維新は如此くにして遂けられたり、誰か偉ならずといはんや、彼は実に千石の恩榮を得たり、彼れは參與に列したり、五條の誓文に於て尽す所あれり、廢藩置縣に力を致せり、外交事務の繁劇に當れり、惜い哉天此の偉人に年を假さず、彼は大志の十一も行ふ能はず空しく現世を辭し去れり、彼れが明治維新に對する終綸を擧ぐれば、彼は劈頭藩政を整理して立脚の地を建、藩論を一定して王政維新に當るの地盤を固め、薩・長・土三藩の連衡を謀りて天下の大勢を制し、其れより進んで一たび兵革を用ひ舊來の耳目を一變し、茲ニ革新の大業挙るを待ち諸般の改革を遂げ、内治を整理し外萬國ニ對交して國家の大本を建立するにあり、嗚呼吾人は彼れに一流政治家の名稱を與ふるに吝ならざるなり、

本書者小松帶刀公ノ成績を社會に發表せしめぬ事を希望し、予が集聚したる処の此材料を鹿兒嶋毎日新聞社江齋して、本年五月廿八日より同六月九日迄に掲出せられたる処の記事を謄寫いたし置くもの也、

明治廿六年六月

祿寝 直治

小松帶刀逸事

小松帶刀幼名ヲ肝付尚五郎ト称ス、其小松家ヲ嗣クヤ、先ツ流竄ノ家臣ヲ特赦シテ旧役ニ復サシメ、或ハ罪アリテ一家ヲ没収セラレ、流離顛沛出デ、他郷ニ在ルモノハ、渾テ召還シテ其家財ト録高トヲ舊ニ復シ、且庶民ノ困窮ヲ救濟センカ為メ年々上納米半額ヲ減免シ、加之金五百貫文宛ヲ給與シタルヲ以、積年ノ苛政ニ苦

ミ居タル領内ノ民始メテ愁眉ヲ開キ歎呼謳歌シテ仁君ヲ得タルヲ喜ビタリ、之帶刀ノ天下ニ名聲ヲ轟カシタルノ第一端緒トス、

西郷吉之助ヲ大目付ト爲サントスルノ内議アルヤ、吉之助之レヲ聞キ飄然薨城ヲ出ツ、其蹤跡ヲ知ル者ナシ、人皆果然爲ス所ヲ知ラス、帶刀以爲ク、彼必ス陸路肥後ニ赴キシナラント、及チ單身馬

ニ鞭チ晝夜兼行シテ追跡シ、終ニ川内東郷ニ於テ追及シ、勸諭慰藉漸クニシテ同伴以歸麿シタルガ故ニ、更ニ前議ヲ改メ京都ニ赴カシメ(上京ハ正郷)、大ニ國事ニ尽ス所アラシメタリ、

一西郷吉之助・村田新八等ノ流竄セラレテ大鳴ニ在ルヤ、吉井幸助ヲシテ之レヲ京都ニ召還サシム、其京都ニ着スルヤ相伴フテ帶刀ノ旅寓ニ至リ天下ノ大勢ヲ議ス、吉之助未タ帶刀ト相識ラス、當時帶刀ハ大夫ノ重職ニ在リ、其面前ヲ憚カラス其初對面ナルヲ願

ミス、婦參ノ恩ヲ弁ヘス、直ニ横卧シテ応答シ、恰モ礼義ヲ知ラサルモノ、如ク其挙動無礼漢タリ、帶刀之ヲ咎メス侍者ヲ呼テ曰ク、吉之助遠路ノ旅行疲勞察スルニ耐ヘタリ、故ニ枕ヲ與フベシトテ之ヲ命ス、後古之助人ニ語テ曰、余帶刀ノ胸中ヲ探試セシニ、

實ニ世評ニ違ハス吾輩ノ泰斗ト仰クヘキ識量アル人傑ト謂ベシト、之ヨリ大小ノ事必ス帶刀ノ決ヲ仰キテ以テ爲スニ至レリ

一明治元年帶刀至急ノ公用アリテ汗馬ニ鞭チ品川駅ヲ通行ス、偶々四條殿儀仗兵ニ大隊ヲ引率シ堂々列ヲ整ヘ通行サル、ニ邂逅セリ、然レトモ帶刀ハ敢テ敬礼ヲ尽サス鞭ヲ加ヘテ通過セントス、殿ノ侍者即チ呵シテ曰ク、四條殿ニ向ツテ礼ヲ竭サス騎馬通過スル者ハ果シテ誰ゾ、其官職姓名ヲ聞カント、帶刀即チ答テ曰ク、余ハ

小松帶刀ナル者ニシテ四條殿トハ豫而緋里戸口ニ於テ親ク交際アルモノ、殊ニ急用ノ際ハ上位ニ遇フモ下馬スルニ及ハストノ朝

命ヲ受ケ居レリ、然ルヲ所爲不敬ナリトアラハ用濟ノ後チ親ク御旅館ニ伺候シ其罪ヲ謝セント、侍者曰ク、否ナ是レ四條殿ノ御意ニアラス其儀ニ及ハスト相辭シテ去レリ、

一慶應四年二月土州浪士等英國軍艦士官某ヲ大阪ニ殺害スルヤ、英人大ニ怒リ戰艦ヲ土藩ニ向ントス、外國官知事宇和島藩主、全副知事小松帶刀同艦ニ至リ、下手人ヲ嚴刑ニ處スル旨ヲ告ケ、即チ艦長等ノ面前ニ於テ浪士十六人ヲ死刑ニ處ス、刎首シテ十一人ニ到ル、刑人敢而臆スルノ色ナシ、縱容トシテ死ニ就ク、

艦長等嘆シテ曰、彼等ノ刑ニ伏ス何ソ其潔白ナルヤ、罪既ニ贖フニ足レリ、自余ノ者ハ刑スルニ及ハスト、爰ニ於テ終ニ其局ヲ結フニ至レリ、之偏ニ帶刀ノ効ニシテ 帝國ノ災ヲ防キシハ實ニ難得ノ人材ナリトス、

一文久貳年生麥ノ變起ルヤ、當時帶刀ハ側役トシテ 久光公ニ隨從セリ、公ノ歸麿スルヤ即チ帶刀ヲシテ國老職ニ任用シ、江戸ニ赴カシメテ幕府ト英公使トノ間ニ奔走周旋シ、島津家ヲシテ賠償ノ責ヲ免レシメシハ其効與リテ力アリト云フ、

一慶應二年徳川慶喜公全國ノ諸侯ヲ京都ニ條城ニ召集シテ政權返上ノ可否ヲ議ス、(慶)倍臣中列席セシハ小松帶刀、後藤象次郎兩人ナリ、諸大名皆人トシテ是非ヲ論スルモノナシ、帶刀末席ヨリ進出テ政權返上ノ至当ナルヲ痛論シ、終ニ議決シテ政權改ニ朝廷ニ奉復スルヲ得タリ、當日小松ノ侍者トシテ西郷吉之助・大久保一藏隨從シ玄關ニ扣ヘ居タリ、

一帶刀性磊落天下ノ大事ヲ圖ルニ及ヒ四方ニ探偵ヲ發シ、又自身ハ遊蕩ニ感溺スル狀ヲ示シ、常ニ妓ヲ愛シテ佐幕黨ノ機密ヲ知ルノ道ヲ求メ、大ニ便利ヲ得セシト云、又資ヲ吞マシテ國家ノ爲産ヲ掲グ、

既刊史料名

三十四年	第一集	薩藩政要録
三十五年	第二集	丁丑日誌(下)
三十六年		(上)
三十七年	第三集	薩摩国新田神社文書
三十八年	第四集	一向宗禁制関係史料
三十九年	第五集	薩摩国山田文書
四十年	第六集	諸家大概・職掌紀原
四十一年	第七集	薩摩国阿多郡史料・山田聖米日記
四十二年	第八集	御登道中口帳御下向・列朝制度
四十三年	第九集	明治元年戊辰戦役関係史料
四十四年	第一〇集	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並解説
四十五年	第一集	管窺愚考・雲遊雜記伝
四十六年	第二集	川上忠塞一流家譜
四十七年	第三集	本藩人物誌
四十八年	第一四集	薩陽過去帳
四十九年	第一五集	備忘抄・実久公御養子御願一件
五十年	第一六集	鹿児島県地誌上
五十一年	第一七集	鹿児島県地誌下
五十二年	第一八集	薩藩舊士文章
五十三年	第一九集	薩藩先公貴翰 乾
五十四年	第二〇集	薩藩先公貴翰 坤
五十五年	第二一集	小松帯刀傳・履歴・記事

鹿児島県史料刊行委員会

五十首順

川越政則	南日本新聞社
芳即正	鹿児島県立短期大学
北川鉄三	鹿児島大学名誉教授
桐野利彦	鹿児島女子短期大学
桑波田興	鹿児島大学教育学部
五味克夫	鹿児島大学法文学部
小西四郎	前東京大学
犀川碓吉	前中南高等学校
竹内理三	前早稲田大学
原口虎雄	鹿児島大学名誉教授
福岡武雄	鹿児島新聞社
宮下満郎	鹿児島県維新史料編さん所
村野守次	鹿児島女子短期大学
桃園恵真	鹿児島大学名誉教授

小松帶刀傳・履歴・記事

昭和五十五年十一月二十日

発行

鹿児島市城山町五の一
鹿児島県立図書館内
鹿児島県史料刊行会

印刷

鹿児島市山下町四一八
鹿児島県教員互助会印刷部

